

**浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）
運営事業**

様式集及び記載要領

平成28年5月31日

浜松市上下水道部

【 目 次 】

第1.	提出書類及び各様式の記載要領.....	1
1.	説明会及び現地見学会参加申込時における提出書類.....	1
2.	質問の受付時における提出書類.....	1
3.	守秘義務対象開示資料の貸与申込時における提出書類.....	1
4.	資格審査に係る審査様式集.....	1
5.	参加辞退及びコンソーシアム構成員の参加資格喪失等に関する提出書類.....	3
6.	提案審査書類受付時における提出書類.....	3
第2.	作成上の留意点.....	5
1.	提出書類の位置付け.....	5
2.	企業名の記載.....	5
3.	記載内容.....	5
4.	書式等.....	5
5.	編集方法.....	6
6.	提出方法.....	6
	説明会及び現地説明会、質問に係る提出書類.....	7
	【様式1】募集要項等に関する説明会参加申込書.....	8
	【様式2】現地見学会参加申込書.....	9
	【様式3】質問書.....	10
	守秘義務対象開示資料の貸与申込時における提出書類.....	11
	【様式4-①】守秘義務対象開示資料貸与申込書.....	12
	【様式4-②】守秘義務の遵守に関する誓約書.....	13
	【様式4-③】第二次被開示者への資料開示通知書.....	16
	【様式5】破棄義務の遵守に関する報告書.....	17
	資格審査に係る審査書類様式集.....	18
	【様式6-①】参加表明書（応募企業用）.....	19
	【様式6-②】参加表明書（コンソーシアム用）.....	20
	【様式7-①】応募者の名称等（応募企業用）.....	21
	【様式7-②】応募者の名称等（コンソーシアム用）.....	22
	【様式8】委任状.....	24
	【様式9-①】参加資格確認申請書（応募企業用）.....	25
	【様式9-②】参加資格確認申請書（コンソーシアム用）.....	26
	【様式9-③】実績を証する書類（応募企業用・コンソーシアム用 共通）.....	27
	【様式10-①】市の競争入札参加資格がない場合の事前申請に必要となる書類.....	29
	【様式10-②】市の競争入札参加資格がない場合の事前申請に必要となる書類.....	31
	【様式11】資格審査の附属資料提出確認書.....	32

【様式 12】 提案概要書	35
参加辞退及びコンソーシアム構成員の参加資格喪失等に関する提出書類.....	36
【様式 13-①】 辞退届（応募企業用）	37
【様式 13-②】 辞退届（コンソーシアム用）	38
【様式 14】 参加資格喪失等通知書.....	39
提案審査に係る審査書類様式集.....	40
【様式 15-①】 提案審査書類提出書（応募企業用）	41
【様式 15-②】 提案審査書類提出書（コンソーシアム用）	42
【様式 16】 委任状（コンソーシアム用）	43
【様式 17-①】 運営権対価提案書（応募企業用）	44
【様式 17-②】 運営権対価提案書（コンソーシアム用）	45
【様式 18-①】 要求水準書に関する確認書（応募企業用）	46
【様式 18-②】 要求水準書に関する確認書（コンソーシアム用）	47
【様式 19】 提案書類様式集.....	48
提案書類様式集.....	48
1. 提案様式.....	49
2. 作成要領.....	63
3. 添付資料.....	66

第1. 提出書類及び各様式の記載要領

1. 説明会及び現地見学会参加申込時における提出書類

- ① 募集要項等に関する説明会参加申込書 (様式 1) <1部>
募集要項等に関する説明会への参加を希望する企業ごとに提出すること。
- ② 現地見学会参加申込書 (様式 2) <1部>
現地見学会への参加を希望する企業ごとに提出すること。

2. 質問の受付時における提出書類

- 質問書 (様式 3) <1部>
募集要項 第3-4-(3)の記載を確認の上、別途提供するMicrosoft Excelデータに記入して提出すること。

3. 守秘義務対象開示資料の貸与申込時における提出書類

- ① 守秘義務対象開示資料貸与申込書 (様式 4-①) <1部>
守秘義務対象開示資料の貸与申込を行う企業は、守秘義務の遵守に関する誓約書(様式 4-②)を添付し、記名捺印の上、提出すること。
- ② 守秘義務の遵守に関する誓約書 (様式 4-②) <1部>
様式に記載の誓約事項を確認し、記名捺印の上、提出すること。
- ③ 第二次被開示者への資料開示通知書 (様式 4-③) <1部>
守秘義務対象開示資料の貸与を受けた企業が、守秘義務の遵守に関する誓約書記載の第二次被開示者に対して守秘義務対象開示資料の全部又は一部を開示したときは、開示後速やかに提出すること。
- ④ 破棄義務の遵守に関する報告書 (様式 5) <1部>
守秘義務対象開示資料の貸与を受けた企業及び当該企業から守秘義務対象開示資料の開示を受けた第二次被開示者は、各々がその使用を終えた時点で、責任を持って同資料を破棄し、様式に記名捺印の上、提出すること。

4. 資格審査に係る審査様式集

- ① 参加表明書
 - a. 参加表明書 (応募企業用) (様式 6-①) <1部>
 - b. 参加表明書 (コンソーシアム用) (様式 6-②) <1部>いずれかの様式に代表者が記名捺印し、印鑑証明書を添付して提出すること。

② 応募者の名称等

- a. 応募者の名称等（応募企業用）（様式 7-①） <1部>
b. 応募者の名称等（コンソーシアム用）（様式 7-②） <1部>

募集要項等に基づき、応募者の名称等を記載すること。本事業の選定に関連する応募者のアドバイザー（その協力会社等を含む。以下「応募アドバイザー」という。）がある場合には、応募アドバイザーについても記載すること。

③ 添付書類 <1部>

応募企業又はコンソーシアム構成員について以下の書類を添付すること。また、応募アドバイザーについては「a. 会社概要」を添付すること。

- a. 会社概要（パンフレット等の使用も可）
※原則としてA4サイズのものとするが、これと異なる既存の書類があるときは、その提出を認める。
- b. 登記簿謄本（直近3カ月以内の現在事項全部証明書）
- c. 印鑑証明書
- d. 法人税納税証明書
- e. 消費税及び地方消費税納税証明書
- f. 法人住民税納税証明書（直近2か年分）
- g. 法人事業税納税証明書（直近2か年分）
- h. 有価証券報告書
- i. hがない場合、直近2期分の事業報告及び計算書類（単体及び連結）
※海外の企業については、これらを代替するものとするが、翻訳文を添付すること。

④ 資格審査書類

- a. 委任状（様式 8） <1部>
コンソーシアムを構成する場合は、提出すること。
- b. 参加資格確認申請書（応募企業用）（様式 9-①） <1部>
様式に記載の誓約事項を確認し、代表者が記名捺印の上、提出すること。
- c. 参加資格確認申請書（コンソーシアム用）（様式 9-②） <1部>
応募者がコンソーシアムである場合には、代表企業以外のコンソーシアム構成員について、様式に記載の誓約事項を確認し、代表者が記名捺印の上、提出すること。
- d. 実績を証する書類（応募企業用）（様式 9-③） <1部>

募集要項 第3 - 3 - (3) 実績要件に掲げられた事項に係る実績を記載の上、当該実績を確認するための資料を添付して提出すること。

A3サイズの資料を添付する場合には横長片面印刷とし、A4サイズ縦長に折り込みの上、提出すること。

e. 市の競争入札参加資格がない場合の事前申請に必要となる書類

(a). 入札参加資格申請用市税完納証明書 証明願 (様式 10-①) <1部>

(b). 暴力団排除に関する誓約書 (様式 10-②) <1部>

市の競争入札参加資格がない者のうち、浜松市内に本店を置く場合又は浜松市内の支店・営業所等へ参加等を委任する場合は、入札参加資格審査申請用市税完納証明書の証明願により、市税完納証明書(又は、課税がない旨の記載を受けた証明願)を取得し、提出すること。

また、暴力団排除に関する誓約書については、市の競争入札参加資格がない者が本審査に応募しようとする場合、代表者が記名捺印の上、必ず提出すること。

⑤ 資格審査の附属資料提出確認書 (様式 11) <1部>

応募者が自ら附属資料を確認した後、必要書類を添付して提出すること。

⑥ 提案概要書 (様式 12) <10部>

作成要領を参照の上、義務事業、附帯事業及び任意事業について、その概要を記載すること。なお、⑥ 提案概要書は上記①～⑤とは別冊として、10部提出すること。

5. 参加辞退及びコンソーシアム構成員の参加資格喪失等に関する提出書類

資格審査書類の提出後、必要に応じ、提出することができる。

① 辞退届 (様式 13) <1部>

提案審査への参加を辞退する場合に、代表者が記名捺印の上、提出すること。

② 参加資格喪失等通知書 (様式 14) <1部>

コンソーシアム構成員が参加資格要件を満たさなくなった場合、コンソーシアム構成員を支配している者が変更された場合、又は、新たに第三者に支配された場合に、当該事由の判明後速やかに通知すること。

6. 提案審査書類受付時における提出書類

(1) 提案審査書類

- ① 提案審査書類提出書 (様式 15) <1 部>
様式に記載の誓約事項を確認し、代表者が記名捺印の上、提出すること。
- ② 委任状 (コンソーシアム用) (様式 16) <1 部>
コンソーシアムの場合、全構成員が記名捺印の上、提出すること。
- ③ 運営権対価提案書 (様式 17) <1 部>
運営権対価の提案額を記載し、記名捺印の上、提出すること。
- ④ 要求水準書に関する確認書 (様式 18) <1 部>
様式に記載の誓約事項を確認し、記名捺印の上、提出すること。
- (2) 提案書類 (様式 19) <17 部>
提案項目、ページ制限等については様式19 提案書様式集 2. 作成要領に記載のとおりとする。作成に当たっては、募集要項、要求水準書 (案)、モニタリング基本計画 (案)、優先交渉権者選定基準等を踏まえ、作成要領を参照すること。なお、提案書類は上記(1)提案審査書類とは別冊として、17部提出すること。

第2. 作成上の留意点

1. 提出書類の位置付け

書類の作成に当たっては、募集要項、優先交渉権者選定基準等を熟読し作成するとともに、提案書類の審査上及び契約上の位置付けをよく理解すること。

なお、優先交渉権者として選定された場合、提案書類は実施契約の一部を構成するものとなるため、資格審査書類と提案審査書類との内容について齟齬又は矛盾がある場合には、実施契約締結までに調整するものとする。

2. 企業名の記載

提案書類（様式19）では、社名、ロゴマーク等を記載しても構わない。ただし、うち、7部については作成要領を参照して、応募者及び応募アドバイザー、その他本公募に関し特定の応募者への支援・協力を行う者の企業名及び企業を類推できる記載（ロゴマークの使用等を含む。）は行わないこと。

3. 記載内容

各様式の作成については、平易な文章で具体的かつ明確に記述すること。また、具体的かつ明確に記述するために必要な項目等がある場合は、適宜、追加記述すること。

なお、提案を分かり易く説明するための模式図やイラスト等による表現は可能とする。各様式において記述による説明が必要とされている事項（必須記載事項）については、必ず記述すること。記述のない場合は失格とすることがある。

各様式間においては、記載内容の整合性を図ること。

造語、略語は、専門用語、一般用語を用いて初出の個所に定義を記述すること。

他の様式や補足資料に関連する事項が記述されているなど、参照が必要な場合には、該当するページを記述すること。

4. 書式等

各提出書類に用いる言語は日本語、通貨は円、単位は原則S I 単位とすること。

使用する用紙は、表紙を含め、各規定様式を使用し、特に指定のある場合を除き、A 4 サイズ縦長両面印刷とし、左側2点綴じ冊子とすること。また、様式1 2及び様式1 9についてはA 3 サイズ横長片面印刷とし、A 4 サイズ縦長に折り込みの上、他書類と共に冊子とすること。

頁数に制限がある場合は、それを遵守すること。

図表等は適宜使用して構わないが、規定の頁数に含めること。

図面及び図表等を除き、各提出書類で使用する文字の大きさは10.5 ポイント以上

とし、特に指定のある場合を除き、左20mm、右15mm程度の余白を設定すること。
会社概要及び実績を証する書類については、パンフレット等の使用を認める。

なお、各提出書類はカラーで記載しても構わない。ただし、市は必要に応じて、提出される書類を白黒で複写する場合があることに留意すること。

5. 編集方法

書類の順序は、様式通番のとおりとし、様式が複数ページにわたるときは、右肩にページ番号を付すこと。

各様式は、以下のように取りまとめ、提出すること。

① 資格審査書類

①-1 と①-2 は別冊とすること。

①-1 参加表明書	様式6～11及び会社概要等の添付書類
①-2 提案概要書	様式12

② 提案審査書類

②-1 と②-2 は別冊とすること。

②-1 提案審査書類	様式15～18
②-2 提案書類	様式19

6. 提出方法

資格審査書類及び提案審査書類は、正本及び副本を指定の部数提出すること。また、副本の表紙には、右肩に通し番号を付けること。

各様式は、Microsoft Word 又は Microsoft Excel を使用して作成すること。

資格審査書類及び提案審査書類の受付時における各提出書類については、各情報が保存されているCD-R又はDVD-R等の電子媒体を3部提出すること。Microsoft Excelで提出を指定している書式についても、当該電子媒体により提出すること。なお、計算の数式及び他のシートとのリンクが残ったままとし、再計算等が可能な状況で提出のこと。

様式19について、うち7部は応募者の個別の名称を伏せた上での提出を指定している。市が確認の上、応募者及び応募アドバイザー、その他本公募に関し特定の応募者への支援・協力を行う者の企業名及び企業を類推できる記載（ロゴマークの使用等を含む。）が見受けられる場合、市は黒塗りする等企業名を類推できない形にした上で審査を行う場合がある。したがって、様式内で用いる文字、図、表、写真等については、データでのカット&ペーストができる状態のまま提出すること。

説明会及び現地説明会、質問に係る提出書類

【様式1】 募集要項等に関する説明会参加申込書

平成 年 月 日

浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業
募集要項等に関する説明会参加申込書

浜松市水道事業及び下水道事業管理者 宛て

住所又は
所在地

商号又は
名称

代表者

印

「浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業」に係る募集要項等に係る説明会への参加を申し込みます。

■担当者連絡先

所属部署		
担当者氏名		
連絡先	電話番号	
	F A X	
	メールアドレス	

■参加者

所属部署・氏名①	〇〇〇部〇〇〇課 〇〇 〇〇
所属部署・氏名②	〇〇〇部〇〇〇課 〇〇 〇〇

- ※ 参加者は本事業に参加を検討する民間企業等とし、1者につき2名までとしてください。
- ※ 会場受付において参加申込書の原本を提出してください。
- ※ 当日は、募集要項等をご持参してください。
- ※ 募集要項等に関する質問は、募集要項等公表時にお示しする方法により提出してください。
- ※ 写真撮影、映像撮影は禁止とさせていただきます。
- ※ 代表者名及び印鑑は、権限規程に基づく決裁者のものとしてください。

【様式 2】 現地見学会参加申込書

平成 年 月 日

浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業
現地見学会参加申込書

浜松市水道事業及び下水道事業管理者 宛て

住所又は
所在地

商号又は
名称

代表者

印

「浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業」に係る現地見学会への参加を申し込みます。

■担当者連絡先

所 属 部 署		
担 当 者 氏 名		
連 絡 先	電 話 番 号	
	F A X	
	メールアドレス	

■参加者

所属部署・氏名①	〇〇〇部〇〇〇課 〇〇 〇〇
所属部署・氏名②	〇〇〇部〇〇〇課 〇〇 〇〇

- ※ 参加者は本事業に参加を検討する民間企業等とし、1者につき2名までとしてください。
- ※ 現地までの交通機関は各自で確保してください。
- ※ 会場受付(管理棟玄関)において参加申込書の原本を提出してください。
- ※ 現地見学会中は、写真撮影、映像撮影を許可しますが、誘導する市職員の指示に従ってください。
- ※ 参加する方は、ヘルメットを持参してください。
- ※ 代表者名及び印鑑は、権限規程に基づく決裁者のものとしてください。

【様式 3】 質問書

平成 年 月 日

浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業
募集要項等に関する質問書

別途提供する Microsoft Excel データに記入すること。

守秘義務対象開示資料の貸与申込時における提出書類

【様式 4-①】 守秘義務対象開示資料貸与申込書

平成 年 月 日

浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業
守秘義務対象開示資料貸与申込書

浜松市水道事業及び下水道事業管理者 宛て

住所又は
所在地

商号又は
名称

代表者

印

平成28年5月31日付で募集要項等の公表がありました「浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業」の公募に関し、守秘義務の遵守に関する誓約書の提出を条件とする開示資料について、貸与を申し込みます。

担当者	
部署	
資料送付先住所	〒
電話番号	

- ※ 代表者名及び印鑑は、権限規程に基づく決裁者のものとしてください。
- ※ 守秘義務対象開示資料の使用を終えた時点で貸与資料を破棄し、破棄完了後、破棄義務の遵守に関する報告書（様式5）を提出してください。

【様式 4-②】 守秘義務の遵守に関する誓約書

平成 年 月 日

浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業
守秘義務の遵守に関する誓約書

浜松市水道事業及び下水道事業管理者 宛て

住所又は
所在地

商号又は
名称

代表者

⑩

当社は、今般、浜松市（以下「市」といいます。）から、平成28年5月31日付で募集要項等の公表がありました浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業に係る事業者選定（以下「本公募」といいます。）において、浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業（以下「本事業」といいます。）への参画に係る検討を目的（以下「本目的」といいます。）として、本誓約書を提出した者に市から提供される資料（以下「守秘義務対象資料」といいます。）の提供を受けることを希望します。守秘義務対象資料の提供を受けるに当たっては、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

記

第1条（利用の目的）

- 1 当社は、本目的のためにのみ守秘義務対象資料の提供を受けるものであり、本目的以外の目的のために守秘義務対象資料を利用しません。
- 2 当社は、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、当社が業務を委託する弁護士、公認会計士、税理士等に対し、守秘義務対象資料の全部又は一部を開示することができるものとします。
- 3 当社は、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、市に対して、様式集及び記載要領に示された様式4-③の様式により、事前の書面による通知を行ったうえで、構成企業（構成企業になろうとする者を含みます。以下同じ。）、当社の関連会社（ここでいう関連会社とは当社が出資を受けている親会社、並びに当社の連結子会社及び当社の持分法適用会社を指します。）、協力企業（本事業に関し、業務の委託若しくは請負等を受ける者を指します。）（協力会社になろうとする者を含みます。）（以下「第二次被開示者」と総称します。）に対し、守秘義務対象資料の全部又は一部を開示することができるものとします。

- 4 当社は、自らの責任において、前二項の定めにより守秘義務対象資料の全部又は一部の開示を受けた者をして本誓約書に定める義務を遵守させるものとし、これらの者がかかる義務に違反した場合には、当社が本誓約書に違反したとみなされて責任を負うことを約束します。
- 5 当社は、守秘義務対象資料等の市から提供される全ての資料は、参考のために提供されるものであり、市はその内容の正確性について一切の責任を負わないことを承認します。

第2条（秘密の保持）

当社は、市から提供又は開示を受けた守秘義務対象開示資料を秘密として保持するものとし、前条に定める場合又は市の事前の承諾ある場合のほか、第三者に対し開示しません。なお、当該市の承諾は、当社及び第二次被開示者ごとに個別に受けるものとします。

第3条（善管注意義務）

当社は、市から提供又は開示を受けた守秘義務対象開示資料を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

第4条（個人情報への取扱い）

市から提供を受けた守秘義務対象資料のうち個人情報に該当するものについては、法令等により県、公社及び当社に認められる範囲内でのみ利用、保持し、かつ、法令等により市及び当社に要求されるところに従い適切な管理を行うことを約束します。

第5条（期間）

本書に基づき当社が負う義務は、提案書類の提出に至らなかった場合及び優先交渉権者として選定されなかった場合であっても、存続するものとします。

第6条（損害賠償義務）

当社の本書に違反する行為により秘密が漏洩した場合、当社は、それにより市に生じた損害を賠償することを約束します。

第7条（書類の破棄）

- 1 市から提供又は開示を受けた守秘義務対象開示資料は、提案書類の提出に至らなかった場合及び優先交渉権者として選定されなかった場合、その写しを含めてすべて速やかに破棄することを約束します。また、この場合において、第二次被開示者に対して守秘義務対象開示資料の全部又は一部を開示していたときは、当該第二次被開示者をして、開示を受けた資料及びその写しをすべて速やかに破棄させることを約束します。
- 2 法令等又は司法機関若しくは行政機関の判決、決定、命令等により守秘義務対象開示資料の情報を保持することが義務付けられているため、前項の規定により守秘義務対象開示資料を破棄することができない場合、当社及び第二次被開示者は、その理由を付して破棄予定日を通知することとし、情報保持を義務付けられた期間が経過したときは、速やかに当該資料・情報等をその写しを含めてすべて破棄することを約束します。
- 3 当社及び第二次被開示者は、前2項の規定に基づき守秘義務対象開示資料を破棄したときは、市に対し、その旨報告します。

第8条（定義）

本書において、特段に定める場合の他、本書における用語の定義は、本公募の募集要項等の定めるところによることとします。

以上

※ 代表者名及び印鑑は、権限規程に基づく決裁者のものとしてください。

【様式 4-③】 第二次被開示者への資料開示通知書

平成 年 月 日

浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業
第二次被開示者への資料開示通知書

浜松市水道事業及び下水道事業管理者 宛て

住所又は
所在地

商号又は
名称

代表者

印

平成28年5月31日付で募集要項等の公表がありました「浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業」の公募に関し、市から提供又は開示を受けた守秘義務対象開示資料について、以下の者に対して資料を開示しましたので通知します。

なお、これらの情報開示対象者は当社に対し、当社が市に対して制約している守秘義務と同等又はそれ以上の義務を負うことを約束いたします。

■第二次被開示者

商号又は名称	
所在地	
代表者名	
申込者との関係	

商号又は名称	
所在地	
代表者名	
申込者との関係	

※ 代表者名及び印鑑は、権限規程に基づく決裁者のものとしてください。

※ 第二次被開示者の記入欄が足りない場合は、本様式に準じて追加してください。また、不要な欄は適宜削除してください。

【様式5】 破棄義務の遵守に関する報告書

平成 年 月 日

浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業
破棄義務の遵守に関する報告書

浜松市水道事業及び下水道事業管理者 宛て

住所又は
所在地

商号又は
名称

代表者

印

当社は、今般、浜松市から平成28年5月31日付で募集要項等の公表がありました「浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業」に係る運営権者の選定における応募提案を検討することを目的として、守秘義務の遵守に関する誓約書の提出を条件とする開示資料の開示を受けましたが、平成【 】年【 】月【 】日付「守秘義務の遵守に関する誓約書（写）」第7条に基づき、以下のとおり、破棄を完了したことを報告します。

記

破棄完了日	
破棄方法	

以上

※ 代表者名及び印鑑は、権限規程に基づく決裁者のものとしてください。

資格審査に係る審査書類様式集

【様式 6-①】 参加表明書（応募企業用）

平成 年 月 日

浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業
参加表明書

浜松市水道事業及び下水道事業管理者 宛て

住所又は
所在地

商号又は
名称

代表者

印

平成28年5月31日付で募集要項等の公表がありました「浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業」の公募に参加することを表明します。

<添付書類>

1. 印鑑証明書

※ 代表者の印鑑は印鑑登録済みの代表者印を使用してください。

【様式 6-②】 参加表明書（コンソーシアム用）

平成 年 月 日

浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業
参加表明書

浜松市水道事業及び下水道事業管理者 宛て

応募コンソーシアム名

代表企業 住所又は
所在地

商号又は
名称

代表者

⑩

平成28年5月31日付で募集要項等の公表がありました「浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業」の公募に参加することを表明します。

なお、別添「応募企業又はコンソーシアム構成員の構成及び役割分担表」で示す各構成員は、募集要項に示される資格要件を満たしていることを誓約します。

<添付書類>

1. 印鑑証明書

※ 代表者の印鑑は印鑑登録済みの代表者印を使用してください。

【様式 7-①】 応募者の名称等（応募企業用）

平成 年 月 日

浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業
応募者の名称等

■ 応募企業

名 称				
所在地				
代表者名				
連絡先	担当者氏名		所 属	
	電話番号		F A X	
	メールアドレス			

■ 応募アドバイザー

名 称			
所在地			
担当者名			

※ 記入欄が足りない場合は、本様式に準じて追加してください。また、不要な欄は適宜削除してください。

※ 応募アドバイザーの協力会社等がある場合も、応募アドバイザーとして本様式に記載してください。

【様式 7-②】 応募者の名称等（コンソーシアム用）

平成 年 月 日

浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業
代表企業、構成員並びに役割分担表

応募コンソーシアム名	
------------	--

■代表企業

商号又は名称				
所在地				
代表者名				
連絡先	担当者氏名		所属	
	電話番号		F A X	
	メールアドレス			
本事業における役割				
※本事業における役割について、その内容を簡潔に記載してください。				

■構成員 1

商号又は名称				
所在地				
代表者名				
連絡先	担当者氏名		所属	
	電話番号		F A X	
	メールアドレス			
本事業における役割				
※本事業における役割について、その内容を簡潔に記載してください。				

■ 構成員 2

商号又は名称				
所在地				
代表者名				
連絡先	担当者氏名		所属	
	電話番号		F A X	
	メールアドレス			
本事業における役割				
※本事業における役割について、その内容を簡潔に記載してください。				

■ 構成員 3

商号又は名称				
所在地				
代表者名				
連絡先	担当者氏名		所属	
	電話番号		F A X	
	メールアドレス			
本事業における役割				
※本事業における役割について、その内容を簡潔に記載してください。				

■ 応募アドバイザー

名 称	
所在地	
担当者名	

※ 記入欄が足りない場合は、本様式に準じて追加してください。また、不要な欄は適宜削除してください。

※ 応募アドバイザーの協力会社等がある場合も、応募アドバイザーとして本様式に記載してください。

【様式 8】 委任状

平成 年 月 日

委任状

浜松市水道事業及び下水道事業管理者 宛て

■ 構成員

商号又は名称	
所在地	
代表者名	印

私は、下記の企業をグループの代表企業とし、平成 28 年 5 月 31 日付で募集要項等の公表がありました「浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業」に関し、次の権限を委任します。

< 委任事項 >

1. 参加表明に関する件
2. 参加資格審査書類の提出に関する件
3. 辞退に関する件
4. 復代理人の選任及び解任に関する件

■ 受任者（代表企業）

商号又は名称	
所在地	
代表者名	印

枚目 / 枚中

※：構成員ごとに別葉とすること。

【様式 9-①】 参加資格確認申請書（応募企業用）

平成 年 月 日

浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業
参加資格確認申請書

浜松市水道事業及び下水道事業管理者 宛て

住所又は
所在地

商号又は
名称

代表者

印

平成28年5月31日付で募集要項等の公表がありました「浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業」に係る参加資格要件について、当社は、募集要項 第3-3-(3)に定められた応募者に求められる参加資格要件を満たしていること、並びにこの申請書及び関係書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

なお、募集要項に定められた参加資格要件を満たしていること、並びにこの申請書及び添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

<関係書類>

1. 募集要項 第3-3-(3)の実績要件に掲げられている事項に係る実績を証する書類
2. 募集要項 第3-3-(3)ア-(イ)-d及びeを証する書類（写）

【様式 9-②】 参加資格確認申請書（コンソーシアム用）

平成 年 月 日

浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業
参加資格確認申請書

浜松市水道事業及び下水道事業管理者 宛て

応募コンソーシアム名

代表企業 住所又は
所在地

商号又は
名称

代表者

印

平成28年5月31日付で募集要項等の公表がありました「浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業」に係る参加資格要件について、当社は、募集要項 第3-3-(3)に定められた応募者に求められる参加資格要件を満たしていること、並びにこの申請書及び関係書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

なお、募集要項に定められた参加資格要件を満たしていること、並びにこの申請書及び添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

<関係書類>

1. 募集要項 第3-3-(3)の実績要件に掲げられている事項に係る実績を証する書類
2. 募集要項 第3-3-(3)ア-(イ)-d及びeを証する書類（写）

【様式 9-③】 実績を証する書類（応募企業用・コンソーシアム用 共通）

■ 募集要項 第3-3-(3)の実績要件に掲げられている事項に係る実績

【経営】第3-3-(3)-ア-(7)の実績を記載してください。

項目		内容
事業名		
事業主体（発注者）		
事業期間		年 月 日 ～ 年 月 日
契約金額		
選定事業者		
応募企業名又は 応募コンソーシアム名		
応募企業 又は 代表企業	名称	※上記事業の契約時の名称を記載
	所在地	※上記事業の契約時の所在地を記載
	代表者名	※上記事業の契約時の代表者名を記載
	出資割合	※上記事業の契約時の代表企業の出資割合及び他のコンソーシアム構成員の出資割合を記載
事業方式		
事業の内容		

※ 上記実績について確認できる資料（契約書等の写等）は必ず添付してください。また、必要に応じて、事業や施設の概要が記載されている資料も添付することは可とします。なお、外国語の場合には、翻訳も添付してください。

【改築】第3-3-(3)-ア-(イ) a、b、cの実績を記載してください。

項目	機械設備工事		電気設備工事(※)
	水処理	汚泥処理	
工事種類			
契約金額			
契約日			
発注者			
受注者			
工事名			
工事規模	万 m ³ /日	t/日	

※ 電気設備については、工事種類は水処理又は汚泥処理のどちらかについて記載してください。水処理について記載する場合は、工事種類欄に「水処理」と、工事規模の単位を「万 m³/日」と記載して空欄を埋めてください。汚泥処理について記載する場合は、工事種類欄に「汚泥処理」と、工事規模の単位を「t/日」と記載して空欄を埋めてください。

※ 上記実績について確認できる資料（「コリンズデータ若しくは契約書写し」、「特記仕様書」、「配置平面図、フロー図等工事範囲が判明するもの」等）は必ず添付してください。

【維持管理】第3-3-(3)-ア-(ウ) a及びbの実績を記載してください。

項目		水処理	汚泥処理
契 約 金 額			
契 約 期 間			
発 注 者			
受 注 者			
処 理 場 名			
処 理 方 式			
処 理 能 力		m ³ /日	t/日
処理実績	日 最 大	m ³ /日	t/日
	日 平 均	m ³ /日	t/日

※ 上記実績について確認できる資料（契約書等の写、年報等）は必ず添付してください。また、必要に応じて、事業や施設の概要が記載されている資料も添付することは可とします。なお、外国語の場合には、翻訳も添付してください。

【様式 10-①】 市の競争入札参加資格がない場合の事前申請に必要な書類

* 浜松市内に本店を置く場合又は浜松市内の支店・営業所等へ参加等を委任する場合は、入札参加資格審査申請用市税完納証明書の証明願により、証明書（又は、課税がない旨の記載を受けた証明願）を取得し提出してください。

* 証明日は3ヶ月以内の日付とします。

* 申請（発行）窓口は、証明願をご参照ください。

（入札参加資格審査申請用市税完納証明書）

証 明 願		
平成 年 月 日		
（あて先）浜松市長		
申 請 者	住所又は所在地 （商号又は名称） （代表者）氏名	印
代 理 人	住 所 氏 名	印
入札参加資格申請のため、下記納税義務者が、前月20日現在において納期限の到来している市税については、完納していることを証明願います。		
記		
納 税 義 務 者	住所又は所在地	
	フリガナ	
	氏名又は名称	

浜財税証第 号

記載上の注意事項

- 1 申請者 入札参加資格申請者（代表者）を記載し、代表者印を押印。
- 2 代理人 窓口に来られる方の住所、氏名を記載。認印を押印（スタンプ印不可）。
※代理人本人の直筆による場合、代理人認印は省略可。
- 3 納税義務者 個人 …… 自宅住所、氏名
法人 …… 所在地：本社の所在地
名 称：本社の名称 ⇒ 欄などと略さないこと

申請窓口

浜松市役所収納対策課（元目分庁舎）、税務総務課（本庁舎）
北区及び天竜区税務グループ（区役所内）
各区役所区民生活課（中区、北区及び天竜区は除く）
協働センター（春野・佐久間・水窪・龍山に限る）

※ 受付時間：午前9時～正午、午後1時～4時

証明手数料

1件 350円

※ 証明申請時には、身分証明の提示を求められます。免許証等顔の確認できる書類であれば1点、保険証など顔写真が入っていないものであれば2点をご持参願います。

暴力団排除に関する誓約書

浜松市の浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業のプロポーザル参加にあたり、下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

- 1 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 役員等（誓約者が個人である場合はその者。誓約者が法人である場合はその役員及び契約委任する営業所等の代表者。誓約者が共同企業体である場合はその構成員である法人の役員及び契約委任する営業所等の代表者。以下同じ。）が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）と認められる者
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に危害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められる者
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - (5) 前各号に該当するもののほか、役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者
- 2 暴力団、暴力団員等、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者が、経営に実質的に関与していることはありません。
- 3 浜松市との契約に関し、下請負人（下請が数次にわたるときはそのすべてを含む。以下同じ。）を使用する場合は、当該下請負人が上記1の各号に該当しないことを確認します。

平成 年 月 日

浜松市水道事業及び下水道事業管理者 宛て

(誓約者)

本社所在地

商号又は名称

代 表 者

印

【様式 11】 資格審査の附属資料提出確認書

平成 年 月 日

浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業
資格審査の附属資料提出確認書

商号又は名称			
本事業における役割			
附属資料		応募者 確認	市確認
①	会社概要（パンフレットでも可）		
②	登記簿謄本		
③	印鑑証明書		
④	法人税納税証明書		
⑤	消費税及び地方消費税納税証明書		
⑥	法人住民税納税証明書（直近 2 か年分）		
⑦	法人事業税納税証明書（直近 2 か年分）		
⑧	有価証券報告書 （ない場合、直近 2 期分の事業報告及び計算書類（単体及び連結））		
⑨	入札参加資格申請用市税完納証明書（市の競争入札参加資格がない場合）		
⑩	暴力団排除に関する誓約書（市の競争入札参加資格がない場合）		

※複数の企業にて当該業務を実施する場合には、会社ごとに本様式を作成すること。

※④、⑤は納税証明書（その 3 の 3 ・「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用）一通にて提出することも可とします。

※支店等に委任事項のある場合については当該地に係るものも提出してください。

※各種証明書類は本様式提出日から 3 か月以内に発行されたもの（写し可）を添付してください。

※必要書類が揃っていることを確認したうえで「応募者確認」欄に「○」をつけてください。該当しない場合には「－」をつけてください。

※有価証券報告書を作成していない会社は、当該会社の株式を 50%以上保有する会社がある場合その会社名と保有割合を申告してください。

【提案概要書作成要領】

- 提案概要書は、提案の附帯事業及び任意事業について、市の政策方針や既存計画との整合性の観点で、その実施可否を判断する予備的審査を行うために提出を求めるものであり、評価の対象とはならない。なお、提案概要書は、応募者が提出時点で想定する提案の概要を取りまとめたものであり、最終的な提案書の内容を拘束するものではない。また、市は、提案概要書を評価の対象としない。
- 記載内容は、義務事業、附帯事業及び任意事業（附帯事業及び任意事業については、提案がある場合。当該提案がなければ、義務事業のみを記載。）
- 提案概要書の記載方法については、以下のとおりである。
 - ①提案用紙は、日本工業規格A3（横）とする。
 - ②提案は、上記用紙に片面1枚以内とする。横書きで記載し、余白を上15mm、下15mm、左20mm、右15mm以上空けること。枠等は特に設けなくても良い。
 - ③最上部に枠囲みでタイトル（ゴシック体 12ポイント）を記載する。 ※本項については、既に様式に記載済み
 - ⑤文字のポイント、字体は問わない（但し、タイトルについては、上記④のとおりとする。）。
 - ⑥図、写真及び表の使用は可能。また、応募者等の個別名称やロゴマークの表記も可とする。
 - ⑦作成は、カラー又はモノクロのどちらでも可とする。
 - ⑧提案概要書の様式とは別に、提案内容を補足するための資料（以下「添付資料」という。）の添付も可とする。当該添付資料の作成については、用紙の大きさや枚数等は任意とする。ただし、必ず、紙にて提出のこと（電子媒体等による提出は認めない）。
 - ⑨提出にあたっては、提案概要書に応募者企業名又は応募コンソーシアム名を記載したA4（縦）の表紙を付け、表紙の後に本様式、本様式の後に添付資料を添付して全体を一つにまとめ、表紙の次から通し番号で用紙の中央下にアラビア数字でページを振ること。この際、ページは余白にかかっても構わない。提案書類はA4（縦）サイズに折って、書類の左側2ヶ所を止めること。

○義務事業

(・・・義務事業の内容・・・)

○附帯事業

(1.・・・1つめの附帯事業の内容・・・)

記載例

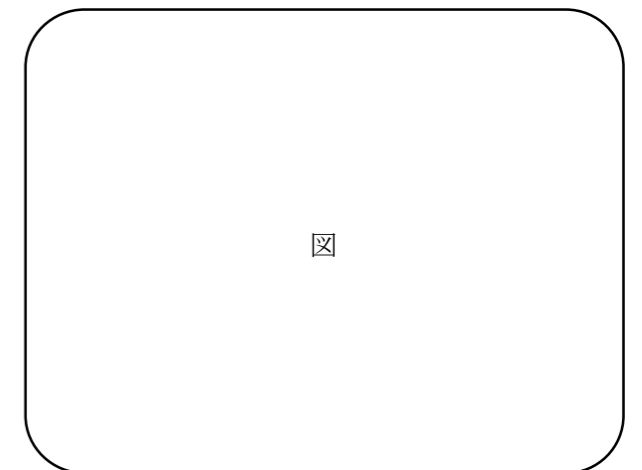
○任意事業

(1.・・・1つ目の任意事業の内容・・・)

(2.・・・2つ目の任意事業の内容・・・)

(3.・・・3つ目の任意事業の内容・・・)

(2.・・・2つ目の附帯事業の内容・・・)



(3.・・・3つ目の任意事業の内容・・・)

参加辞退及びコンソーシアム構成員の参加資格喪失等に関する
提出書類

【様式 13-①】 辞退届（応募企業用）

平成 年 月 日

浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業
辞退届

浜松市水道事業及び下水道事業管理者 宛て

住所又は
所在地

商号又は
名称

代表者

印

平成28年5月31日付で募集要項等の公表がありました「浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業」に関する参加資格審査通過者となりましたが、下記の理由により参加を辞退します。

辞退の理由：

【様式 13-②】 辞退届（コンソーシアム用）

平成 年 月 日

浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業
辞退届

浜松市水道事業及び下水道事業管理者 宛て

応募コンソーシアム名

代表企業 住所又は
所在地

商号又は
名称

代表者

⑩

平成28年5月31日付で募集要項等の公表がありました「浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業」に関する参加資格審査通過者となりましたが、下記の理由により参加を辞退します。

辞退の理由：

【様式 14】参加資格喪失等通知書

平成 年 月 日

浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業
参加資格喪失等通知書

浜松市水道事業及び下水道事業管理者 宛て

応募コンソーシアム名

代表企業 住所又は
所在地

商号又は
名称

代表者

㊞

平成28年5月31日付で募集要項等の公表がありました「浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業」について、平成 年 月 日付で参加表明を行っていますが、下記の者に係る【参加資格喪失・支配している者の変更・第三者により支配された事実】について通知します。

記

■コンソーシアム構成員

名称	
所在地	
代表者名	

■通知事由

該当する事項	※①資格喪失、②コンソーシアム構成員を支配している者の変更、③コンソーシアム構成員が新たに第三者に支配された事実 より選択し記載すること
内容	※上記で選択した項目について、具体的に記載すること
該当年月日	平成 年 月 日

※ 【参加資格喪失・支配している者の変更・第三者により支配された事実】については、該当する事項を除き削除してください。

提案審査に係る審査書類様式集

【様式 15-①】 提案審査書類提出書（応募企業用）

平成 年 月 日

浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業
提案審査書類提出書

浜松市水道事業及び下水道事業管理者 宛て

住所又は
所在地

商号又は
名称

代表者

印

「浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業 募集要項」に基づき、提案審査に係る審査書類を添付して提出します。

なお、提出書類の記載事項及び添付書類について事実と相違ないことを誓約します。

【様式 15-②】 提案審査書類提出書（コンソーシアム用）

平成 年 月 日

浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業
提案審査書類提出書

浜松市水道事業及び下水道事業管理者 宛て

応募コンソーシアム名

代表企業 住所又は
所在地

商号又は
名称

代表者

⑩

「浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業 募集要項」に基づき、提案審査に係る審査書類を添付して提出します。

なお、提出書類の記載事項及び添付書類について事実と相違ないことを誓約します。

【様式 16】 委任状（コンソーシアム用）

平成 年 月 日

委任状

浜松市水道事業及び下水道事業管理者 宛て

■ 構成員

商号又は名称	
所在地	
代表者名	印

■ 構成員

商号又は名称	
所在地	
代表者名	印

■ 構成員

商号又は名称	
所在地	
代表者名	印

※記入欄が足りない場合は、本様式に準じて追加・作成すること。また、不要な欄は適宜削除すること。

私達は、下記の企業をグループの代表企業とし、平成28年5月31日付で募集要項等の公表がありました「浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業」に関し、次の権限を委任します。

< 委任事項 >

1. 提案審査書類の提出に関する件

■ 受任者（代表企業）

商号又は名称	
所在地	
代表者名	印

【様式 17-①】 運営権対価提案書（応募企業用）

平成 年 月 日

浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業
運営権対価の提案書

浜松市水道事業及び下水道事業管理者 宛て

住所又は
所在地

商号又は
名称

代表者

印

「浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業 募集要項」（添付資料を含む。）を承諾のうえ、以下の金額を提案します。

運営権対価の額 ¥ _____

※金額の記載は、アラビア数字を使用すること。また、金額を訂正した金額提案書は無効となるので、留意すること。

詳細については、提供する【様式 17】提案様式 I - 3 別紙（収支計画案） Microsoft Excel データに記入すること

【様式 17-②】 運営権対価提案書（コンソーシアム用）

平成 年 月 日

浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業
運営権対価の提案書

浜松市水道事業及び下水道事業管理者 宛て

応募コンソーシアム名

代表企業 住所又は
所在地

商号又は
名称

代表者

⑩

「浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業 募集要項」（添付資料を含む。）を承諾のうえ、以下の金額を提案します。

運営権対価の額 ¥ _____

※金額の記載は、アラビア数字を使用すること。また、金額を訂正した金額提案書は無効となるので、留意すること。

詳細については、提供する【様式 17】提案様式 I - 3 別紙（収支計画案） Microsoft Excel データに記入すること

【様式 18-①】 要求水準書に関する確認書（応募企業用）

平成 年 月 日

浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業
要求水準に関する誓約書

浜松市水道事業及び下水道事業管理者 宛て

住所又は
所在地

商号又は
名称

代表者

印

平成28年5月31日付で募集要項等の公表がありました「浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業」の審査に係る提出書類の一式は、募集要項等に添付された「浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業 要求水準書（案）」に規定された要求水準と同等又はそれ以上の水準であることを誓約します。

【様式 18-②】 要求水準書に関する確認書（コンソーシアム用）

平成 年 月 日

浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業
要求水準に関する誓約書

浜松市水道事業及び下水道事業管理者 宛て

応募コンソーシアム名

代表企業 住所又は
所在地

商号又は
名称

代表者

⑩

平成28年5月31日付で募集要項等の公表がありました「浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業」の審査に係る提出書類の一式は、募集要項等に添付された「浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業 要求水準書（案）」に規定された要求水準と同等又はそれ以上の水準であることを誓約します。

【様式 19】 提案書類様式集

提案書類様式集

※以下は別冊とし、作成要領に基づき作成してください。

1. 提案様式

I-1 全体事業計画

本事業に対する方針、特徴、コンセプト等について、基本運営方針の5項目（ア～オ）への提案内容を含めて記載してください。

I-2 業務体制等

業務体制等について、以下の内容を含めて記入してください。

- ①業務体制についての考え方（方針）と、具体的な体制（コンソーシアムの場合は各構成員（協力企業及び委託先を含む）の役割分担及び体制）
- ②応募企業又はコンソーシアム各構成員（協力企業及び委託先を含む）の実績（※別紙「実績内容」に記載）

I-3 収支計画等の妥当性

①収支計画の妥当性

※経営、改築、維持管理ごとに具体的に記載してください。

別途、収支計画案作成

※収支計画の裏付けとなる需要想定などの積算根拠資料を別途提出してください。

②資金調達の基本方針や考え方

※事業当初の出資金・借入金や事業期間中における借入金などの資金調達、その他資金調達面での事業への対応策についての方針や考え方を記載してください。

※資金調達についてのリスク対応について記載してください。

<事業当初の資金調達の構成>

○出資金

種類	出資者名	出資金額	出資比率	特記事項
議決権 株式				
	計			
無議決 権株式				
	計			

○借入金

借入先	借入金額	借入時期	借入期間	借入利率	返済方法
計					

※出資比率の分母は、議決権株式は議決権株式発行総額、無議決権株式は議決権株式と無議決権株式の発行総額の合計とすること。

I-4 地域貢献（地域の活性化）

地域貢献について、以下の内容を含めて記入してください。

- ①地元企業等との連携や協力、地域住民雇用などについて
- ②地域との連携や協働、地域活性化への取り組みについて

Ⅱ－１ LCC縮減に関する妥当性

LCCの構成要素のうち、改築に係る費用と維持（運転に係るユーティリティ）に係る費用に関して記載してください。

①参考資料「中期改築シミュレーション結果」を参考に全体改築計画（案）（収支計画4設備更新一覧）を作成し下記項目を記載してください。

1) 5年間及び全体事業費の概算

改築事業費の上限は、下記のとおり。

【改築事業費】

全体事業費上限額（単位：百万円）	27,890
------------------	--------

期間上限額	H30～H34	H35～H39	H40～H44	H45～H49
改築事業費（単位：百万円）	5,000	12,000	12,000	12,000

※焼却炉（代替施設含む）の実施は平成35年度以降とすること。

※H30～H34は、市が策定する改築計画に基づき実施

【提案事業費】

全体事業費提案額（単位：百万円）	
------------------	--

期間提案額	H30～H34	H35～H39	H40～H44	H45～H49
改築事業費（単位：百万円）				

※H30～H34は、市が策定する改築計画に基づき実施

2) 中期改築シミュレーションと変更した点に関して主要な機器と変更理由。

3) 改築工事費を抑制するための工夫。

②全体改築計画（案）の中で、更新対象機器に関して下記項目を記載してください。

1) 更新したことで削減できるユーティリティ費総額（※別紙「ユーティリティ費算定表」に記載）

2) 削減効果が高い機器に関して

1. 機器名称
2. 更新予定時期
3. 年間削減額
4. 更新後事業期間終了までの削減額

Ⅱ－２（１） 実水量に応じたポンプ設備の改築技術

西遠浄化センターの主ポンプ設備においては、ポンプ能力に差がありバランスが悪い配置となっています。

No5を予備機と考えると計画能力192m³/分に対し170m³/分と能力が不足し、No5は予備機として過大となります。

No5を予備機としない場合は、No5に対する予備機が無い状況になります。

主ポンプ改築に伴う設計を行うにあたり、下記に関して記載してください。

①ポンプ能力の再配置案とその考え方

②設計時に検討すべき点、改築を実施するにあたり留意する点

既設主ポンプの設置年度及び仕様

設備名	設置年度	仕様
No.1 汚水ポンプ	1986	φ 350×15m ³ /分
No.2 汚水ポンプ	1987	φ 500×31m ³ /分
No.3 汚水ポンプ	1987	φ 700×62m ³ /分
No.4 汚水ポンプ	1994	φ 700×62m ³ /分
No.5 汚水ポンプ	2000	φ 1000×124m ³ /分

II-2 (2) 環境負荷低減に繋がる汚泥処理設備の改築技術

西遠浄化センターの汚泥焼却設備の更新に関して、下記について記載してください。

①次期汚泥焼却設備またはそれに代わる設備に関して下記検討を行い、記載してください。

- ・設備配置図、汚泥処理工程フロー図 (A3 横各 1 枚)
- ・機種、設備容量等の仕様
- ・改築時期
- ・改築事業費 (汚泥脱水等関連設備含、既設撤去費含)
- ・年間想定使用電力・燃料、N₂O 排出量、場外削減量

	単位	年間使用量	t-CO ₂	備考	
電力	kWh			0.497	kg-CO ₂ /kWh
A 重油	L			2.71	kg-CO ₂ /L
N ₂ O 排出量	kg			298	kg-CO ₂ /kg-N ₂ O
場外削減量					
排出量合計					

提案炉 ● t-wet、稼働 300 日/年、● kg-N₂O/t-wet

- ・焼却灰等の処分または利活用方法 (エネルギー利用、バイオマス利用する場合、それぞれ率を記載)

②上記提案設備に関して不測の事態における対処方法、休止中の運用方法及び運用実績

Ⅱ－２（３） 施設管理業務の効率化に関する中央監視設備の改築技術

西遠浄化センターの水処理施設と汚泥処理施設それぞれにある中央監視設備の更新に関して、中央監視設備改築にともなう設計を行うにあたり、留意すべき点を下記を含み記載してください。

①中央監視設備の方式案と検討すべき項目

②導入するにあたり留意する点

※設計条件：1) 改築の範囲は、別紙資料「西遠システム構成図」に示す中央監視装置からコントローラーまでとする。

2) 既存建屋を使用する。

Ⅱ－3（1） 負荷変動に対応する強靱な下水処理

- ① 現有水処理工程（最初沈殿池・反応タンク・最終沈殿池）において、安定的かつ効率的な水質管理を行うための取り組みについて記載してください。
- ② 今後、集中豪雨に伴う流入水量の急激な増加が想定されます。集中豪雨により流入水量が急激に増える場合の、浄化センター及び浜名中継ポンプ場での対応について記載してください。

Ⅱ－3（2） 持続性のある汚泥処理

- ① 現有の汚泥処理設備（濃縮・脱水・焼却）において、より効率的な運転を行うための取り組みについて記載してください。
- ② 焼却設備が故障し、停止した場合について、短期停止・長期停止時それぞれの対応を記載してください。

Ⅱ－３（３） 設備保全及び環境保全のための効果的な対策

設備保全及び環境保全について、以下の内容を記入してください。

- ①浄化センター及び中継ポンプ場の適切な予防保全計画（点検・修繕）の策定・実施につなげるため、日々の保守・点検データの効果的な蓄積・解析方法についての提案
- ②浄化センター及び中継ポンプ場の立地周辺環境を保全するための環境負荷低減対策についての提案

Ⅱ－４（１） リスクへの対応

地震への対応について、以下の内容を記載してください。

- ①事前対策としての体制の整備
- ②震度５弱以上の地震発生時の対応手順

Ⅱ－４（２） 適正な管理

本事業の運営主体として業務の適正を確保し、維持・向上させるために事業期間を通じて自ら行うモニタリング（セルフモニタリング）について、セルフモニタリング計画案の概要をご記入ください。

別途、セルフモニタリング計画案作成

2. 作成要領

【提案書作成要領】

○提案書類（提案様式、添付資料、参考資料）は以下の要領に従い、別冊として17部提出すること。資料は、応募者の個別の名称を記して作成すること。ロゴマークの記載も可とする。ただし、うち7部については下記【応募者の個別の名称等を伏せた資料】を参照して、応募者の個別の名称を伏せた資料とすること。

【共通事項】

- ①提案用紙は、日本工業規格A3（横）とする。
- ②提案は、様式ごとに片面1枚に横書きで記載し、余白を上15mm、下15mm、左20mm、右15mm以上空けること。枠等は特に設けなくても良い。
- ③文字は10ポイント以上とする。字体は問わない。
- ④図、写真及び表（以下「差込資料」という。）の使用は可能。この際、差込資料中の文字は10ポイント以上の制限を設けませんが、本文を補完するための必要最小限の範囲とすること。
- ⑤様式中のレイアウトは任意とする（様式に記載の提案事項の文言についても一行書きにこだわらず、任意の位置で改行してよい。また、改行幅も任意でよい。）。
- ⑥作成に当たっては、カラー又はモノクロのどちらでも可とする。
- ⑦本様式の最上部に枠囲みでタイトル（ゴシック体 12ポイント）を記載する。 ※本項については、既に様式に記載済み。
- ⑧提案内容は、評価項目中に小項目（①、②）がある場合は、小項目ごとに記載する。なお、評価項目「Ⅱ-1 LCC縮減に関する妥当性」については、小項目の下の細目（1）、2）、3)) ごとに記載すること。
- ⑨提案書はタイトルの番号順に揃え、クリップ止めにし、A4サイズに蛇腹折りにして提出すること。
- ⑩表紙はつけないこと。

⑪提出にあたっては、本様式に以下を添付すること。なお、以下の様式の作成要領については、各様式の指示に従うこと。

- 1. 評価項目「Ⅰ-2 業務体制等」の別紙として「実績内容」（別途様式あり）
- 2. 評価項目「Ⅰ-3 収支計画等の妥当性」の別紙として「浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業収支計画案及び運営権対価の提案書」（以下「収支計画案」という。）（別途様式あり）
- 3. 評価項目「Ⅱ-1 LCC縮減に関する妥当性」の別紙として「ユーティリティ費算定表」（別途様式あり）
- 4. 評価項目「Ⅱ-2 (2) 環境負荷低減に繋がる汚泥処理設備の改築技術」の別紙として「設備配置図」「汚泥処理フロー図」（上記①～⑥の記載要領で記載。枚数は各図面1枚。）
- 5. 評価項目「Ⅱ-4 (2) 適正な管理」の別紙として「セルフモニタリング計画案」（別途様式あり）

⑫参考資料として①～⑥の作成要領で作成したものを最大15枚まで添付することができる。15枚の内訳は、応募者の任意による。

※提案書の構成及び枚数制限は右記のとおり：提案様式（13枚）、⑪の添付資料（枚数は各様式の指示による）、参考資料（最大15枚）

⑬提案用紙がA3の提案様式については提案書の右下に、A4については提案書の中央下にアラビア数字でページを振ること。ページを振る位置は、上記②の余白にかからないこと。字体については上記③と同じとする。ページ番号については、評価項目「Ⅰ-1 全体事業計画」を先頭に評価項目の番号順に振ることとする。別紙については、評価項目「Ⅰ-2 業務体制等」の後に別紙「実績内容」（実績内容の根拠資料含む）、評価項目「Ⅰ-3 収支計画等の妥当性」の後に別紙「収支計画案」、評価項目「Ⅱ-1 LCC縮減に関する妥当性」の後に別紙「ユーティリティ費算定表」、評価項目「Ⅱ-2 (2) 環境負荷低減に繋がる汚泥処理設備の改築技術」の後に別紙「設備配置図」「汚泥処理フロー図」の順で、評価項目「Ⅱ-4 (2) 適正な管理」の後に別紙「セルフモニタリング計画案」を添付して、先頭ページを1として、1からの通し番号で記入すること。この時、評価項目「Ⅱ-2 (3) 施設管理業務の効率化に関する中央監視設備の改築技術」の別紙資料「西遠システム構成図」の添付は不要である。

⑭上記⑬で作成した提案書については、各評価項目の先頭ページ（本様式が各評価項目の先頭ページとなる）に、評価項目の番号（例：Ⅰ-1、Ⅱ-2 (2)）を記した見出しをつけること。

【応募者の個別の名称等を伏せた資料】

応募者を特定できないよう以下の点を守って作成すること。

- ①差込資料中に社名、ロゴマーク等を記載してはならない。
- ②文章中の企業名については匿名で表記すること。ただし、匿名企業の業務体制における関係性は認識できるように表記すること。また、地元企業（地元企業＝浜松市内に本社を置く企業。ただし、融資等の資金調達面で事業参画する金融機関等については、静岡県内に本社（本店）を置く企業を地元企業とする。）については、これと分かるよう表記すること。表記の方法は、下表のとおりとする。

種類		表記方法（地元企業以外）	表記方法（地元企業）
応募企業		応募企業	地元応募企業
コンソーシアム	代表企業	代表企業	地元代表企業
	構成員（代表企業除く）	構成員A、構成員B、構成員C・・・	左記で構成員Bが地元企業の場合 構成員A、地元構成員B、構成員C・・・
協力企業		協力企業A、協力企業B、協力企業C・・・	左記で協力企業Bが地元企業の場合 協力企業A、地元協力企業B、協力企業C・・・
委託先企業		委託先企業A、委託先企業B、委託先企業C・・・	左記で委託先企業Bが地元企業の場合 委託先企業A、地元委託先企業B、委託先企業C・・・
資金調達面で参画する金融機関等		金融機関A、金融機関B、金融機関C・・・	左記で金融機関Bが地元企業の場合 金融機関A、地元金融機関B、金融機関C・・・
コンソーシアム構成員かつ 資金調達面で参画する金融機関等		構成員金融機関A、構成員金融機関B、構成員金融機関C・・・	左記で構成員金融機関Bが地元企業の場合 構成員金融機関A、地元構成員金融機関B、構成員金融機関C・・・

※応募企業、コンソーシアム、代表企業、コンソーシアム構成員の定義は、募集要項P18 3 (1)を参照

※「構成員A」、「構成員B」、「構成員C」・・・の表記方法は、「構成員」の後にアルファベット順にアルファベットを大文字で表記。協力企業、委託先企業、資金調達面で参画する金融機関等についても同様

※協力企業とは、コンソーシアム構成員ではないが、事業期間を通じて本事業の運営に関わる企業のこと（応募企業に対する協力企業についても同様に、事業期間を通じて本事業の運営に関わる企業のこと）

Ⅱ－３（１） 負荷変動に対応する強靱な下水処理

① 現有水処理工程（最初沈殿池・反応タンク・最終沈殿池）において、安定的かつ効率的な水質管理を行うための取り組みについて記載してください。

（・・・・・・・・提案内容・・）

② 今後、集中豪雨に伴う流入水量の急激な増加が想定されます。集中豪雨により流入水量が急激に増える場合の、浄化センター及び浜名中継ポンプ場での対応について記載してください。

（・・・・・・・・提案内容・・
・・）

3. 添付資料

【経営】

項目		内容
事業名		
事業主体（発注者）		
事業期間		年 月 日 ～ 年 月 日（年間）
契約金額		
選定事業者		
応募企業名又は 応募コンソーシアム名		
応募企業 又は 代表企業	名称	※上記事業の契約時の名称を記載
	所在地	※上記事業の契約時の所在地を記載
	代表者名	※上記事業の契約時の代表者名を記載
	出資割合	※上記事業の契約時の代表企業の出資割合及び他のコンソーシアム構成員の出資割合を記載
事業方式		
事業の内容		

※根拠資料として、上記実績について確認できる資料（契約書等の写等）を必ず添付すること。必要に応じて、事業や施設の概要が記載されている資料を添付することも可とする。なお、外国語の場合には、翻訳も添付すること。

【改築】

項目	機械設備工事		電気設備工事(※)
	水処理	汚泥処理	
工事種類			
契約金額			
契約日			
発注者			
受注者			
工事名			
工事規模	万 m ³ /日	t/日	

※電気設備については、工事種類は水処理又は汚泥処理のどちらかについて記載すること。水処理について記載する場合は、工事種類欄に「水処理」と、工事規模の単位を「万 m³/日」と記載して空欄を埋めること。汚泥処理について記載する場合は、工事種類欄に「汚泥処理」と、工事規模の単位を「t/日」と記載して空欄を埋めること。

※根拠資料として、上記実績について確認できる資料（「コリンズデータ若しくは契約書写し」、「特記仕様書」、「配置平面図、フロー図等工事範囲が判明するもの」等）を必ず添付すること。

【維持管理】

項目		水処理	汚泥処理
契約金額			
契約期間			
発注者			
受注者			
処理場名			
処理方式			
処理能力		m ³ /日	t/日
処理実績	日最大	m ³ /日	t/日
	日平均	m ³ /日	t/日

※根拠資料として、上記実績について確認できる資料（契約書等の写、年報等）を必ず添付すること。必要に応じて、事業や施設の概要が記載されている資料を添付することも可とする。なお、外国語の場合には、翻訳も添付すること。

【作成要領】

1. 作成にあたっては、本様式を使用すること（提案用紙作成要領〔共通事項〕①②を準用）。様式中の字体は「明朝体 10.5ポイント」とし、片面刷りでモノクロとする。
2. 記載にあたっては、適宜、行間を変えても良い。但し、記載事項が【経営】、【改築】、【維持管理】の単位でまとまるようにする（例えば、【改築】の記載事項がページの左と右で別れないようにする）こと。
3. 記載にあたっては、様式中に記載されている注釈で不要な部分を削除すること（記載例を参照）。
4. 根拠資料の作成は、A3又はA4 両面刷りとする。提出にあたっては、A4（縦）用紙に横書きで応募企業名又は応募コンソーシアム名を記載し、【経営】、【改築】、【維持管理】の根拠資料ごとに中表紙を添付し、各々、中表紙に【経営】、【改築】、【維持管理】と表記する。また、各々の中表紙には、【経営】、【改築】、【維持管理】と記載した見出しをつけ、左辺を2ヶ所とめること。この際の字体や綴じ方は任意とする。
5. 根拠資料の提出は1部のみとする。

【経営】

項目	内容	
事業名	●●市汚泥処理・有効利用事業	
事業主体（発注者）	●●市	
事業期間	平成20年4月1日 ～ 平成35年3月31日（15年間）	
契約金額	〇〇億円	
選定事業者	株式会社〇〇	
応募企業名又は コンソーシアム名	△△コンソーシアム	
応募企業 又は 代表企業	名称	株式会社□□
	所在地	東京都××区××丁目××番××号
	代表者名	代表取締役 ◇◇ ◇◇
	出資割合	40%（A社：30%、B社：20%、C社：10%）
事業方式	BTO方式	
事業の内容	下水の汚泥処理と有効利用 設計、建設、維持管理・運営	

※上記の内容を確認できる資料として、契約書等の写しを添付する。

【改築】

項目	機械設備工事		電気設備工事(※)
工事種類	水処理	汚泥処理	
契約金額	△△億円	△△億円	△△億円
契約日	平成26年6月24日	平成22年7月1日	平成21年7月7日
発注者	●●市	●●市	下水道事業団
受注者	株式会社〇〇	株式会社〇〇	株式会社〇〇
工事名	△△浄化センター 処理設備改築工事	◇◇浄化センター 焼却機械設備建設工事	□□浄化センター 水処理設備改築工事
工事規模	2.5万m ³ /日	200t/日	3万m ³ /日

※上記の根拠資料として、「コリンズデータ若しくは契約書写し」、「特記仕様書」、「配置平面図、フロー図等工事範囲が判明するもの」を添付する。

【維持管理】

項目	水処理	汚泥処理
契約金額	△△億円	△△億円
契約期間	平成22年4月1日～ 平成27年3月31日（5年間）	平成23年4月1日～ 平成26年3月31日（3年間）
発注者	●●市	●●市
受注者	株式会社〇〇	株式会社〇〇
処理場名	△△処理場	△△処理場
処理方式	標準活性汚泥法	循環流動床焼却炉
処理能力	50,000m ³ /日	50t/日
処理実績	日最大	40,000m ³ /日
	日平均	30,000m ³ /日

※ 上記の根拠資料として、契約書等の写し及び年報を添付する。

平成 年 月 日

浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業
収支計画案及び運営権対価の提案書

「浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業 募集要項」（添付資料を含む。）を承諾
のうえ、以下の金額を提案します。

運営権対価の額

円

※金額の記載は、アラビア数字を使用すること。

1. 損益計算書

(単位: 百万円)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度	平成41年度	平成42年度	平成43年度	平成44年度	平成45年度	平成46年度	平成47年度	平成48年度	平成49年度	事業期間計
	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期	
	2019/3/31	2020/3/31	2021/3/31	2022/3/31	2023/3/31	2024/3/31	2025/3/31	2026/3/31	2027/3/31	2028/3/31	2029/3/31	2030/3/31	2031/3/31	2032/3/31	2033/3/31	2034/3/31	2035/3/31	2036/3/31	2037/3/31	2038/3/31	
営業収益	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
下水道利用料金収入																					
附帯事業収入																					
任意事業収入																					
営業費用	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
維持管理費																					
人件費																					
租税公課																					
減価償却費相当額	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
運営権償却費	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
営業利益/(損失)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
営業外収益	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
営業外費用	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
支払利息	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
経常利益/(損失)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
税引前当期純利益/(損失)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
法人税、住民税及び事業税	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
法人税等調整額																					
当期純利益/(損失)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

2. キャッシュ・フロー計算書

(単位: 百万円)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度	平成41年度	平成42年度	平成43年度	平成44年度	平成45年度	平成46年度	平成47年度	平成48年度	平成49年度	事業期間計
	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期	
	2019/3/31	2020/3/31	2021/3/31	2022/3/31	2023/3/31	2024/3/31	2025/3/31	2026/3/31	2027/3/31	2028/3/31	2029/3/31	2030/3/31	2031/3/31	2032/3/31	2033/3/31	2034/3/31	2035/3/31	2036/3/31	2037/3/31	2038/3/31	
営業活動キャッシュ・フロー	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
税引前当期純利益/(損失)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
減価償却費相当額(長期前払費用償却)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
運営権償却費	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
法人税等支払額	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
未収入金(事業期間終了以降の減価償却費相当額)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
未収入金(事業期間終了以降の減価償却費相当額)																					0.00
未払消費税の増減																					0.00
その他の資産・負債増減																					0.00
投資活動キャッシュ・フロー	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
改築に係る費用の支出	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
改築に係る費用の10分の9相当額(市負担)の受取(控除)事業期間終了以降の減価償却費相当額	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
運営権対価の支払	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
財務活動キャッシュ・フロー	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
新規借入																					0.00
借入返済																					0.00
現金及び現金同等物の増減	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
期首現金及び現金同等物の残高	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
期末現金及び現金同等物の残高	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

3. 貸借対照表

(単位: 百万円)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度	平成41年度	平成42年度	平成43年度	平成44年度	平成45年度	平成46年度	平成47年度	平成48年度	平成49年度	
	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期	
	2019/3/31	2020/3/31	2021/3/31	2022/3/31	2023/3/31	2024/3/31	2025/3/31	2026/3/31	2027/3/31	2028/3/31	2029/3/31	2030/3/31	2031/3/31	2032/3/31	2033/3/31	2034/3/31	2035/3/31	2036/3/31	2037/3/31	2038/3/31	
資産	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
現金及び現金同等物	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
未収入金(事業期間終了以降の減価償却費相当額)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
長期前払費用	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
運営権	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
負債	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
借入金	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
運営権未払金	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
未払消費税																					
純資産	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
資本金		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
利益剰余金	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
負債・純資産合計	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
貸借チェック	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

5. 設備更新に係る前提(自動計算)

耐用年数	8年	残存価額	取得原価の	5%
------	----	------	-------	----

(単位:百万円)

事業期間終了以降に係る減価償却費相当額の計算

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度	平成41年度	平成42年度	平成43年度	平成44年度	平成45年度	平成46年度	平成47年度	平成48年度	平成49年度	事業期間計
	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期	
	2019/3/31	2020/3/31	2021/3/31	2022/3/31	2023/3/31	2024/3/31	2025/3/31	2026/3/31	2027/3/31	2028/3/31	2029/3/31	2030/3/31	2031/3/31	2032/3/31	2033/3/31	2034/3/31	2035/3/31	2036/3/31	2037/3/31	2038/3/31	
改築に係る費用	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
運営権者負担額	10%	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度	平成41年度	平成42年度	平成43年度	平成44年度	平成45年度	平成46年度	平成47年度	平成48年度	平成49年度	未償却残高
平成30年度	0.00																				0.00
平成31年度	0.00	0.00																			0.00
平成32年度	0.00		0.00																		0.00
平成33年度	0.00			0.00																	0.00
平成34年度	0.00				0.00																0.00
平成35年度	0.00					0.00															0.00
平成36年度	0.00						0.00														0.00
平成37年度	0.00							0.00													0.00
平成38年度	0.00								0.00												0.00
平成39年度	0.00									0.00											0.00
平成40年度	0.00										0.00										0.00
平成41年度	0.00											0.00									0.00
平成42年度	0.00												0.00								0.00
平成43年度	0.00													0.00							0.00
平成44年度	0.00														0.00						0.00
平成45年度	0.00															0.00					0.00
平成46年度	0.00																0.00				0.00
平成47年度	0.00																	0.00			0.00
平成48年度	0.00																		0.00		0.00
平成49年度	0.00																			0.00	0.00

(単位:百万円)

事業期間に係る減価償却費相当額の計算

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度	平成41年度	平成42年度	平成43年度	平成44年度	平成45年度	平成46年度	平成47年度	平成48年度	平成49年度	事業期間計
	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期	
	2019/3/31	2020/3/31	2021/3/31	2022/3/31	2023/3/31	2024/3/31	2025/3/31	2026/3/31	2027/3/31	2028/3/31	2029/3/31	2030/3/31	2031/3/31	2032/3/31	2033/3/31	2034/3/31	2035/3/31	2036/3/31	2037/3/31	2038/3/31	
改築に係る費用	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
事業期間終了以降に係る減価償却費相当額	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
国庫補助金相当	55%	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
繰出金相当(従来分)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
事業期間に係る減価償却費相当額(貸借対照表計上額)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

平成30年度	0.00																				0.00
平成31年度	0.00	0.00																			0.00
平成32年度	0.00		0.00																		0.00
平成33年度	0.00			0.00																	0.00
平成34年度	0.00				0.00																0.00
平成35年度	0.00					0.00															0.00
平成36年度	0.00						0.00														0.00
平成37年度	0.00							0.00													0.00
平成38年度	0.00								0.00												0.00
平成39年度	0.00									0.00											0.00
平成40年度	0.00										0.00										0.00
平成41年度	0.00											0.00									0.00
平成42年度	0.00												0.00								0.00
平成43年度	0.00													0.00							0.00
平成44年度	0.00														0.00						0.00
平成45年度	0.00															0.00					0.00
平成46年度	0.00																0.00				0.00
平成47年度	0.00																	0.00			0.00
平成48年度	0.00																		0.00		0.00
平成49年度	0.00																			0.00	0.00
事業期間に係る減価償却費相当額(損益計算書計上額)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
長期前払費用残高(累積)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

耐用年数	10年
------	-----

(単位:百万円)

事業期間終了以降に係る減価償却費相当額の計算

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度	平成41年度	平成42年度	平成43年度	平成44年度	平成45年度	平成46年度	平成47年度	平成48年度	平成49年度	事業期間計
		第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期	
		2019/3/31	2020/3/31	2021/3/31	2022/3/31	2023/3/31	2024/3/31	2025/3/31	2026/3/31	2027/3/31	2028/3/31	2029/3/31	2030/3/31	2031/3/31	2032/3/31	2033/3/31	2034/3/31	2035/3/31	2036/3/31	2037/3/31	2038/3/31	2038/3/31
改築に係る費用		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
運営権者負担額	10%	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度	平成41年度	平成42年度	平成43年度	平成44年度	平成45年度	平成46年度	平成47年度	平成48年度	平成49年度	未償却残高
平成30年度	0		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00										0.00
平成31年度	0			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00									0.00
平成32年度	0				0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00								0.00
平成33年度	0					0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00							0.00
平成34年度	0						0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00						0.00
平成35年度	0							0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00					0.00
平成36年度	0								0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00				0.00
平成37年度	0									0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			0.00
平成38年度	0										0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		0.00
平成39年度	0											0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
平成40年度	0												0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
平成41年度	0													0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
平成42年度	0														0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
平成43年度	0															0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
平成44年度	0																0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
平成45年度	0																	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
平成46年度	0																		0.00	0.00	0.00	0.00
平成47年度	0																			0.00	0.00	0.00
平成48年度	0																				0.00	0.00
平成49年度	0																					0.00

(単位:百万円)

事業期間に係る減価償却費相当額の計算

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度	平成41年度	平成42年度	平成43年度	平成44年度	平成45年度	平成46年度	平成47年度	平成48年度	平成49年度	事業期間計
		第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期	
		2019/3/31	2020/3/31	2021/3/31	2022/3/31	2023/3/31	2024/3/31	2025/3/31	2026/3/31	2027/3/31	2028/3/31	2029/3/31	2030/3/31	2031/3/31	2032/3/31	2033/3/31	2034/3/31	2035/3/31	2036/3/31	2037/3/31	2038/3/31	2038/3/31
改築に係る費用		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
事業期間終了以降に係る減価償却費相当額		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
国庫補助金相当	55%	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
繰出金相当(従来分)		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
事業期間に係る減価償却費相当額(貸借対照表計上額)		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

平成30年度	0.00		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00										0.00
平成31年度	0.00			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00									0.00
平成32年度	0.00				0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00								0.00
平成33年度	0.00					0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00							0.00
平成34年度	0.00						0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00						0.00
平成35年度	0.00							0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00					0.00
平成36年度	0.00								0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00				0.00
平成37年度	0.00									0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			0.00
平成38年度	0.00										0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		0.00
平成39年度	0.00											0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
平成40年度	0.00												0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
平成41年度	0.00													0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
平成42年度	0.00														0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
平成43年度	0.00															0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
平成44年度	0.00																0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
平成45年度	0.00																	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
平成46年度	0.00																		0.00	0.00	0.00	0.00
平成47年度	0.00																			0.00	0.00	0.00
平成48年度	0.00																				0.00	0.00
平成49年度	0.00																					0.00
事業期間に係る減価償却費相当額(損益計算書計上額)		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
長期前払費用残高(累積)		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

耐用年数	15年
------	-----

(単位:百万円)

事業期間終了以降に係る減価償却費相当額の計算

	平成30年度 第1期 2019/3/31	平成31年度 第2期 2020/3/31	平成32年度 第3期 2021/3/31	平成33年度 第4期 2022/3/31	平成34年度 第5期 2023/3/31	平成35年度 第6期 2024/3/31	平成36年度 第7期 2025/3/31	平成37年度 第8期 2026/3/31	平成38年度 第9期 2027/3/31	平成39年度 第10期 2028/3/31	平成40年度 第11期 2029/3/31	平成41年度 第12期 2030/3/31	平成42年度 第13期 2031/3/31	平成43年度 第14期 2032/3/31	平成44年度 第15期 2033/3/31	平成45年度 第16期 2034/3/31	平成46年度 第17期 2035/3/31	平成47年度 第18期 2036/3/31	平成48年度 第19期 2037/3/31	平成49年度 第20期 2038/3/31	事業期間計
改築に係る費用	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
運営権者負担額	10%	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度	平成41年度	平成42年度	平成43年度	平成44年度	平成45年度	平成46年度	平成47年度	平成48年度	平成49年度	未償却残高
平成30年度	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00				0.00
平成31年度	0.00		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00				0.00
平成32年度	0.00			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			0.00
平成33年度	0.00				0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		0.00
平成34年度	0.00					0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
平成35年度	0.00						0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
平成36年度	0.00							0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
平成37年度	0.00								0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
平成38年度	0.00									0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
平成39年度	0.00										0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
平成40年度	0.00											0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
平成41年度	0.00												0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
平成42年度	0.00													0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
平成43年度	0.00														0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
平成44年度	0.00															0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
平成45年度	0.00																0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
平成46年度	0.00																	0.00	0.00	0.00	0.00
平成47年度	0.00																		0.00	0.00	0.00
平成48年度	0.00																			0.00	0.00
平成49年度	0.00																				0.00

(単位:百万円)

事業期間に係る減価償却費相当額の計算

	平成30年度 第1期 2019/3/31	平成31年度 第2期 2020/3/31	平成32年度 第3期 2021/3/31	平成33年度 第4期 2022/3/31	平成34年度 第5期 2023/3/31	平成35年度 第6期 2024/3/31	平成36年度 第7期 2025/3/31	平成37年度 第8期 2026/3/31	平成38年度 第9期 2027/3/31	平成39年度 第10期 2028/3/31	平成40年度 第11期 2029/3/31	平成41年度 第12期 2030/3/31	平成42年度 第13期 2031/3/31	平成43年度 第14期 2032/3/31	平成44年度 第15期 2033/3/31	平成45年度 第16期 2034/3/31	平成46年度 第17期 2035/3/31	平成47年度 第18期 2036/3/31	平成48年度 第19期 2037/3/31	平成49年度 第20期 2038/3/31	事業期間計
改築に係る費用	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
事業期間終了以降に係る減価償却費相当額	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
国庫補助金相当	55%	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
繰出金相当(従来分)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
事業期間に係る減価償却費相当額(貸借対照表計上額)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

平成30年度	0.00																				0.00
平成31年度	0.00		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00				0.00
平成32年度	0.00			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			0.00
平成33年度	0.00				0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		0.00
平成34年度	0.00					0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
平成35年度	0.00						0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
平成36年度	0.00							0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
平成37年度	0.00								0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
平成38年度	0.00									0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
平成39年度	0.00										0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
平成40年度	0.00											0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
平成41年度	0.00												0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
平成42年度	0.00													0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
平成43年度	0.00														0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
平成44年度	0.00															0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
平成45年度	0.00																0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
平成46年度	0.00																	0.00	0.00	0.00	0.00
平成47年度	0.00																		0.00	0.00	0.00
平成48年度	0.00																			0.00	0.00
平成49年度	0.00																				0.00
事業期間に係る減価償却費相当額(損益計算書計上額)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
長期前払費用残高(累積)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

耐用年数	20年
------	-----

(単位:百万円)

事業期間終了以降に係る減価償却費相当額の計算

	10%	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度	平成41年度	平成42年度	平成43年度	平成44年度	平成45年度	平成46年度	平成47年度	平成48年度	平成49年度	事業期間計
		第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期	
		2019/3/31	2020/3/31	2021/3/31	2022/3/31	2023/3/31	2024/3/31	2025/3/31	2026/3/31	2027/3/31	2028/3/31	2029/3/31	2030/3/31	2031/3/31	2032/3/31	2033/3/31	2034/3/31	2035/3/31	2036/3/31	2037/3/31	2038/3/31	
改築に係る費用		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
運営権者負担額	10%	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度	平成41年度	平成42年度	平成43年度	平成44年度	平成45年度	平成46年度	平成47年度	平成48年度	平成49年度	未償却残高
平成30年度	0.00	0.00																			0.00
平成31年度	0.00		0.00																		0.00
平成32年度	0.00			0.00																	0.00
平成33年度	0.00				0.00																0.00
平成34年度	0.00					0.00															0.00
平成35年度	0.00						0.00														0.00
平成36年度	0.00							0.00													0.00
平成37年度	0.00								0.00												0.00
平成38年度	0.00									0.00											0.00
平成39年度	0.00										0.00										0.00
平成40年度	0.00											0.00									0.00
平成41年度	0.00												0.00								0.00
平成42年度	0.00													0.00							0.00
平成43年度	0.00														0.00						0.00
平成44年度	0.00															0.00					0.00
平成45年度	0.00																0.00				0.00
平成46年度	0.00																	0.00			0.00
平成47年度	0.00																		0.00		0.00
平成48年度	0.00																			0.00	0.00
平成49年度	0.00																				0.00

(単位:百万円)

事業期間に係る減価償却費相当額の計算

	55%	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度	平成41年度	平成42年度	平成43年度	平成44年度	平成45年度	平成46年度	平成47年度	平成48年度	平成49年度	事業期間計
		第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期	
		2019/3/31	2020/3/31	2021/3/31	2022/3/31	2023/3/31	2024/3/31	2025/3/31	2026/3/31	2027/3/31	2028/3/31	2029/3/31	2030/3/31	2031/3/31	2032/3/31	2033/3/31	2034/3/31	2035/3/31	2036/3/31	2037/3/31	2038/3/31	
改築に係る費用		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
事業期間終了以降に係る減価償却費相当額		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
国庫補助金相当	55%	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
繰出金相当(従来分)		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
事業期間に係る減価償却費相当額(貸借対照表計上額)		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度	平成41年度	平成42年度	平成43年度	平成44年度	平成45年度	平成46年度	平成47年度	平成48年度	平成49年度	
平成30年度	0.00	0.00																			0.00
平成31年度	0.00		0.00																		0.00
平成32年度	0.00			0.00																	0.00
平成33年度	0.00				0.00																0.00
平成34年度	0.00					0.00															0.00
平成35年度	0.00						0.00														0.00
平成36年度	0.00							0.00													0.00
平成37年度	0.00								0.00												0.00
平成38年度	0.00									0.00											0.00
平成39年度	0.00										0.00										0.00
平成40年度	0.00											0.00									0.00
平成41年度	0.00												0.00								0.00
平成42年度	0.00													0.00							0.00
平成43年度	0.00														0.00						0.00
平成44年度	0.00															0.00					0.00
平成45年度	0.00																0.00				0.00
平成46年度	0.00																	0.00			0.00
平成47年度	0.00																		0.00		0.00
平成48年度	0.00																			0.00	0.00
平成49年度	0.00																				0.00
事業期間に係る減価償却費相当額(損益計算書計上額)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
長期前払費用残高(累積)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

集計

事業期間終了以降に係る減価償却費相当額	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
国庫補助金相当	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
繰出金相当(従来分)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
事業期間に係る減価償却費相当額(損益計算書計上額)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
長期前払費用残高(累積)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

6. 運営権対価に係る前提(自動計算)

償却年数	20年
------	-----

(単位:百万円)

運営権	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度	平成41年度	平成42年度	平成43年度	平成44年度	平成45年度	平成46年度	平成47年度	平成48年度	平成49年度	事業期間計
	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期	
	2019/3/31	2020/3/31	2021/3/31	2022/3/31	2023/3/31	2024/3/31	2025/3/31	2026/3/31	2027/3/31	2028/3/31	2029/3/31	2030/3/31	2031/3/31	2032/3/31	2033/3/31	2034/3/31	2035/3/31	2036/3/31	2037/3/31	2038/3/31	
期首残高	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
償却費	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
期末残高	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

運営権未払金

(単位:百万円)

期首残高	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
一括払い	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
分割払い	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
期末残高	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

提案書Ⅱ－1別紙

ユーティリティ費算定表

比較対象(使用量はH26年度実績)明細は、年報・月報等参照
単価は、所定の金額を使用してください。

	基準年間 使用量	単価 (税抜き)	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48	H49	
			使用量	使用量	使用量	使用量	使用量	使用量	使用量	使用量	使用量	使用量	使用量	使用量	使用量	使用量	使用量	使用量	使用量	使用量	使用量	使用量	使用量
電力	kWh	27,525.450	13																				
重油	L	304,575	74																				
高分子凝集剤	kg	68,735	780																				
次亜塩素酸ナトリウム	L	1,054,517	28																				
焼却炉流動砂	kg	564,640	15																				
苛性ソーダ	L	605,767	30																				
消臭剤	t	240	130,000																				
削減効果																							

	事業期間合計 使用量	単価 (税抜き)	事業期間合計 金額	
電力	kWh	0	13	0
重油	L	0	74	0
高分子凝集剤	kg	0	780	0
次亜塩素酸ナトリウム	L	0	28	0
焼却炉流動砂	kg	0	15	0
苛性ソーダ	L	0	30	0
消臭剤	t	0	130,000	0

提案額合計 0 - 基準額 10,427,035,720 = 削減総額 -10,427,035,720 -100.0%

【基準値】

品名	単位	年間使用量	単価 (税抜き)	金額
電力	kWh	27,525.450	13	357,830,850
重油	L	304,575	74	22,538,550
高分子凝集剤	kg	68,735	780	53,613,300
次亜塩素酸ナトリウム	L	1,054,517	28	29,526,476
焼却炉流動砂	kg	564,640	15	8,469,600
苛性ソーダ	L	605,767	30	18,173,010
消臭剤	t	240	130,000	31,200,000
年間合計				521,351,786
事業期間合計				10,427,035,720

比較対象(使用量はH26年度実績)明細は、年報・月報等参照
単価は、所定の金額を使用してください。

	基準年間 使用量	単価 (税抜き)	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48	H49	
			使用量	使用量	使用量	使用量	使用量	使用量	使用量	使用量	使用量	使用量	使用量	使用量	使用量	使用量	使用量	使用量	使用量	使用量	使用量	使用量	使用量
電力	kWh	27,525,450	13	27,525,450	27,525,450	27,525,450	27,525,450	27,525,450	27,525,450	27,525,450	26,107,542	25,653,267	25,653,267	25,653,267	25,653,267	23,598,390	23,598,390	23,598,390	23,598,390	23,598,390	23,598,390	23,598,390	
重油	L	304,575	74	304,575	304,575	304,575	304,575	304,575	304,575	304,575	304,575	7,230	7,230	7,230	7,230	7,230	7,230	7,230	7,230	7,230	7,230	7,230	
高分子凝集剤	kg	68,735	780	68,735	68,735	68,735	68,735	68,735	68,735	68,735	68,735	68,735	68,735	68,735	68,735	68,735	68,735	68,735	68,735	68,735	68,735	68,735	
次亜塩素酸ナトリウム	L	1,054,517	28	1,054,517	1,054,517	1,054,517	1,054,517	1,054,517	1,054,517	1,054,517	1,054,517	1,054,517	1,054,517	1,054,517	1,054,517	1,054,517	1,054,517	1,054,517	1,054,517	1,054,517	1,054,517	1,054,517	
焼却炉流動砂	kg	564,640	15	564,640	564,640	564,640	564,640	564,640	564,640	564,640	564,640	564,640	564,640	564,640	564,640	564,640	564,640	564,640	564,640	564,640	564,640	564,640	
苛性ソーダ	L	605,767	30	605,767	605,767	605,767	605,767	605,767	605,767	605,767	605,767	605,767	605,767	605,767	605,767	605,767	605,767	605,767	605,767	605,767	605,767	605,767	
消臭剤	t	240	130,000	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	
削減効果											①汚泥焼却改築により焼却電力30%削減					③送風機改築により送風機電力30%削減							
											②脱水機改築により脱水電力30%削減、焼却重油0												

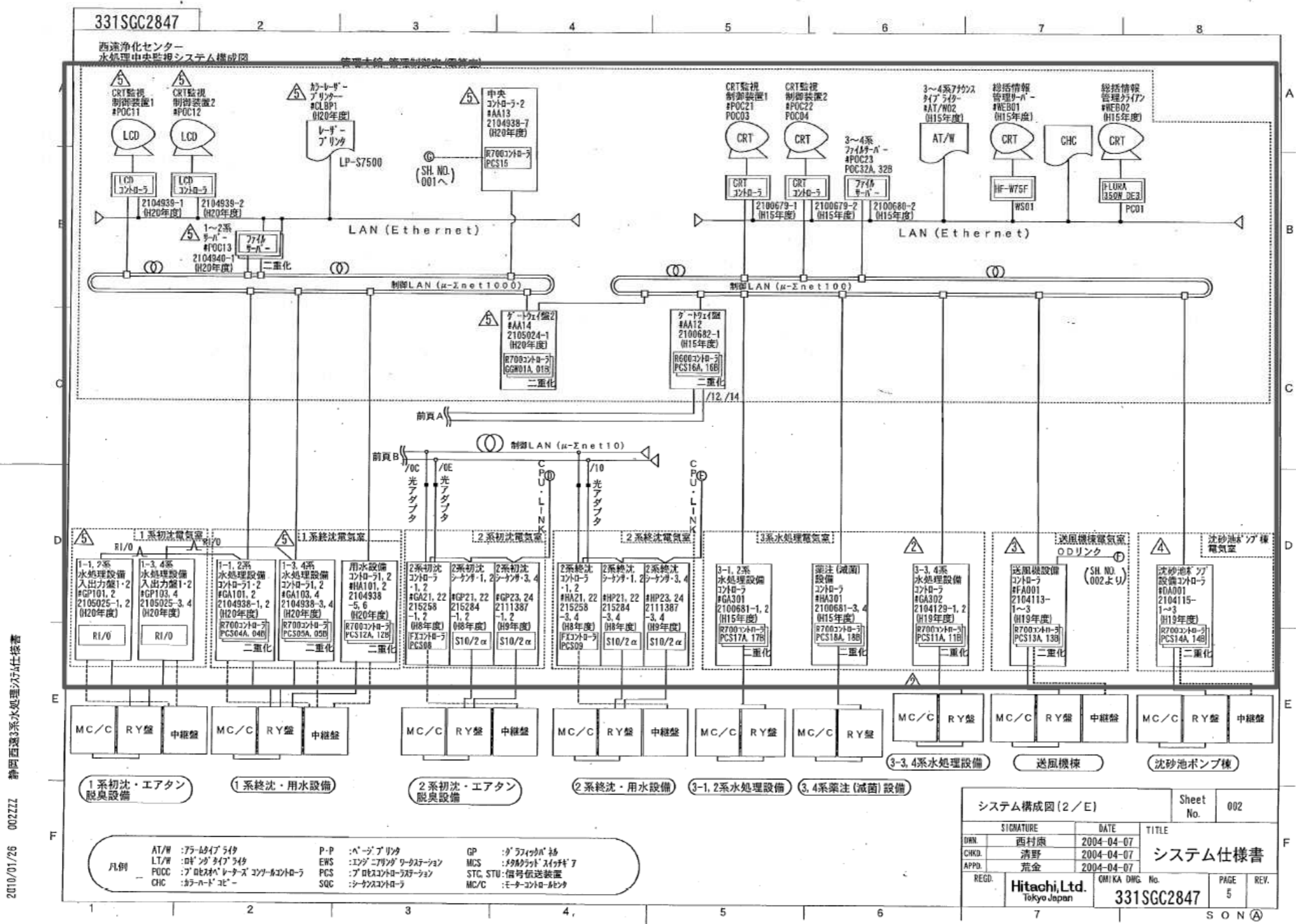
	事業期間合計 使用量	単価 (税抜き)	事業期間合計 金額	
電力	kWh	514,112,940	13	6,683,468,220
重油	L	2,820,705	74	208,732,170
高分子凝集剤	kg	1,374,700	780	1,072,266,000
次亜塩素酸ナトリウム	L	21,090,340	28	590,529,520
焼却炉流動砂	kg	11,292,800	15	169,392,000
苛性ソーダ	L	12,115,340	30	363,460,200
消臭剤	t	4,800	130,000	624,000,000

提案額合計 9,711,848,110 - 基準額 10,427,035,720 = 削減総額 -715,187,610 -6.9%

【基準値】

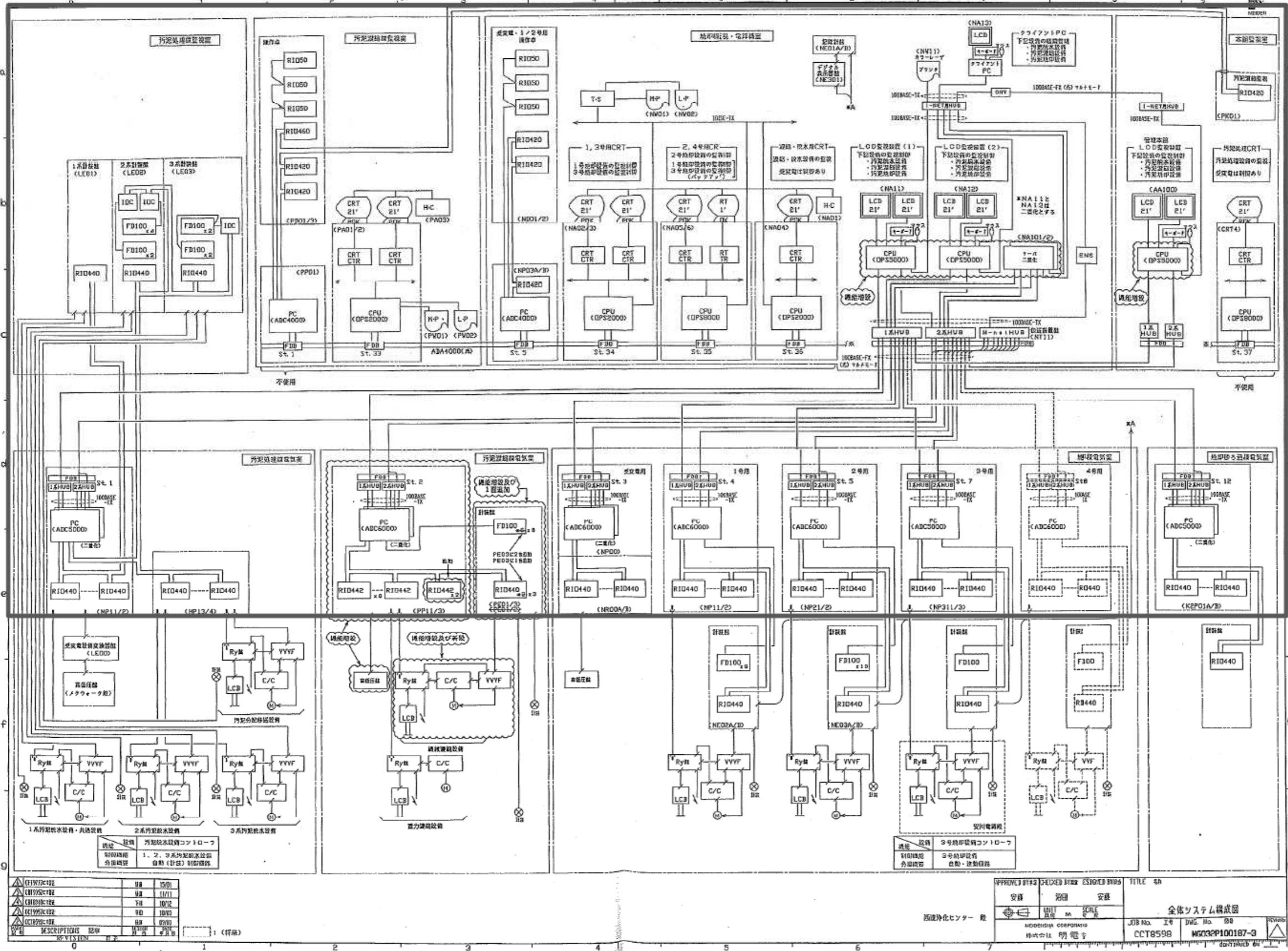
品名	単位	使用量	単価	金額
			(税抜き)	
電力	kWh	27,525,450	13	357,830,850
重油	L	304,575	74	22,538,550
高分子凝集剤	kg	68,735	780	53,613,300
次亜塩素酸ナトリウム	L	1,054,517	28	29,526,476
焼却炉流動砂	kg	564,640	15	8,469,600
苛性ソーダ	L	605,767	30	18,173,010
消臭剤	t	240	130,000	31,200,000
年間合計				521,351,786
事業期間合計				10,427,035,720

1. 水処理系システム構成図



2010/01/26 002ZZZ 静岡西遠3系水処理システム仕様書

2. 汚泥処理系システム構成図



【セルフモニタリング計画案】

セルフモニタリング計画案として、以下の項目を記載してください。記載にあたっては、要求水準書、実施契約、提案書類等の内容と矛盾しないよう、留意してください。

1. セルフモニタリングの方針

モニタリング基本計画の目的を踏まえ、運営権者がセルフモニタリングを行うにあたり、どんな目的をもってどんな姿勢で臨むのか、PDCAサイクルを基本としたセルフモニタリングの方針を記載してください。

2. 経営についてのセルフモニタリング

経営のセルフモニタリングとして、財務管理（収支状況、資金状況）、コンプライアンスについて、以下の点を記載してください。

◇実施体制及び実施手段

- ・どのような体制と役割分担で臨むのか
- ・セルフモニタリング結果をどのように評価するのか

◇内容・基準・頻度

- ・セルフモニタリングの主な具体的項目と達成基準及びその選定根拠
- ・項目ごとのセルフモニタリングを行う頻度（例：週1回、月1回、四半期に1回・・・）

◇結果の反映方法

- ・セルフモニタリング結果を業務改善に役立てるための方法
- ・セルフモニタリング手法の見直しの検討の頻度

3. 改築業務についてのセルフモニタリング

改築業務のセルフモニタリングとして、改築業務全体の工程管理、安全管理、品質管理、受託者・請負人に対する監督について、以下の点を記載してください。

◇実施体制及び実施手段

- ・どのような体制と役割分担で臨むのか
- ・セルフモニタリング結果をどのように評価するのか

◇結果の反映方法

- ・セルフモニタリング結果を業務改善に役立てるための方法。
- ・セルフモニタリング手法の見直しの検討の頻度

4. 維持管理業務についてのセルフモニタリング

維持管理業務についてのセルフモニタリングとして、維持管理計画の立案と改善、運転管理及び保全管理の実施について、以下の点を記載してください。

◇実施体制及び実施手段

- ・どのような体制と役割分担で臨むのか
- ・セルフモニタリング結果をどのように評価するのか

◇内容・基準・頻度

- ・セルフモニタリングの主な具体的項目と達成基準及びその選定根拠
- ・項目ごとのセルフモニタリングを行う頻度（例：週1回、月1回、四半期に1回・・・）

◇結果の反映方法

- ・セルフモニタリング結果を業務改善に役立てるための方法
- ・セルフモニタリング手法の見直しの検討の頻度

5. 任意事業についてのセルフモニタリング（任意事業の提案がある場合のみ）

提案内容のセルフモニタリングを、どの様に行っていくのか、記載してください。

6. セルフモニタリング結果の情報公開

◇情報公開の方針

- ・セルフモニタリング結果の情報公開について、公開する内容（公開レベル）・頻度・方法について記載してください。

◇外部からの意見への対応方針

- ・外部の者の意見の窓口、意見の整理・確認方法、意見の検討方法、意見者への対応方針について記載してください。

セルフモニタリング計画案

1. セルフモニタリングの方針
2. 経営についてのセルフモニタリング
3. 改築業務についてのセルフモニタリング
4. 維持管理業務についてのセルフモニタリング
5. 任意事業についてのセルフモニタリング
6. セルフモニタリング結果の情報公開

【セルフモニタリング計画案作成要領】

○提案様式「Ⅱ－４（２）適正な管理」において、応募者にセルフモニタリング計画案の提出を求めています。

○作成に当たっては、以下の要領によることとします。

①提案用紙は、日本工業規格A3（横）とする。

②提案は、片面に横書きで記載し、余白を上15mm、下15mm、左20mm、右15mm以上空けること。枠等は特に設けなくても良い。

③文字は様式に記入済みの箇所以外は「明朝体10.5ポイント」とする。

④図、写真及び表（以下「差込資料」という。）の使用は可能。この際、差込資料中の文字は上記③の制限を設けないが、本文を補完するための必要最小限の範囲とすること。

⑤作成はモノクロのみとする（カラー不可）。

⑥提案は、用紙は5枚以内とする。

セルフモニタリング計画案

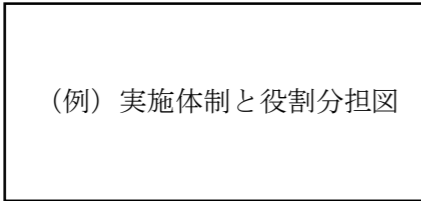
1. セルフモニタリングの方針

(・・・方針の内容を記載・・・)

2. 経営についてのセルフモニタリング

◇実施体制及び実施手段

(・・・実施体制と役割分担の内容・・・)



◇内容・基準・頻度

項目		基準	基準の選定根拠	頻度
財務管理	収入状況	調定金額	調停金額（収入予定額）の確実な入金は、経営の安定に非常に重要なため	毎月
	支出状況	請求日・請求金額・請求内容との整合性	請求額の確実な支払いは経営の信用を保つ上で非常に重要であるため	毎月
	資金残高	支払予定額を満足できる資金残高があるか	資金ショートは、経営面において、必ず避けねばならない事項であるため	毎月
コンプライアンス	・・・	・・・	・・・	・・・

◇結果の反映方法

(・・・セルフモニタリング結果を業務改善に役立てるための方法の内容・・・)

(・・・セルフモニタリングを有効に活用させるために、セルフモニタリング方法についてのどのくらいのスパンで見直しの検討を行うか、また、その理由の内容・・・)

3. 改築業務についてのセルフモニタリング

4. 維持管理業務についてのセルフモニタリング

5. 任意事業についてのセルフモニタリング

6. セルフモニタリング結果の情報公開

**浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）
運営事業**

モニタリング基本計画書

（平成 29 年 10 月 30 日改訂版）

平成29年10月30日

浜松市上下水道部

【目 次】

第1章 総論	1
1.1 モニタリング基本計画の位置付けと目的.....	1
1.2 モニタリング実施計画.....	2
1.3 モニタリングの体制.....	3
1.4 モニタリングの対象業務.....	4
1.5 モニタリングに要する費用負担.....	4
1.6 モニタリング実施計画書の変更.....	4
1.7 モニタリング結果の公表.....	4
第2章 モニタリングの実施方法.....	5
2.1 モニタリングの基本的な考え方.....	5
2.2 モニタリング方法.....	6
2.2.1 書類による確認.....	6
2.2.2 会議体による確認.....	8
2.2.3 現地における確認.....	9
2.3 モニタリングの手順.....	9
第3章 契約内容未達時の措置.....	12
3.1 契約内容未達時における措置.....	12
3.2 是正レベルの認定.....	15
3.3.1 違約金ポイントの計上.....	16
3.3.2 違約金ポイントの算定方法.....	17
3.3.3 違約金ポイントの違約金への反映.....	18
第4章 事業終了時のモニタリング.....	20
4.1 基本的な考え方	20
4.2 確認方法	20
4.2.1 書類による確認	20
4.2.2 会議体による確認.....	20
4.2.3 現地における確認.....	20
4.3 モニタリングの手順.....	20

第1章 総論

1.1 モニタリング基本計画の位置付けと目的

本モニタリング基本計画は、浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業（以下「本事業」という。）の実施期間中、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI法」という。）に基づき選定された運営権者が、浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業公共施設等運営権実施契約（以下「実施契約」という。）に定められた業務を確実に遂行し、かつ、浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業要求水準書（以下「要求水準書」という。）に定められた基準を安定的に充足すること（以下「実施契約等の履行」という。）を確認するため、浜松市（以下「市」という。）が行うモニタリングについて、基本的な考え方及び内容を示すものである。

1.2 モニタリング実施計画

市は、運営権者との実施契約締結後、運営権者との協議を踏まえ、以下の事項等を定めたモニタリング実施計画書を作成する。

- ① モニタリングを行う体制
- ② モニタリングの方法
- ③ モニタリングを行う時期
- ④ モニタリングの内容
- ⑤ モニタリングの様式

また、本モニタリング基本計画、運営権者が作成するセルフモニタリング実施計画書及びモニタリング実施計画の関係を整理して、図 1-1 に示す。

本モニタリング基本計画を基に、運営権者はセルフモニタリング確認様式及び書類により構成されるセルフモニタリング実施計画書を作成する。また、市はセルフモニタリング実施計画書を基に、市や第三者によるモニタリングを追加して、モニタリング実施計画書を作成する。

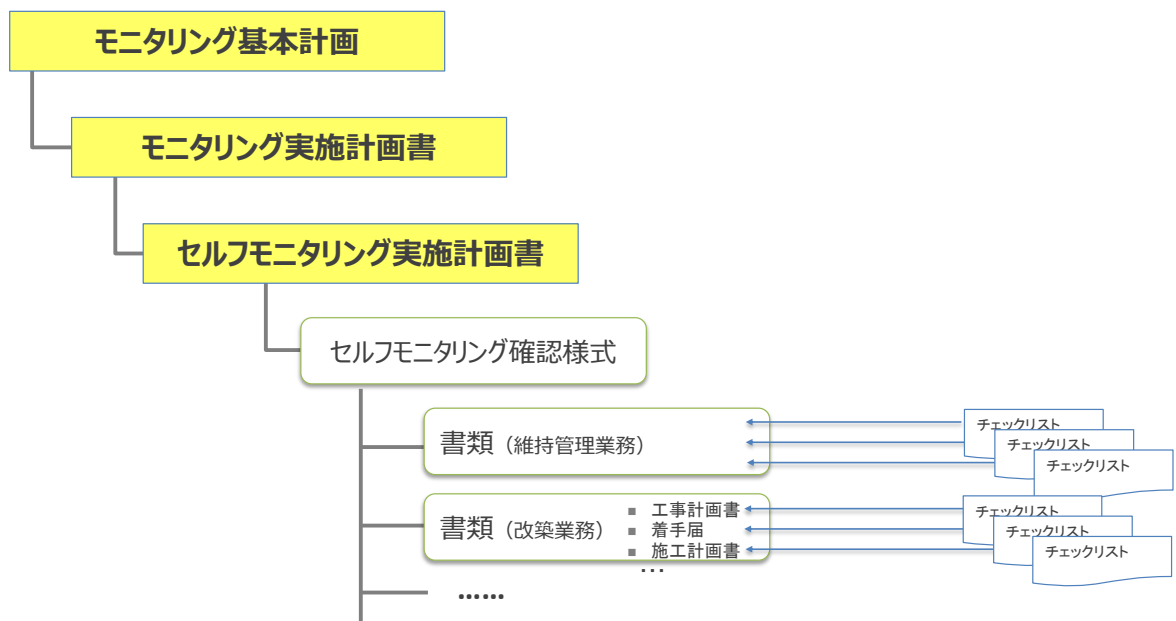


図 1-1 モニタリング計画の概要

1.3 モニタリングの体制

モニタリングは、①運営権者によるセルフモニタリング、②市によるモニタリング、並びに③市及び運営権者とは別の専門的知見を持つ第三者機関（以下「第三者機関」という。）による第三者モニタリングで構成される。

市によるモニタリングの結果について、運営権者と市との間で紛争が発生した場合、実施契約に基づき設置された浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業協議会（以下「西遠協議会」という。）において、当該紛争の解決方法の調整を行う。

(1) 運営権者によるセルフモニタリング

運営権者は、自らが作成したセルフモニタリング計画に基づき、本事業の運営状況が要求水準書の基準を遵守しているかについて、セルフモニタリングを行う。

(2) 市によるモニタリング

市によるモニタリングは、運営権者のセルフモニタリングの結果を踏まえ、運営権者から提出された書面や会議体での報告を基にモニタリングを行う。市が必要と判断した場合は、市は現地の確認を行う場合がある。

(3) 第三者機関によるモニタリング

運営権者の要求水準の達成状況や経営状況等について、第三者機関を活用したモニタリングも併せて実施する。第三者機関によるモニタリングは市によるモニタリングと同じ視点で行うものとし、市によるモニタリングに加えて、客観的かつ専門的知見を加えたダブルチェックを行うことを目的としている。第三者機関はモニタリング結果を市に報告する。

(4) 紛争の調整

市によるモニタリングの結果について紛争が発生した場合、市または運営権者の要請により、西遠協議会において当該紛争の解決方法の調整を行う。

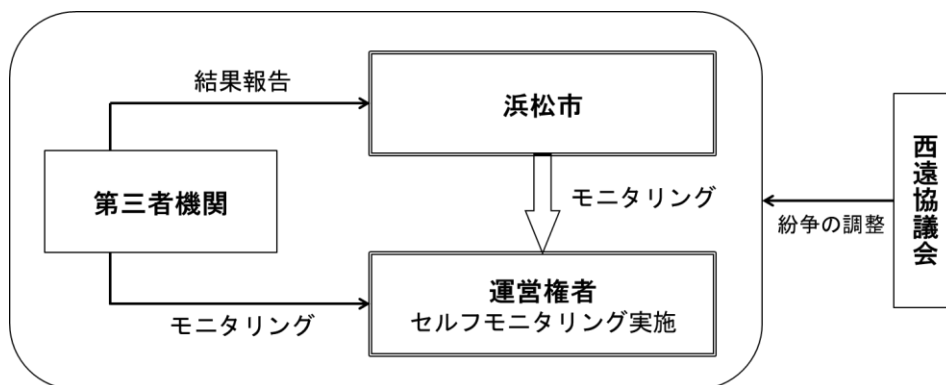


図 1-2 モニタリング体制

1.4 モニタリングの対象業務

モニタリングの対象業務は、以下の通りとする。

- ① 経営
- ② 改築業務
- ③ 維持管理業務
- ④ 任意事業
- ⑤ 事業終了にあたっての資産引継ぎ業務

1.5 モニタリングに要する費用負担

市及び第三者機関が行うモニタリングに要する費用については、市が負担する。
運営権者が行うセルフモニタリングに要する費用については、運営権者が負担する。
西遠協議会に要する費用については、市及び運営権者が等しい割合で負担する。

1.6 モニタリング実施計画書の変更

モニタリング実施計画書は、以下の事由により変更する。

- ① 実施契約が変更された場合
- ② 要求水準書が変更された場合
- ③ その他、業務内容の変更が特に必要と認められた場合

1.7 モニタリング結果の公表

市は市及び第三者機関が実施したモニタリングの結果について、市ホームページにおいて公表する。運営権者は市の公表に協力するものとする。

第2章 モニタリングの実施方法

2.1 モニタリングの基本的な考え方

(1) 経営のモニタリング

経営のモニタリングは、本事業において、運営権者の業務執行体制や財務を理由とするサービスの提供の停止や事業継続が困難になる等の事態を回避するために行う。モニタリングは、まずは、運営権者がセルフモニタリングし、市に報告する。

市は、運営権者の報告に基づき確認を行うことを基本とする。運営権者の提出する報告書等各提出書類の内容が要求水準を満たしているか、適切かつ確実な業務遂行が行われているかを書面にて確認するほか、会議体にて、直接、運営権者から確認し、市が必要と認めた場合は、現地における確認を行う場合がある。

(2) 改築業務のモニタリング

改築業務のモニタリングは、要求水準の確保を図るために各業務（計画策定、設計、工事）が適切に実施されているかの確認を行う。

運営権者は、各業務着手前にセルフモニタリング様式を作成し、市に提出する。提出された様式に基づき、業務の履行を確認するとともに、表 2-2 に示した各提出書類を基にセルフモニタリング結果報告書を作成し、市に提出する。

市は、報告書及び完成図書を基に、要求水準を満たしているかどうかの確認を行う。

なお、市は、改築設備の品質・性能確保のために必要と認めた場合は、施工状況の現地における確認を行い、結果に応じた必要な措置を講じる。

(3) 維持管理業務のモニタリング

維持管理業務のモニタリングは、維持管理の目的達成のために必要な各業務が要求水準を満たして適切に実施されているかの確認を行う。

運営権者は、各業務の履行について業務計画書等に基づき確認を行うとともに、業務の履行に伴って作成する各提出書類及び実際の維持管理状況を基に要求水準を満たしているかどうかの確認を行い、要求水準確認結果を含む報告書を作成し、市に提出し確認を受ける。

市は、報告書、各提出書類及び実際の維持管理状況を基に、要求水準の内容を満たしているかどうかの確認を行う。

また、市は、維持管理業務の品質確保のために必要と認めた場合は、維持管理状況の現地における確認を行い、結果に応じた必要な措置を講じる。

(4) 任意事業のモニタリング

任意事業は、その内容を応募者の提案に委ねることとしているため、市は要求水準を示していない。したがって、モニタリングは応募者の提案に基づく。

任意事業のモニタリングは、運営権者が行うセルフモニタリングを基本として、市は運営権者が関係法令を遵守し、運営権設定対象施設の機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲において任意事業を実施しているかの確認等を行う。

2.2 モニタリング方法

2.2.1 書類による確認

書類による確認については、以下に掲げる書類を基本とし、セルフモニタリング実施計画書において具体化する。

(1) 経営のモニタリング

運営権者は、経営の遂行状況及び実施契約等の履行状況を自ら確認のうえ、表 2-1 に示す提出書類を市に提出して確認等を受ける。

表 2-1 経営のモニタリングに係る書類

	提出書類	頻度	行為
計画に関するもの	全体事業計画書（収支計画含む）	事業開始前、変更時	確認
	セルフモニタリング実施計画書	事業開始前、変更時	確認
	短期事業計画書（収支計画含む）	5年毎、変更時	確認
	単年度事業計画書（収支予算含む）	毎年度、変更時	確認
	事業継続計画書（BCP）	事業開始前、変更時	確認
	業務執行体制、有資格者名簿及び資格証明書類写し	変更毎	確認
	広報活動実施計画書	毎年度	確認
状況に関するもの	年度事業報告書	毎年度	確認
	四半期業務報告書	3ヶ月毎	確認
	月次業務報告書（広報活動の実施結果報告含む）	毎月	確認
	セルフモニタリング結果報告書	年度・四半期・月次報告書と合わせて提出	確認
その他	計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表又は注記事項、その他運営権者による計算書類に基づいた財務分析の結果）	株主総会開催後	確認
	株主総会議事録及び議事録要旨	株主総会開催後	確認
	会計監査人による監査報告書	株主総会開催後	確認
	取締役会議事録及び議事録要旨	取締役会開催後	確認
	実施契約第18条第1項第1～3号、第7～9号に規定する書類	事業開始前、変更時	確認
	その他市が必要とする書類	随時	確認

(2) 改築業務のモニタリング

運営権者は、改築の遂行状況及び実施契約等の履行状況を自ら確認のうえ、表 2-2 に示す提出書類を市に提出して確認を受ける。

表 2-2 改築業務のモニタリングに係る書類

提出書類	頻度	行為
着手届（計画策定）	計画策定着手時	確認
業務計画書（計画策定）	計画策定着手時	確認
改築計画書	計画策定完了時	確認
セルフモニタリング結果報告書（計画策定）	計画策定完了時	確認
工事計画書	改築実施基本協定締結後、変更後	確認
着手届（設計）	設計着手時	確認
業務計画書（設計）	設計着手時	確認
設計図書	設計完了時	承諾
セルフモニタリング結果報告書（設計）	設計完了時	確認
セルフモニタリング様式（工事）	工事着手前	確認
着手届（工事）	工事着手時	確認
変更実施工程表	変更時	確認
変更承諾図書	変更時	承諾
施工計画書	現場施工着手前、変更時	確認
施工体制台帳・施工体系図	現場施工着手前、変更時	確認
工場検査報告書	機器搬入前	確認
試運転・性能試験計画書	実施前	確認
工事完成図書	工事完成時	確認
セルフモニタリング結果報告書（工事）	工事完成時	確認
施設情報システム登録情報	工事完成時	確認
事故報告書	随時	確認
その他市が必要とする書類	随時	確認

(3) 維持管理業務のモニタリング

運営権者は、維持管理業務の遂行状況及び実施契約等の履行状況を自ら確認のうえ、表 2-3 に示す提出書類を市に提出して確認を受ける。

表 2-3 維持管理業務のモニタリングに係る書類

提出書類	頻度	行為
運転管理計画	5年毎、変更時	確認
保全管理計画	5年毎、変更時	確認
年間維持管理計画書	毎年度、変更時	確認
月間維持管理計画書	毎月、変更時	確認
年間維持管理報告書	毎年度	確認
月間維持管理報告書	毎月	確認
セルフモニタリング結果報告書	年間・月間維持管理報告書と合わせて提出	確認
故障事故報告書	随時	確認
施設機能確認報告書	事業終了前	確認
引継ぎに必要な書類	事業終了前	確認
その他市が必要とする書類	随時	確認

(4) 任意事業のモニタリング

運営権者は、任意事業の遂行状況及び実施契約等の履行状況を自ら確認のうえ、表 2-4 に示す提出書類を市に提出して確認を受ける。

表 2-4 任意事業のモニタリングに係る書類

提出書類	頻度	行為
任意事業提案概要書	応募時、事業期間中は任意事業開始前	承諾
月次業務報告書	毎月	確認
任意事業終了届	任意事業終了前（特定事業終了時は除く）	確認
任意事業終了報告書	任意事業終了後	確認

2.2.2 会議体による確認

市と運営権者は、表 2-5 に示す会議体を設置する。市はこれらの会議体等の開催を通じて、業務の進捗状況及び要求水準の充足状況、財務状況、課題等を確認し、対応方針について運営権者と協議を行う。なお、市又は運営権者が必要と認める場合は、市と運営権者は、当該会議体によらず、随時、別途会議体を設けるものとする。

運営権者は当該会議体のほか、浜松市議会や地元住民との協議会等において、市がモニタリングについての説明等を行う場合、市に必要な協力を行うものとする。

表 2-5 会議体の設置

会議体名	議題	頻度
年度 事業報告会	<ul style="list-style-type: none"> ・事業結果（決算、財務状況、要求水準の充足状況）の確認 ・課題の確認 ・次年度事業計画の確認 	1回／年
四半期 業務報告会	<ul style="list-style-type: none"> ・業務進捗状況、収支状況、財務状況、要求水準の充足状況の確認 ・課題の確認 	1回／四半期
月例報告会	<ul style="list-style-type: none"> ・業務進捗状況、要求水準の充足状況の確認 ・課題の確認 	1回／月

2.2.3 現地における確認

(1) 経営、維持管理業務、任意事業のモニタリング

書類及び会議体における確認の結果、市が必要と判断した場合、または運営権者が現地確認を要請した場合、市は現地における確認を行う場合がある。運営権者は市の現地における確認に必要な協力を行う。

(2) 改築業務のモニタリング

市は、立会が必要とされている場合、その他施工の各段階で市が必要と認めるときには、改築業務の実施内容が設計図書、要求水準書に従っているか、現地における確認を行う。

市が現地における確認を行う場合には、運営権者は立ち会うものとする。

なお、その際、市は、必要に応じて、検査のため施工部分を最小限度破壊し、品質及び性能の確認を行うことができる。その確認又は復旧にかかる費用は、運営権者の負担とする。

2.3 モニタリングの手順

モニタリングの手順及び運営権者と市の作業内容は以下のとおりである。運営権者が、運営権者欄に記載の書類を市に提出してモニタリングが開始される。モニタリングは書類確認及び会議体での確認（一部については、書類提出のみのものもある。）の後、市が必要と認めた場合又は運営権者が要請した場合は、市は現地における確認を行う場合がある。

モニタリング方法についての詳細は、運営権者の提案により異なることも想定されるため、実施契約の締結後に策定するモニタリング実施計画書において確定する。

表 2-6 モニタリングの手順

時点	運営権者	市
実施契約締結後～事業開始前	<ul style="list-style-type: none"> 運営体制に関するもの 定款写し、株主名簿写し、履歴事項全部証明書、業務執行体制、業務従事者名簿、有資格者名簿及び資格証明書類写し 	<ul style="list-style-type: none"> 提案された事業計画を着実に実行できる体制が整っているかを確認する。
	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画に関するもの 全体事業計画書、短期事業計画書（当初5年間分）、単年度事業計画書（初年度分）、事業継続計画書（BCP）、セルフモニタリング実施計画書、広報活動実施計画書（※事前に計画がある場合。事業開始後に随時提出も可能。） 	<ul style="list-style-type: none"> 提案内容が確実に反映された事業計画か、提案にない計画が盛り込まれていないか確認する。 運営権者のBCPが市のBCPと整合を持つものか、緊急事態を見据えた事前対策、復旧・継続のための実施計画、緊急事態に備えた組織体制、人員の訓練を含むものとなっているかを確認する。 運営権者との協議を踏まえ、モニタリング実施計画書を作成する。 セルフモニタリング実施計画書について、「1.2モニタリング実施計画」の項に記載の5項目を含むものとなっているか等を確認し、確定する。 広報活動実施計画書について、内容を確認する。
	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理業務に関するもの 運転管理計画（当初5年分）、保全管理計画（当初5年分）、年間維持管理計画書（初年度分）、月間維持管理計画書（初月分） 	<ul style="list-style-type: none"> 要求水準を確実に満たすことのできる計画であるかを確認する。
事業期間中	<ul style="list-style-type: none"> 事業結果に関するもの 年度報告書、四半期報告書、月次報告書、セルフモニタリング結果報告書 	<ul style="list-style-type: none"> 書類の内容に矛盾がないか、要求水準を満たしているかを確認し、必要に応じて現地における確認を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> 株主総会、取締役会に関連するもの 株主総会議事録及び議事録要旨、取締役会議事録及び議事録要旨、計算書類、会計監査人による監査報告書 	<ul style="list-style-type: none"> 株主総会、取締役会で、事業計画で想定されていない又は本事業と関係のない契約や業務を承認していないか等、安定的な事業の継続を阻害する意思決定がなされていないかを確認する。 運営権者の財務状況を確認するとともに、監査意見に特段の問題がないかを確認する。
	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理業務に関するもの（定期提出） 年間維持管理報告書、月間維持管理報告書、セルフモニタリング結果報告書 維持管理業務に関するもの（随時提出） 故障事故報告書 	<ul style="list-style-type: none"> 要求水準を満たしているかを確認する。 日報等、必要書類が添付されているか確認する。 事故の内容、原因や、事業遂行への影響について確認し、対応を運営権者と協議する。

時点	運営権者	市
	<ul style="list-style-type: none"> 改築業務に関するもの（着手前） 着手届（計画策定）、業務計画書（計画策定）、工事計画書（※改築実施協定締結後）、着手届（設計）、業務計画書（設計）、セルフモニタリング様式（工事）、着手届（工事）、変更実施工程表、変更承諾図書、施工計画書（※現場施工着手前）、施工体制台帳・施工体系図（※現場施工着手前）、工場検査報告書（※機器搬入前）、試運転・性能試験計画書 	<ul style="list-style-type: none"> 内容が事業計画に基づいたものであるか、確認する。 必要があれば現地において計画の妥当性、着手の確実性等を確認する。
	<ul style="list-style-type: none"> 改築業務に関するもの（完成時） 改築計画書、セルフモニタリング結果報告書（計画策定、設計、工事）、設計図書、工事完成図書、施設情報システム登録情報 	<ul style="list-style-type: none"> 完成検査等を行い、計画内容や要求水準等を満たしたものであるかを確認する。
	<ul style="list-style-type: none"> 改築業務に関するもの（随時） 事故報告書 	<ul style="list-style-type: none"> 事故の内容、原因や、事業遂行への影響について確認し、対応を運営権者と協議する。
	<ul style="list-style-type: none"> 任意事業に関するもの 任意事業提案概要書、月次業務報告書、任意事業終了届、任意事業終了報告書 	<ul style="list-style-type: none"> 提案概要書の内容が法令に抵触するものでないか、義務事業、附帯事業に影響を及ぼすものとなっていないか、独立採算事業となっているか確認する。 任意事業完了時の状況について確認する。
事業終了時	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理業務に関するもの 施設機能確認報告書、引継に必要な資料 	<ul style="list-style-type: none"> 引継時の施設機能や書類が整理されているかについて確認する。
その他	その他市が必要とする書類（随時）	

※運営権者が市に提出した書類について、変更が生じる場合は変更前に提出する。

※事業期間中の一部の期間についての計画書類（例：当初5年分、初年度分）は当該期間到来前に、同様に一部の間期間についての報告書は当該期間終了後に、市に提出する。

第3章 契約内容未達時の措置

3.1 契約内容未達時における措置

3.1.1 措置

市は、第2章に定めるところに従って実施したモニタリングの結果、運営権者が、実施契約及び要求水準書で規定する内容を充足していないと判断される事象（以下「契約内容未達」という。）が確認できる場合、以下の措置を行うものとする。

(1) 注意

市は、契約内容未達がレベル1に該当する恐れがある場合、運営権者に対して、口頭にて、当該状況の是正を行うよう注意を与えるものとする。

運営権者は、市から注意を受けた場合、速やかに是正対策を行うこととする。対策後も是正が見込まれない場合には、市は、文書にて嚴重注意を行うものとする。

(2) 是正指導

市は、契約内容未達がレベル1に該当すると認定した場合、運営権者に対して、文書にて当該状況の是正指導を行うものとする。

運営権者は、市から是正指導を受けた場合、市との協議を踏まえて是正対策と是正期限について定めた是正計画を作成し、市の承諾を得て策定するものとする。運営権者は、当該計画に基づき、是正を行うものとする。

市は、当該計画に定めた是正期限の到来又は運営権者の是正指導への対応完了の通知を受けて随時モニタリングを行い、当該是正が行われたか確認する。

(3) 是正勧告

市は、3.1.1 (2) の是正が行われていると認められない場合又は契約内容未達がレベル2に該当すると認定した場合、運営権者に対して、文書にて是正勧告を行う。

運営権者は、市から是正勧告を受けた場合、市との協議を踏まえて是正対策と是正期限について定めた是正計画を作成し、市の承諾を得て策定するものとする。運営権者は、当該計画に基づき是正を行う。

市は、当該計画に定めた是正期限の到来又は運営権者の是正勧告への対応完了の通知を受けて随時モニタリングを行い、当該是正が行われたか確認する。なお、是正勧告については、市が必要と判断した時、その内容を公表することができる。

(4) 警告

市は、3.1.1 (3) の是正が行われていると認められない場合、運営権者に対して、文書で警告するものとする。

運営権者は、市から警告を受けた場合、市との協議を踏まえて是正対策と是正期

限について定めた是正計画を作成し、市の承諾を得て策定するものとする。運営権者は、当該計画に基づき是正を行う。

市は、当該計画に定めた是正期限の到来又は運営権者の警告への対応完了の通知を受けて随時モニタリングを行い、当該是正が行われたか確認する。なお、警告については、市が必要と判断した時、その内容を公表することができる。

(5) 命令

市は、3.1.1 (4) の是正が行われていると認められない場合又は契約内容未達がレベル3に該当すると認定した場合、運営権者に対して、文書にて命令するものとする。この場合、市は、運営権者に当該是正対象の行為を即座に中止するよう指示することができる。

運営権者は、市の指示に従うとともに、是正が行われていると認められない理由書及び市との協議を踏まえて是正対策と是正期限について定めた是正計画を作成し、市の承諾を得て策定するものとする。運営権者は、当該計画に基づき是正を行う。なお、命令については、市が必要と判断した時、その内容を公表することができる。

3.1.2 要求水準違反違約金

市は、3.1.1 (5) の是正が行われていると認められない場合、運営権者に対して、要求水準違反違約金を請求し、運営権者はこれを支払うものとする。この場合の違約金の額は、「3.3 要求水準違反違約金の額の算定方法」に定める。また、市は、3.1.1 (5) の是正計画に定めた是正期限とは別に期限を設け、運営権者に対して是正を行うことを命ずる。この場合、市は、当該期限の設定について、運営権者の意見を聞くことができる。市は、要求水準違反違約金の請求について、その内容を公表する。

3.1.3 契約解除

(1) 是正未達による解除

3.1.2 の措置にも関わらず、是正が行われていると認められない場合、実施契約書第72条第1項第9号に基づき、市は、運営権者に催告することなく実施契約を解除することができる。

(2) 故意による市への信用失墜行為による解除

上記に関わらず、故意による市への信用失墜行為として、市の管理責任を厳しく問われるような重大な虚偽報告（例：水質検査結果の虚偽報告）や、本事業の運営に重大な影響を与える法令違反等（例：廃棄物の不法投棄）が認められた場合、実施契約書第72条第1項に基づき、市は運営権者に催告することなく実施契約を解除することができる。

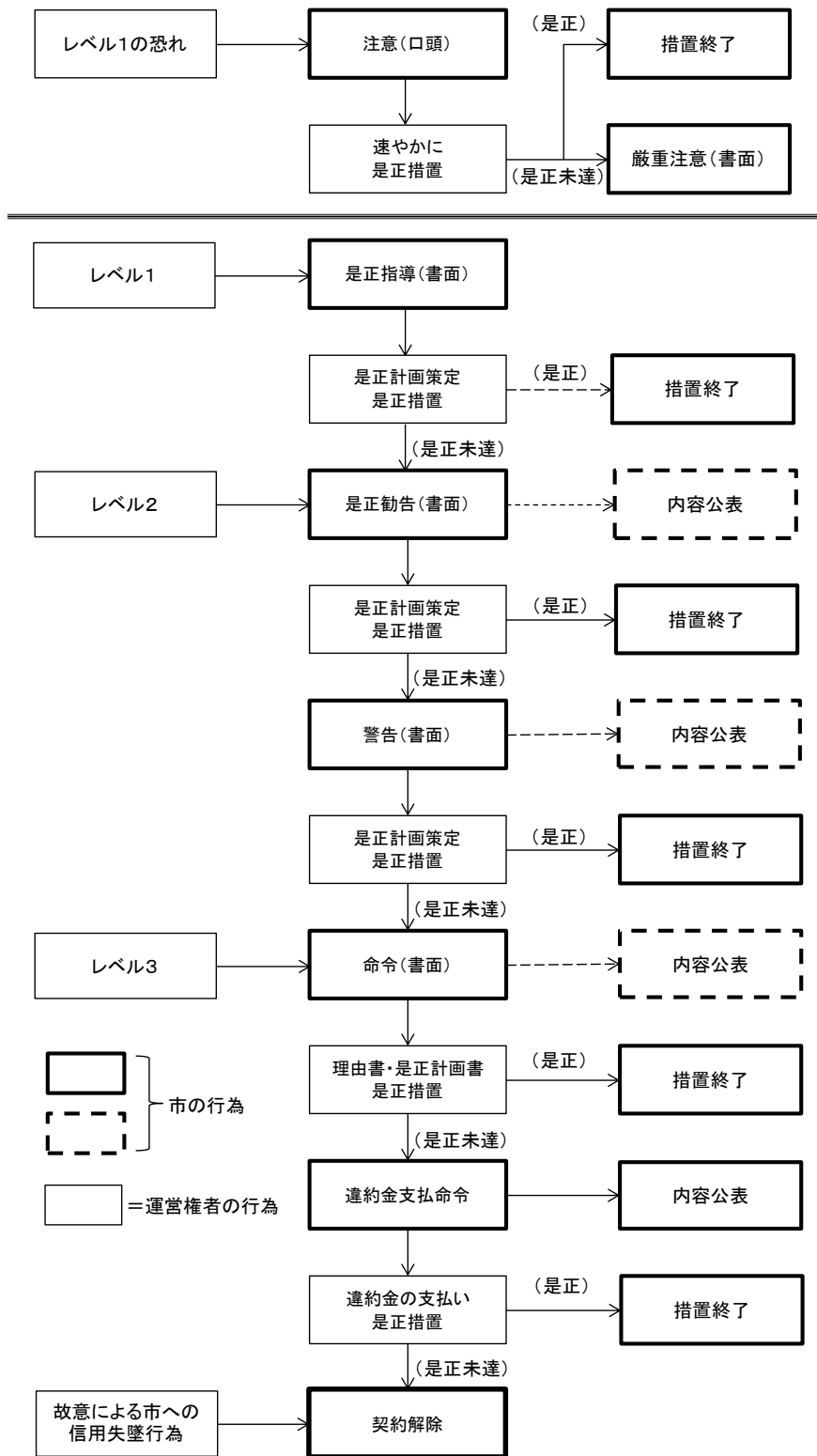


図 3-1 契約内容未達時における措置の概要

3.2 是正レベルの認定

市は、契約内容未達が発生した場合、表 3-1 に従い、是正レベルの認定を行い、運営権者に通知する。

表 3-1 市の是正レベルの認定基準

レベル	事象
レベル 1	業務管理の工程における軽微な不備 (事象例) <ul style="list-style-type: none"> ・書類、備品等の整理整頓不足 ・不衛生状態の放置 ・ユーティリティ備蓄の不足 ・設備の故障の頻発
レベル 2	要求水準の未達成がある場合、影響が市と運営権者間または処理場内に留まるもの (事象例) <ul style="list-style-type: none"> ・書類等の欠損 ・工事中の施設破損 ・合理的理由のない工期遅延の発生 ・頻発する設備の故障の放置 ・必要な点検（法定点検を除く）の未実施 ・運転管理の過失による事故の発生（影響が処理場内に留まるもの）
レベル 3	実施契約に反する行為で故意又は過失による市への信用失墜行為（3.1.3(2)に該当するものを除く）、不法行為、施設の運転停止、その他影響が第三者又は処理場外に及ぶもの (事象例) <ul style="list-style-type: none"> ・苦情の放置 ・法定点検の未実施 ・大規模な事故・火災・労働災害（死亡事故）の発生 ・運転管理の過失による事故の発生（影響が処理場外に及ぶもの）

3.3 要求水準違反違約金の額の算定方法

要求水準違反違約金の額については、違約金ポイントを計上し、当該計上したポイントに「3.3.3 違約金ポイントの違約金への反映」で示す額を乗じて算定するものとする。

3.3.1 違約金ポイントの計上

違約金ポイントは、以下のとおり計上するものとする。

(1) 違約金ポイントの計上

市は、運営権者に対して行った措置に基づき策定された是正計画で定めた是正期限を経過しても当該是正が行われない場合又は市がレベル3の契約内容未達を認定した場合、表3-2のとおり、違約金ポイントを計上する。なお、注意に基づく是正措置については、違約金ポイントの計上の対象としない。

表 3-2 違約金ポイントの計上基準

事象	違約金ポイント
是正指導に該当する場合 (3.1.1 (2) の是正期限を経過)	各事象につき 1日1ポイント
是正勧告又は警告に該当する場合 (3.1.1 (3) 又は3.1.1 (4) の是正期限を経過)	各事象につき 1日5ポイント
命令に該当する場合 (3.1.1 (5) の是正期限を経過した場合又は市がレベル3の契約内容未達を認定した場合)	各事象につき 1日10ポイント

(2) 違約金ポイントを計上しない場合

違約金ポイントの対象となるレベル1、レベル2又はレベル3の状態と認められる場合であっても、市がやむを得ない事由と認めた場合には、違約金ポイントを計上しない場合がある。

市がやむを得ない事由として認めるものは、レベル1、レベル2又はレベル3の状態となった要因が、運営権者の過失以外による場合又は過失の程度が著しく低い場合、不可抗力等運営権者の責によらない場合等が挙げられる。

3.3.2 違約金ポイントの算定方法

3.3.1の違約金ポイントの算定方法は以下のとおりとする。

(1) 違約金ポイントの計上開始日

3.3.1の違約金ポイントの計上開始日は以下に示す日とする。

- レベル1については、是正指導に基づき策定した是正計画に定めた是正期限日の翌日（ただし、是正期限前に運営権者から是正対応完了の通知を受けた場合であって、市の随時モニタリングの結果、是正が行われていると認められない場合は、当該対応完了の通知の翌日）
- レベル2については、是正勧告及び警告に基づき策定した是正計画に定めた是正期限日の翌日（ただし、是正期限前に運営権者から是正対応完了の通知を受けた場合であって、市の随時モニタリングの結果、是正が行われていると認められない場合は、当該対応完了の通知の翌日）
- レベル3については、市が契約内容未達を認定した日

(2) 違約金ポイントの計上終了日

3.3.2(1)における違約金ポイントの計上は、市が、運営権者の是正措置が契約内容未達を解消したと判断した日をもって終了する。ただし、データ等で当該判断日より前に当該未達を解消したことが証明できる場合は、解消した日を市の判断日とする場合もある。

(3) 違約金ポイントの存続期間

3.3.2(1)及び(2)で計上した違約金ポイントは、計上を終了した日の存する月の翌月から3ヶ月間存続し、当該期間経過後は消滅する。なお、3.3.3に基づき違約金が支払われた場合においては、当該違約金ポイントは支払日をもって消滅するものとする。

(4) 契約内容未達が解消されない場合の違約金ポイントの算定

是正措置後も契約内容未達が解消されず、違約金ポイントが加算され続けている場合において、次段階の措置が行われた場合、当該措置が行われた日をもって、違約金ポイントの加算は中断される。

市は、当該措置に基づいて策定された是正計画に定めた是正期限又は運営権者の是正指導への対応完了の通知による随時モニタリングにおいて、契約内容未達状態の解消が確認された場合、3.3.2(2)の規定により、中断時点の違約金ポイントにてポイントを確定する。

当該措置に基づいて策定された是正計画に定めた是正期限後も、市が、契約内容

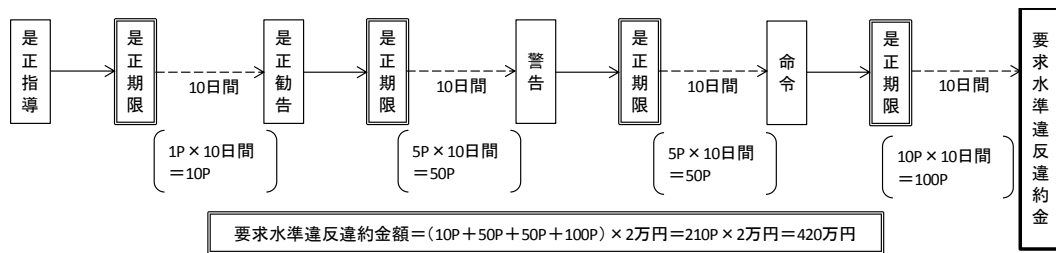
未達状態が解消されていないと認めた場合、違約金ポイントの加算は再開される。
 この時、再開後の違約金ポイントの算定は、中断時点の違約金ポイントに次段階の違約金ポイント算定方法で計上したポイントを加えるものとする。

3.3.3 違約金ポイントの違約金への反映

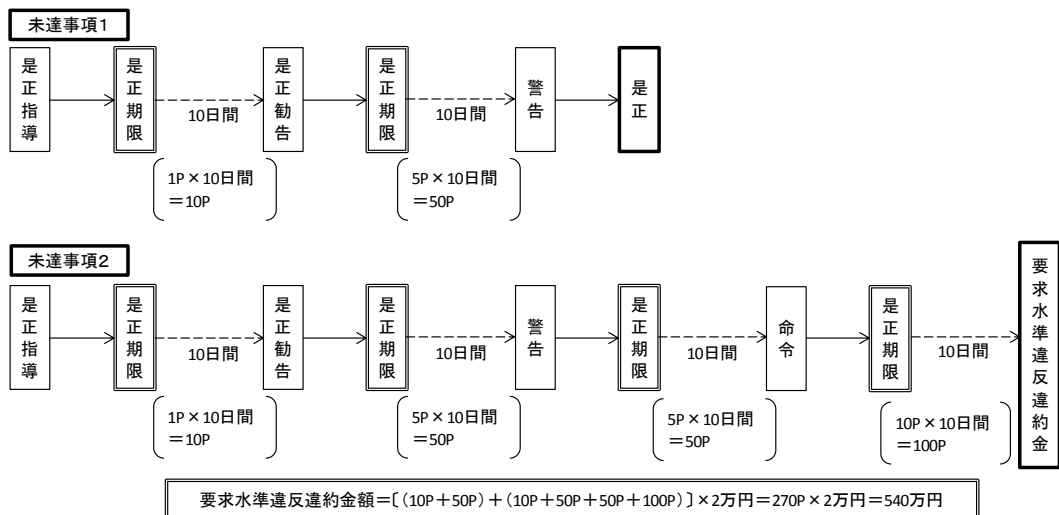
命令に基づき策定された是正計画の是正期限経過後も、契約内容未達が是正されない場合、市は運営権者に対し、違約金の支払命令をする。

この場合、違約金の額は、当該支払命令を行った日において計上されている全ての違約金ポイントに2万円を乗じた金額とする。

<算定例1> レベル1の未達事項については是正指導を受けたが、命令に基づく是正期限後も是正されず、要求水準違反違約金支払命令を受けた場合（当該違約金支払後に未達事項は是正された）



<算定例2> レベル1の未達事項については是正指導を受けた後、警告に基づく是正指導では是正されたが、違約金ポイントの消滅前に新たに別のレベル1の未達事項では是正指導を受けて要求水準違反違約金支払命令まで至った場合（当該違約金支払後に未達事項は是正された）



<算定例3> レベル1の未達事項については是正指導を受けたが、是正されず、契約解除違約金の支払いに至った場合

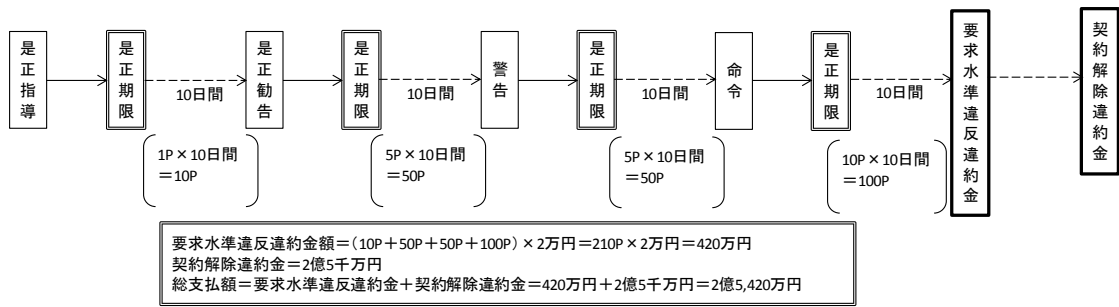


図 3-2 要求水準違反違約金の算定例

第4章 事業終了時のモニタリング

4.1 基本的な考え方

運営権者は、要求水準書に定めるとおり、施設機能確認報告書及び引継書を作成し、市に提出する。市は報告書の内容について確認を行う。

4.2 確認方法

4.2.1 書類による確認

運営権者は、事業終了に際して以下に示す提出書類を市に提出して確認を受ける。

表 4-1 事業終了時のモニタリングに係る書類

提出書類	提出時期
施設機能確認報告書	確認完了後 10 日以内
引継書	事業終了日まで（ただし、暫定版を 180 日前までに提出）
その他市が必要とする書類等	事業終了日まで

4.2.2 会議体による確認

市と運営権者は要求水準書に定められる施設機能確認や技術指導、引継等に必要となる協議を適宜実施する。

4.2.3 現地における確認

書類及び会議体における確認の結果、市が必要と判断した場合、または運営権者が現地確認を要請した場合、市は現地における確認を行う場合がある。運営権者は市の現地における確認に必要な協力を行う。

4.3 モニタリングの手順

市及び運営権者は、書類及び会議体における決定事項に基づき、モニタリングを行う。

浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）

運営事業

審査講評

平成29年3月21日

浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業

P F I 専門委員会

浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業（以下「本事業」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）に基づいて浜松市公共下水道事業西遠処理区に係る主要施設である西遠浄化センター、浜名中継ポンプ場及び阿蔵中継ポンプ場における運営等を行うものである。

本事業の実施により、長期間にわたり維持管理と改築を一体的に実施するアセットマネジメントなど民間の活力や創意工夫を活かした効率的な事業運営が実現されるとともに、公共用水域の水質保全、低炭素型の下水処理、ライフサイクルコストの縮減、経済効率性の向上、地域経済や環境との調和により、持続可能な事業運営が期待される場所である。

浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業 P F I 専門委員会（以下、「P F I 専門委員会」という。）は、P F I 法第 11 条に規定する客観的な評価を行うことを目的とし、浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業 P F I 専門委員会設置要綱に基づいて設置されたものである。各分野の専門家が集まって 7 回にわたる慎重な審議を行い、優先交渉権者選定基準（平成 28 年 5 月 31 日）に基づき、提案内容の審査を実施し、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定したので、審査講評をここに報告する。

浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業 P F I 専門委員会

委員長 森田 弘昭

1 PFI専門委員会の構成

PFI専門委員会は、以下の7名により構成されている。

委員長	森田 弘昭	(日本大学生産工学部 土木工学科 教授)
副委員長	寺田 賢次	(浜松市水道事業及び下水道事業管理者)
委員	佐古 猛	(静岡大学 工学部長)
委員	細川 顕仁	(日本下水道事業団 研修センター所長)
委員	山口 直也	(青山学院大学大学院 会計プロフェッション研究科 准教授)
委員	松原 剛史	(浜松市財務部長) (平成27年度は 小柳 太郎)
委員	田中 文雄	(浜松市環境部長)

2 PFI専門委員会の開催経緯

第1回	平成27年7月31日	(委員長選出、優先交渉権者選定の基本的な考え方の審議)
第2回	平成27年10月26日	(提案及び評価の方法の審議)
第3回	平成28年1月21日	(実施方針、特定事業の選定の審議)
第4回	平成28年3月28日	(優先交渉権者選定基準、募集要項の審議)
第5回	平成29年1月16日	(提案書類の審議)
第6回	平成29年2月12日	(プレゼンテーション及び質問回答)
第7回	平成29年3月17日	(優先交渉権者及び次点交渉権者の選定)

3 応募者の名称

応募者の名称は次のとおりである。ただし、客観性及び公平性を確保するため、応募者が特定できないよう名称を伏して審査を実施した。

ヴェオリア・JFEエンジ・オリックス・東急建設・須山建設グループ (以下「Aグループ」という。)

代表企業	ヴェオリア・ジャパン株式会社
コンソーシアム構成員	ヴェオリア・ジェネッツ株式会社
コンソーシアム構成員	JFEエンジニアリング株式会社
コンソーシアム構成員	オリックス株式会社
コンソーシアム構成員	東急建設株式会社
コンソーシアム構成員	須山建設株式会社

日立・ウォーターエージェンシーグループ (以下「Bグループ」という。)

代表企業	株式会社日立製作所
コンソーシアム構成員	株式会社ウォーターエージェンシー

4 総合審査の結果

(1) 評価項目ごとの評価結果

項目	評価結果
I 施設運営方針に関する項目	
1 全体事業計画	<ul style="list-style-type: none"> Aグループについては、本事業の理解度が十分であり、運営権者に期待されている役割や責務を認識し、創意工夫や独創性などが具体的に示されている点を高く評価した。 Bグループについては、本事業の理解度が十分であり、運営権者に期待されている役割や責務を認識し、安定的な事業方針を示している点を評価した。
2 業務体制等	<ul style="list-style-type: none"> Aグループについては、SPCの代表企業、構成員、協力企業の体制について実効性がある点を高く評価した。 Bグループについては、改築と運転管理についてバランスのとれた業務体制となっている点を評価した。
3 収支計画等の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> Aグループについては、提案する事業スキームと整合した収支計画であり、適正な資金調達方針に基づく提案である点を評価した。 Bグループについては、安定性の高い収支計画であり、適正な資金調達方針に基づく提案である点を評価した。
4 地域貢献（地域の活性化）	<ul style="list-style-type: none"> Aグループについては、地元企業の積極的な活用や、地域貢献に関する提案により地域活性化が期待できる点を高く評価した。 Bグループについては、地域と密接した取組により、地域活性化が期待できる点を評価した。
II 事業提案（計画）に関する項目	
1 LCC縮減に関する妥当性	<ul style="list-style-type: none"> Aグループについては、包括的な施工により、改築費用を抑制する点及び水処理施設・汚泥処理施設ともに更新によるユーティリティ費用の削減を図る点を評価した。 Bグループについては、設計の工夫により、改築費用を抑制する点と水処理施設・汚泥処理施設ともに更新によるユーティリティ費用の削減を図る点を評価した。
2 改築に関する項目	
(1) 実水量に応じたポンプ設備の改築技術	<ul style="list-style-type: none"> Aグループについては、効率的な運転が可能なポンプ配置と、設計時及び改築時における留意点を的確に示している点を高く評価した。 Bグループについては、効率的な運転が可能なポンプ配置と、設計時における留意点を的確に示している点を評価した。
(2) 環境負荷低減に繋がる汚泥処理設備の改築技術	<ul style="list-style-type: none"> Aグループについては、事業期間中のCO₂排出量削減に寄与し、安定的で持続可能なシステムと認められる提案となっている点を評価した。なお、「汚泥有効利用の事業性調査」については、事業性調査の提案であり実施を前提とした提案ではないことから評価の対象としなかった。 Bグループについては、事業期間中のCO₂排出量削減に寄与し、安定的で持続可能なシステムと認められる提案となっている点を評価した。

項目	評価結果
(3) 施設管理業務の効率化に関する中央監視設備の改築技術	<ul style="list-style-type: none"> ・ Aグループについては、中央監視設備の統合やICTの活用により効率化を図る点を高く評価した。 ・ Bグループについては、過去の施設情報の集約や活用により効率化を図る点を評価した。
3 維持管理に関する項目	
(1) 負荷変動に対応する強靱な下水処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ Aグループについては、ICT技術の活用により水処理運転の効率化を図る点を評価した。 ・ Bグループについては、水質自動制御システムの導入による効率的な管理並びに流入水急増時の手順書の整備及び訓練実施を行う点を高く評価した。
(2) 持続性のある汚泥処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ Aグループについては、運転管理へのプロセス支援管理ツールの導入及び焼却施設停止時の運用方法が示されている点を評価した。 ・ Bグループについては、既存設備の具体的な運用方法及び焼却施設停止時の運用方法が具体的に示されている点を評価した。
(3) 設備保全及び環境保全のための効果的な対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ Aグループについては、異常を早期に発見するための劣化診断ツールの導入を図る点及び放流先環境に配慮した水質管理を行う点を評価した。 ・ Bグループについては、詳細な業務プロセスに対応した保守点検データの管理・活用方法並びに臭気及び騒音対策が示されている点を評価した。
4 リスク対応、モニタリング	
(1) リスクへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ Aグループについては、体制が具体的に示されている点及び復旧進捗状況を市と共有するシステムを導入する点を高く評価した。 ・ Bグループについては、体制が具体的に示されている点並びに初動対応及び優先順位が示され、目標時間設定が具体的である点を評価した。
(2) 適正な管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ Aグループについては、モニタリング実行体制が具体的であり、内部及び外部のチェック機能により履行監視が働く仕組みが示されている点を評価した。 ・ Bグループについては、提案企業体によるモニタリングや情報公開に関する具体的な提案が認められた。
III 運営権対価に関する項目	
運営権対価	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; display: inline-block;"> <p>両グループから提案された運営権対価については、「優先交渉権者選定基準」第5 2 (2) 運営権対価の評価にて定めた方法により得点を算出した。</p> </div>

(2) 各グループの得点

項目	配点	Aグループ	Bグループ
I 施設運営方針に関する項目	60	45.54	33.93
1 全体事業計画	15	12.32	9.64
2 業務体制等	15	11.79	7.50
3 収支計画等の妥当性	20	12.86	11.43
4 地域貢献（地域の活性化）	10	8.57	5.36
II 事業提案（計画）に関する項目	100	62.32	58.04
1 LCC縮減に関する妥当性	20	10.00	10.71
2 改築に関する項目	30	21.07	15.89
(1)実水量に応じたポンプ設備の改築技術	5	3.75	2.86
(2)環境負荷低減に繋がる汚泥処理設備の改築技術	20	13.57	10.71
(3)施設管理業務の効率化に関する中央監視設備の改築技術	5	3.75	2.32
3 維持管理に関する項目	30	16.25	21.44
(1)負荷変動に対応する強靱な下水処理	15	7.50	11.79
(2)持続性のある汚泥処理	10	5.71	6.79
(3)設備保全及び環境保全のための効果的な対策	5	3.04	2.86
4 リスク対応、モニタリング	20	15.00	10.00
(1)リスクへの対応	10	7.86	6.79
(2)適正な管理	10	7.14	3.21
III 運営権対価に関する項目	40	40.00	19.20
合計	200	147.86	111.17

(3) 優先交渉権者の選定

PFI 専門委員会は、総合審査によって決定した得点をもとに、最優秀提案者を優先交渉権者として、次点提案者を次点交渉権者として選定した。

優先交渉権者	ヴェオリア・JFEエンジ・オリックス・東急建設・須山建設グループ
次点交渉権者	日立・ウォーターエージェンシーグループ

5 総評

本事業の公募には以下の2グループからの応募があり、PFI専門委員会では、応募者が提出した提案書類の審査に加え、プレゼンテーションによる提案内容の確認を踏まえて審査を行った。

AグループからはSPCが運転維持管理を直接実施することにより自力執行力を高めることによる「効率化」や「創意工夫」、地元企業との協業を通じた「地域経済との調和」についての具体的な方策が示されていた。

また、Bグループからは効率的な運転維持管理に関する提案とともに、「安定」「改善」「創出」を基軸とした下水道事業の運営に関する具体的な方策が示されていた。

いずれのグループも優れた運営能力を有していることが見てとれるとともに、今後の安定した下水道事業運営や地域経済の活性化が大いに期待できる内容であった。長期にわたる公募プロセスに参加し、提案をまとめた両グループの提案力を高く評価するとともに、その熱意に多大なる敬意を払うものである。

なお、両グループから提案された運営権対価はいずれも市が定めた基準額を上回っており、民間の創意工夫により効率的な事業運営が立案されたものと評価するものである。

本事業における優先交渉権者が提案内容を実行するに当たっては、浜松市上下水道部及び地域の関係者と緊密な協力関係を構築することが肝要である。本事業の運営が適切かつ効率的に実施されるとともに、市内在住者の優先的雇用、地元企業の参画、地元企業への発注等を通じて、地域の活性化が促進されることを期待する。

また、本事業は、我が国の下水道分野における公共施設等運営権制度を活用して行われるPFI事業（コンセッション方式）の第一号案件として、注目度の高いプロジェクトである。今後、我が国の地方公共団体が下水道事業にコンセッション方式を導入する場合において、参考事例となることを期待するものである。

コンセッション方式は、民間事業者が持つ優れた経営ノウハウと事業運営能力を活用することにより、財政負担の縮減と公共サービスの品質向上の同時実現を図るための事業スキームである。優先交渉権者は、財務の健全性と卓越した業務運営の両立が強く求められていることを肝に銘じ、優れた経営ノウハウと事業運営能力を如何なく発揮することを願って総評とする。

浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業

提案の概要

代表企業 ヴェオリア・ジャパン株式会社
構成企業 JFE エンジニアリング株式会社
ヴェオリア・ジェネッツ株式会社
オリックス株式会社
須山建設株式会社
東急建設株式会社



SPC 名 浜松ウォーターシンフォニー（仮称）

浜松ウォーターシンフォニーは、楽器の街である浜松市において、様々な事業を手掛けている企業（楽器）が、浜松市や地元企業と手を取り合いながら、プロジェクト（交響曲）を完成させていくことをコンセプトとしています。



下水道をいかに持続可能なものとし、 未来の世代へとつなげていくか

浜松市の下水道ビジョン（平成 27 年）には、市の下水道事業が今後重点的に取り組むべき課題として、「急激な人口減少」、「施設老朽化の進行」、「施設運営の負担増」、「技術力の継承」などが取り上げられています。

私たちグループは、民間としてこれらの課題にどのように立ち向かっていくべきかを真剣に考え、「下水道をいかに持続可能なものとし、未来の世代へとつなげていくか」といった観点から本提案を作成しました。

私たちは、本事業の社会的意義とその責任を十分に受け止め、民間的経営手法や創意工夫を最大限に発揮して、浜松市との適切なパートナーシップ関係のもと、浜松市民の皆さまに高品質、高効率のサービスのご提供を実現することに総力をあげて取り組むこととお約束します。

浜松ウォーターシンフォニー（仮称）の企業構成

浜松ウォーターシンフォニーは、世界でコンセッション事業を含む 3,300 カ所以上の下水処理場の運営実績を持つヴェオリア・グループの日本法人が代表企業となり、さらに下水処理場の設計・施工実績を豊富に持つ JFE エンジニアリング、国内の PF1/PPP 実績を豊富に持つオリックス、東急建設、そして浜松市を代表する地元企業である須山建設が加わり構成されています。

昨今のインフラ整備事業においては、「モノ作りの時代」から「維持管理の時代」への変革が必要である、と繰り返し言われています。私たちは下水道事業に対する考え方を、これまでのハード（施設整備）中心から、ソフト（運転維持管理）中心のものへとシフトさせ、過去に整備された施設を最大限活かし、日々の業務を効率化する、という視点で事業を運営します。

浜松ウォーターシンフォニーは、以下の 3 つのテーマを掲げ、本事業に取り組むことにより、持続可能な下水道事業の実現を目指します。

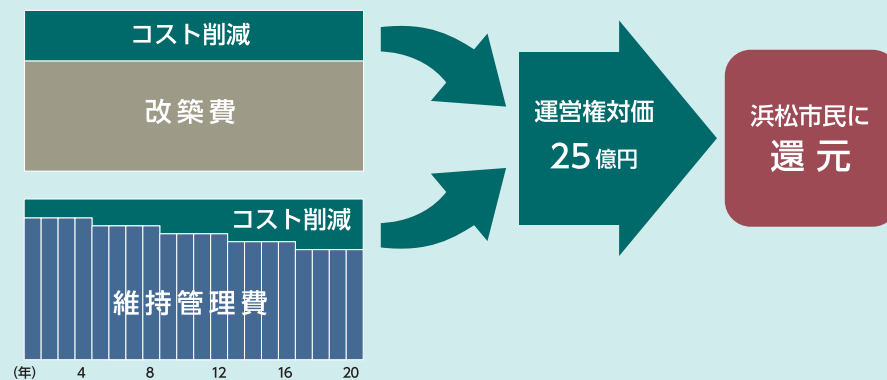
- オペレーショナル・エクセレンス
- 官・民・地元パートナーシップ
- 西遠スマートプラットフォーム

（各テーマの詳細は、3～4 ページをご覧ください。）

「持続可能な下水道事業の実現」 と 「コスト削減効果の浜松市民への還元」

浜松ウォーターシンフォニーは、限られた財源での持続可能な下水道事業を実現するために、様々な工夫を取り入れます。これらの工夫により事業品質の確保と、改築費や維持管理費の削減を両立させます。

コスト削減効果より生み出されるメリットは、浜松市民の皆さまに運営権対価 25 億円として還元し、市の財政負担の削減に貢献します。



テーマ 1 ≫ オペレーショナル・エクセレンス

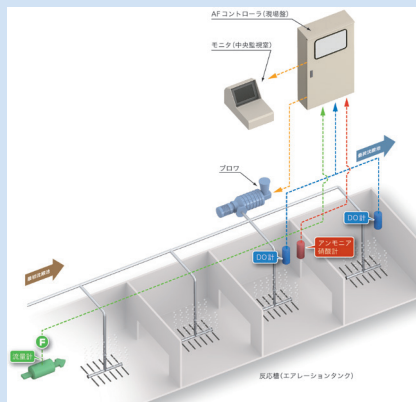
オペレーショナル・エクセレンスとは、代表企業グループによる全世界 3,300 ヲ所以上の下水処理場の業務経験を通じて蓄積されたノウハウや技術の集大成です。世界で蓄積された技術や経験により、浜松市民の皆さまに対して、高水準なサービスをご提供し、さらに市の財政負担縮減の両立を可能とします。

日々の運転・維持管理業務の効率化

下水処理から汚泥処理までの各工程において、多数の運転改善のための工夫を取り入れます。

これにより、設備や運用の安定化、効率化、コスト削減、リスク軽減などを実現します。

(右図は、アンモニアと硝酸濃度をモニタリングすることによる水処理運転の最適化を実現する送風量制御システムのイメージです。)



【送風量制御システム】

業務体制の最適化と人材育成

業務体制の最適化、確実な技術継承、人材育成により、強固な組織を構築し、持続可能な下水道の実現を目指します。

技術研修、マネジメント研修、安全研修など、様々な研修を通じ、高レベルの運転維持管理業務の実現が可能な組織を構築します。



【ポンプ保全に関する技術研修】

「維持管理の時代」の保全・改築業務

施設の安定性と、ライフサイクルコスト削減の両立により、持続可能な下水道事業の実現につなげます。

日常の保全業務を効率化するための、各種ツールを導入します。

また、アセットマネジメントを確実に実施するために、ISO55001(アセットマネジメントシステム)を導入します。

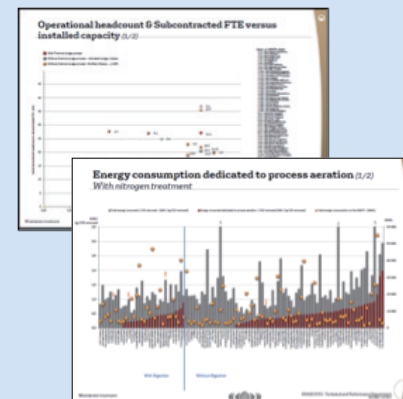


【保全業務】

世界レベルの実績に基づくベンチマーキング

代表企業グループでは毎年、世界の代表的な下水処理場のパフォーマンスを、比較評価しています。

この評価により、他の同規模かつ処理方式が同様の処理場のベンチマーク指標を比較し、パフォーマンスを相対的に評価することが可能となり、具体的な改善が可能となります。



【ベンチマーキング評価】

テーマ 2 ≫ 官・民・地元パートナーシップ

20年間の長期コンセッション事業を確実に履行するため、従来型契約とは異なる新しい管理方法、新しい官民連携のかたち、新しい地元とのパートナーシップを構築します。

地域との連携や協働

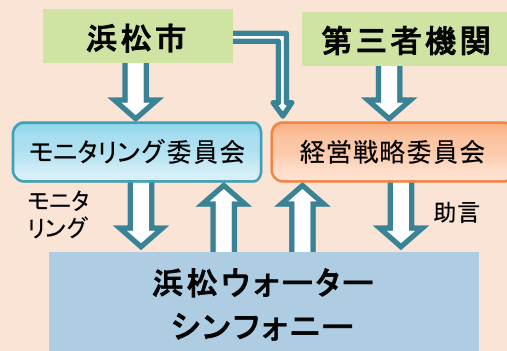
地域に根ざした事業運営と地元産業への貢献により、地域経済活性化を図ります。例として、下水道と浜松市特産のうなぎのコラボレーションによる養鰻パイロット事業、下水道ふれあいイベントの開催などをご提案しています。



【下水道ふれあいイベントのイメージ】

官民委員会設置のご提案

浜松市とともに執行モニタリング委員会、将来経営戦略委員会の2つの委員会を組織し、官民連携で本事業を管理する仕組みを構築することをご提案します。



新技術への取り組み (SPCの継続的な発展)

20年間の長期にわたる契約期間に鑑み、処理技術・管理手法の進展や社会情勢の変化などに柔軟に対応し、適宜適切な提案を浜松市と協議しながら取り組みます。

一例として、汚泥可溶化と消化プロセスによる消化ガス発電を検討します。



【汚泥可溶化設備】

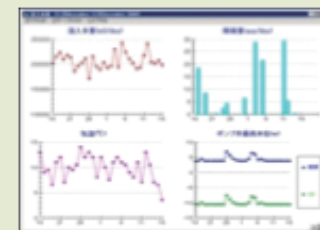
テーマ 3 ≫ 西遠スマートプラットフォーム

ICT技術を活用し、下水道施設をより賢く、スマートに使うためのプラットフォーム(土台)を構築します。

各種運転維持管理支援ツールの導入

西遠スマートプラットフォームには、保守管理支援ツール、点検業務支援ツール、プロセス管理支援ツールなど、各種ツールを組み込みます。

これらのツールは、代表企業の世界レベルの実績、ノウハウが反映され、運転維持管理の効率化を目的とした設計となっています。



【プロセス管理支援ツール】

多機能タブレットシステムの導入

多機能のタブレットシステムを導入し、業務効率化、技術継承、災害時対応支援などに役立てます。

このタブレットシステムは、従来の現場盤の機能も持ち、現場での機器の操作監視が可能となります。



【タブレットシステム】

**浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）
運営事業**

優先交渉権者選定結果

平成29年3月21日

浜松市上下水道部

目次

1	事業概要	1
(1)	事業名称	1
(2)	本事業の対象施設	1
(3)	公共施設等の管理者の名称	1
(4)	事業方式	1
(5)	事業範囲	1
(6)	事業期間	2
2	経緯	3
3	優先交渉権者の選定方法	3
(1)	選定方法の概要	3
(2)	審査の進め方	4
(3)	優先交渉権者の選定の体制及び選定経緯	4
(4)	資格審査	5
(5)	提案審査	6
(6)	優先交渉権者の選定	7
4	優先交渉権者の提案に基づく特定事業の評価	8

1 事業概要

(1) 事業名称

浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業

(2) 本事業の対象施設

- ① 西遠浄化センター
- ② 浜名中継ポンプ場
- ③ 阿蔵中継ポンプ場

(3) 公共施設等の管理者の名称

浜松市長 鈴木 康友

(4) 事業方式

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 16 条の規定に基づき、運営権設定対象施設に係る運営権を設定し、運営権設定対象施設に係る運営等を行う公共施設等運営事業とする。

(5) 事業範囲

本事業の範囲は以下のアからウに掲げるものとする。

ア 義務事業

義務事業とは、本事業において、業務の遂行が運営権者の義務となる事業のことをいう。義務事業に関する業務は以下のとおりである。

(ア) 経営に係る業務

- ・事業計画書の作成、実施体制の確保、財務管理、内部統制、情報公開
- ・委託等
- ・利用料金の収受
- ・モニタリング
- ・危機管理及び技術管理
- ・環境対策及び地域貢献

(イ) 改築に係る企画、調整、実施に関する業務

- ・更新
- ・長寿命化
- ・附設

(ウ) 維持管理に係る企画、調整、実施に関する業務

- ・修繕
- ・維持

イ 附帯事業

附帯事業とは、既存の処理工程に捉われない新たな処理工程を導入し、義務事

業と一体的に行うことにより費用縮減、収益発生、環境負荷低減等の効用が発揮される事業のことをいう。

市は、優先交渉権者として選定された応募者が提案した内容を踏まえて、要求水準書に運営権者の実施義務を定めることとする。

ウ 任意事業

任意事業とは、本事業用地及び施設において、事業に係る全ての費用を運営権者自らの負担で行う独立採算の事業のことをいう。

運営権者は、募集要項別紙2に示す敷地の範囲内において関係法令を遵守し、運営権設定対象施設の機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲で、任意事業を提案することができる。事業内容は提案によるが、本事業用地及び施設を活用する場合は、有償貸付による事業であることに留意し、本事業の安定経営に影響を与えないようリスク回避措置を十分に講ずること。なお、発生する費用や必要な諸手続き、本事業に影響を与えた場合の損害等は全て運営権者の責によるものとする。

任意事業の実施にあたり、本事業用地及び施設を活用する場合で、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）第22条に基づく財産の処分が必要な場合は、市が必要な手続きを行い、補助金の返還が必要な場合は、運営権者が相当額を負担する。

なお、任意事業を行うに当たっては、運営権者は、市と公有財産賃貸借契約を締結しなければならない。

(6) 事業期間

ア 本事業の事業期間

本事業期間は、実施契約に定める開始条件が充足され、本事業が開始された日（以下「本事業開始日」という。）から、運営権の設定がなされた日（以下「運営権設定日」という。）の20年を経過する日が属する事業年度の末日までとする。本事業開始日以降で本事業終了日の到来日前に、本契約が解除され又は終了した場合、本事業終了日を本契約の解除又は終了日に適宜読み替えて適用する。

現時点において、本事業開始日は平成30年4月1日を予定している。また、本事業期間の延長がない場合、本事業終了日は平成50年3月31日を予定している。

なお、事業年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間を指す。

イ 本事業期間の延長

不可抗力事象発生や市の計画変更等、実施契約に定める事由が生じた場合、市及び運営権者は、本事業期間の延長を申し出ることができる。このとき、市と運営権者が協議により募集要項第2(8)ウの規定の範囲内で両者が合意した合理的な期間だけ、本事業期間を延長することができる。なお、合意延長の実施は1回に限るものではない。

ウ 運営権の存続期間

運営権の存続期間は、運営権設定日から20年を経過する日が属する事業年度の末日までとする。

なお、運営権の存続期間は、本事業期間の延長があった場合を含め、運営権設定日の25年を経過する日が属する事業年度の末日を超えることはできない。運営権の存続期間は本事業終了日をもって終了し、運営権は同日をもって消滅する。

2 経緯

優先交渉権者選定までの主な経緯は、以下のとおりである。

時 期	内 容
平成 27 年 6 月 1 日	実施方針素案の公表
平成 27 年 12 月 11 日	実施方針（案）及び要求水準書（案）の公表
平成 28 年 2 月 29 日	実施方針の公表、特定事業の選定・公表
平成 28 年 5 月 31 日	募集要項等の公表
平成 28 年 8 月 16 日～8 月 23 日	参加資格審査書類及び提案概要書の提出
平成 28 年 8 月 30 日	参加資格審査結果の通知 附帯事業及び任意事業に関する予備的審査結果の通知
平成 28 年 9 月 5 日～11 月 7 日	現地調査の実施 （当初は浄化センター 2 回、ポンプ場 1 回としたが、応募者からの要望を受け、浄化センターの調査を各グループ 1 回追加実施した。）
平成 28 年 9 月 15 日～11 月 4 日	競争的対話の実施 （当初は 2 回としたが、応募者からの要望を受け、各グループ 1 回追加実施した。）
平成 28 年 12 月 1 日～12 月 5 日	提案書類の提出
平成 29 年 3 月 21 日	優先交渉権者の選定

3 優先交渉権者の選定方法

(1) 選定方法の概要

本事業は、浜松市業務委託に関するプロポーザル実施取扱要綱において定められる高度な創造性、技術力、専門的な技術又は経験を必要とする業務であり、かつ本市において発注仕様を定めることが困難等標準的な業務の実施手続が定められていない業務に該当することから、プロポーザル方式を採用し、提案を総合的に評価した。

(2) 審査の進め方

審査は、以下の手順で実施した。

- ① 資格審査：応募資格の有無を確認した。
- ② 附帯事業及び任意事業に関する予備的審査：参加資格があるとされた者が附帯事業及び任意事業を提案する場合、提案概要書に基づき、市は提案のあった附帯事業及び任意事業について、政策的観点からその実施可否を判断した。
- ③ 提案審査：応募者からの提案内容を審査する。審査は「基礎審査」と「総合審査」から構成され、「基礎審査」では、提案価格及び提案内容が市の基準を満たしているか否かを確認した。「総合審査」では、提案内容（運営権対価含む）を様々な視点から総合的に評価した。

(3) 優先交渉権者の選定の体制及び選定経緯

資格審査及び基礎審査は市が行うものとし、総合審査については、「浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業PFI専門委員会」（以下「PFI専門委員会」という。）が実施する。PFI専門委員会は、学識経験等を有する者で構成され、PFI専門委員会において決定した優先交渉権者選定基準に基づいて提案内容（運営権対価含む）の審査を行い、最優秀提案者及び次点提案者を選定した。市は、PFI専門委員会による審査結果を踏まえ、最優秀提案者を優先交渉権者として決定した。

PFI専門委員会の専門委員及び開催経緯は、以下のとおりである。

<専門委員>

委員長	森田 弘昭	（日本大学生産工学部 土木工学科 教授）
副委員長	寺田 賢次	（浜松市水道事業及び下水道事業管理者）
委員	佐古 猛	（静岡大学 工学部長）
委員	細川 顕仁	（日本下水道事業団 研修センター所長）
委員	山口 直也	（青山学院大学大学院 会計プロフェッション研究科 准教授）
委員	松原 剛史	（浜松市財務部長）（平成27年度は 小柳 太郎）
委員	田中 文雄	（浜松市環境部長）

<開催経緯>

第1回	平成27年7月31日	（委員長選出、優先交渉権者選定の基本的な考え方の審議）
第2回	平成27年10月26日	（提案及び評価の方法の審議）
第3回	平成28年1月21日	（実施方針、特定事業の選定の審議）
第4回	平成28年3月28日	（優先交渉権者選定基準、募集要項の審議）
第5回	平成29年1月16日	（提案書類の審議）
第6回	平成29年2月12日	（プレゼンテーション及び質問回答）
第7回	平成29年3月17日	（優先交渉権者及び次点交渉権者の選定）

(4) 資格審査

ア 資格審査

資格審査には、以下の2グループより応募があった。

ヴェオリア・JFEエンジ・オリックス・東急建設・須山建設グループ（以下「Aグループ」という。）

代表企業	ヴェオリア・ジャパン株式会社
コンソーシアム構成員	ヴェオリア・ジェネッツ株式会社
コンソーシアム構成員	JFEエンジニアリング株式会社
コンソーシアム構成員	オリックス株式会社
コンソーシアム構成員	東急建設株式会社
コンソーシアム構成員	須山建設株式会社

日立・ウォーターエージェンシーグループ（以下「Bグループ」という。）

代表企業	株式会社日立製作所
コンソーシアム構成員	株式会社ウォーターエージェンシー

資格審査では、応募者から提出される資格審査に関する提出書類を基に、応募者が参加資格を満たしているか否かを確認した。この結果、いずれのグループも募集要項に示される応募者の参加資格要件を満たしていることを確認し、平成28年8月30日に参加資格確認結果の通知を行った。

確認事項	確認内容
応募者の構成	<ul style="list-style-type: none">複数の企業によって構成されるグループが「募集要項第3-3-(1) 応募者の構成」に示す各項目を満たしているか、確認した。いずれのグループも、「募集要項第3-3-(1) 応募者の構成」に示す各項目を満たしていることを確認した。
応募企業、コンソーシアム構成員に共通の参加資格	<ul style="list-style-type: none">コンソーシアムが「募集要項第3-3-(2) 応募企業、コンソーシアム構成員に共通の参加資格」の各項目を満たしているか、確認した。いずれのグループも、「募集要項第3-3-(2) 応募企業、コンソーシアム構成員に共通の参加資格」に示す各項目を満たしていることを確認した。
応募企業又は代表企業に求められる要件	<ul style="list-style-type: none">コンソーシアムが「募集要項第3-3-(3) 応募企業又は代表企業に求められる実績要件」に示す各項目を満たしているか、確認した。いずれのグループも、「募集要項第3-3-(3) 応募企業又は代表企業に求められる実績要件」に示す各項目を満たしていることを確認した。

イ 附帯事業及び任意事業に関する予備的審査

資格審査を実施するにあたり、審査に参加する応募者に対して、提案概要書の作成及

び提出を求めた。

提案概要書のうち附帯事業及び任意事業について、市の政策方針や既存計画との整合性の観点で、その実施可否を判断した。なお、提案概要書は、応募者が提出時点で想定する提案の概要を取りまとめたものであり、最終的な提案書の内容を拘束するものではない。また、市は、提案概要書を評価の対象としていない。

この結果、うち1グループより2つの附帯事業及び2つの任意事業に関する提案があり、市はいずれも提案可と判断し、平成28年8月30日に附帯事業及び任意事業に関する予備的審査の結果通知を行った。

(5) 提案審査

提案審査には、資格審査を通過したAグループ及びBグループからの審査書類の提出があった。提案審査は、市が行う基礎審査及びPFI専門委員会が行う総合審査で構成されている。

ア 基礎審査

基礎審査では、提案書類について、提案審査参加者からの提案内容が募集要項等に示す条件を満たしているか否かを市が確認した。

この結果、市はいずれのグループも条件を満足し、総合審査の対象とすることと判断した。

確認項目	確認内容
一般事項	①要求した提出書類が全て揃っていること。 ②指定した様式に必要な事項が記載されていること。 ③提案書全体を通じ、提案内容に矛盾や齟齬がないこと。 ④本事業の実施に係る提案内容が、市が要求する水準及び性能に適合していること。
特別目的会社の構成	⑤代表企業の出資比率が出資者中最大であること。 ⑥構成企業の議決権比率の合計が100%であること。
事業計画の妥当性	⑦資金の調達先、調達額、調達条件（金利等）が明確であること。 ⑧算出根拠が明示されていること。
任意事業 (提案がある場合)	⑨運営権設定対象施設の機能を阻害するような提案となっていないこと。

イ 総合審査

提案審査書類における提案項目、評価項目及び評価の視点は、優先交渉権者選定基準に記載したとおりである。

PFI専門委員会が決定した提案審査参加者の得点は、以下のとおりである。

項目	配点	Aグループ	Bグループ
I 施設運営方針に関する項目	60	45.54	33.93
1 全体事業計画	15	12.32	9.64
2 業務体制等	15	11.79	7.50
3 収支計画等の妥当性	20	12.86	11.43
4 地域貢献（地域の活性化）	10	8.57	5.36
II 事業提案（計画）に関する項目	100	62.32	58.04
1 LCC縮減に関する妥当性	20	10.00	10.71
2 改築に関する項目	30	21.07	15.89
(1)実水量に応じたポンプ設備の改築技術	5	3.75	2.86
(2)環境負荷低減に繋がる汚泥処理設備の改築技術	20	13.57	10.71
(3)施設管理業務の効率化に関する中央監視設備の改築技術	5	3.75	2.32
3 維持管理に関する項目	30	16.25	21.44
(1)負荷変動に対応する強靱な下水処理	15	7.50	11.79
(2)持続性のある汚泥処理	10	5.71	6.79
(3)設備保全及び環境保全のための効果的な対策	5	3.04	2.86
4 リスク対応、モニタリング	20	15.00	10.00
(1)リスクへの対応	10	7.86	6.79
(2)適正な管理	10	7.14	3.21
III 運営権対価に関する項目	40	40.00	19.20
合計	200	147.86	111.17

(6) 優先交渉権者の選定

PFI 専門委員会は、総合審査によって決定した得点をもとに、最優秀提案者を優先交渉権者として、次点提案者を次点交渉権者として選定した。市は、PFI 専門委員会による審査結果を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定した。

優先交渉権者	ヴェオリア・JFEエンジ・オリックス・東急建設・須山建設グループ
次点交渉権者	日立・ウォーターエージェンシーグループ

なお、優先交渉権者が提案した運営権対価は、以下のとおりである。

運営権対価の額 2,500百万円（税抜）

4 優先交渉権者の提案に基づく特定事業の評価

市が自ら実施する場合の事業期間中の予定事業費総額（以下「P S C」という。）を現在価値に換算したものと、選定された提案に基づき公共施設等運営事業として運営権者が実施する場合の事業期間中の予定事業費総額（以下「P F I-L C C」という。）を現在価値に換算したものとを比較した結果、14.4%の縮減が期待できることが確認された。

V F Mの算定結果は、以下のとおりである。

項目	Aグループ
① P S C（現在価値ベース）	60,047 百万円
② P F I-L C C（現在価値ベース）	51,390 百万円
③ V F M（金額）	8,656 百万円
④ V F M（割合）	14.4%

※V F M(Value For Money) (③V F M) = (①P S C) - (②P F I-L C C)

※表中に用いた金額は、各項目百万円未満を四捨五入して表示した。

浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）
運営事業

基本協定書（案）

（平成 28 年 8 月 5 日改訂版）

平成 28 年 8 月 5 日

浜松市上下水道部

目 次

第1条	(定 義)	1
第2条	(趣 旨)	2
第3条	(基本的合意)	2
第4条	(SPC の設立)	2
第5条	(SPC の株主)	3
第6条	(運営権の設定)	4
第7条	(実施契約の締結)	4
第8条	(資金調達協力義務)	6
第9条	(実施契約の不成立)	6
第10条	(秘密保持)	7
第11条	(本協定の有効期間)	7
第12条	(協 議)	7
第13条	(準拠法及び裁判管轄)	7
別紙 1	SPC 設立時の優先交渉権者構成員の出資一覧	9
別紙 2	株主誓約書の様式	10

浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業に関して、浜松市（以下「市」という。）と【 】、【 】は、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（定 義）

第 1 条 本協定において、

- (1) 「運営権」とは、本処理区について、第 6 条に基づき平成 29 年 10 月●日付で SPC に設定される予定の PFI 法第 2 条第 7 項に定義される公共施設等運営権をいう。
- (2) 「運営権設定対象施設」とは、①西遠浄化センター、②浜名中継ポンプ場及び③阿蔵中継ポンプ場（西遠浄化センターに附帯する放流渠、多目的広場及び多目的広場駐車場並びに附設設備及びこれらについて本契約に基づき市又は運営権者によって修繕又は改築が行われたものを含む。）をいう。
- (3) 「SPC」とは、本事業を遂行することを目的として設立される株式会社をいう。
- (4) 「会社法」とは、会社法（平成 17 年法律第 86 号）をいう。
- (5) 「実施契約」とは、本事業の実施に関し、市と SPC との間で締結される浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業公共施設等運営権実施契約書をいう。
- (6) 「代表企業」とは、優先交渉権者構成員のうち、提案書類に代表企業として記載された【 】をいう。
- (7) 「提案書類」とは、優先交渉権者が平成 28 年●月●日付で提出した審査に係る書類及び本事業の実施に係るその他の書類一式（審査書類についての確認事項回答文書、その他書類一式に関して市が優先交渉権者に対して確認した事項に対する優先交渉権者の回答（書面による回答（市に提出された書類を含む。）及び口頭による回答を含む。）を含む。）をいう。
- (8) 「附帯事業」とは、既存の処理工程に捉われない新たな処理工程を導入し、義務事業と一体的に行うことにより費用縮減、収益発生、環境負荷低減等の効用が発揮される事業として優先交渉権者が提案書類において提案した事業をいう。
- (9) 「募集要項」とは、市が平成 28 年 5 月 31 日付で公表した、浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業募集要項をいう。
- (10) 「募集要項等」とは、募集要項及びその添付書類（参考資料集を除く。）（いずれも修正があった場合は、修正後の記述による。）並びに補足資料、市のホームページへの掲載などにより公表したこれらに関する質問回答書（浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業実施方針に関する意見又は質問への回答を含まない。）、その他これらに関して市が発出した書類（基本協定書（案）、実施契約書（案）及び要求水準書（案）を除く。）をいう。
- (11) 「本完全無議決権株式」とは、SPC の発行する株式で、SPC の株主総会におけるいかなる決議についても議決権を有しない種類の株式（会社法第 108 条第 1 項第 3 号）をいう。
- (12) 「本完全無議決権株主」とは、本完全無議決権株式の株主をいう。

- (13) 「本議決権株式」とは、SPC の発行する株式で、SPC の株主総会におけるすべての決議について議決権を有する普通株式をいう。
- (14) 「本議決権株主」とは、本議決権株式の株主をいう。
- (15) 「本事業」とは、実施契約に基づき本処理区において要求水準書に従って実施される事業として実施契約に規定される各事業の総称をいう。
- (16) 「本処理区」とは、浜松市公共下水道事業における西遠処理区をいう。
- (17) 「PFI 法」とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）をいう。
- (18) 「優先交渉権者」とは、募集要項等に基づく選定手続において優先交渉権者として選定された【 】をいう。
- (19) 「優先交渉権者構成員」とは、優先交渉権者を構成する法人である【 】、【 】をいう。¹
- (20) 「要求水準書」とは、浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業要求水準書（要求水準書が追加又は変更された場合は、当該追加又は変更を含む。）をいう。

（趣 旨）

第 2 条 本協定は、募集要項等に定める手続により、優先交渉権者が SPC を通じて本事業を実施する者として選定されたことを確認し、優先交渉権者構成員が本事業を実施するために第 4 条に基づき今後設立する SPC をして、第 7 条に基づき市との間で実施契約を締結せしめ、その他本事業を円滑に実施するために、市と優先交渉権者構成員が負うべき責務及び必要な諸手続について定めることを目的とする。

（基本的合意）

第 3 条 市及び優先交渉権者構成員は、優先交渉権者が、募集要項等に定める手続により、SPC を設立し、SPC をして本事業を実施せしめる者として選定されたことを確認する。

- 2 優先交渉権者構成員は、募集要項等に記載された条件を遵守のうえ、市に対し提案書類による提案を行ったものであることを確認する。

（SPC の設立）

第 4 条 優先交渉権者構成員は、本協定締結後速やかに、以下の各号の要件を満たす SPC を設立し、SPC の設立登記完了後速やかに SPC に係る商業登記簿謄本、定款の原本証明付の写し及び代表印の印鑑証明書を市に提出しなければならない。

- (1) SPC は、会社法に基づき適式、有効かつ適法に設立され、存続する株式会社であり、本店所在地が浜松市内であること。
- (2) SPC は、設立時及び本事業開始日（実施契約に定める定義による。以下同

¹ 実際に選定された優先交渉権者の構成に従って変更がありうるものとします。

じ。)における資本金と資本準備金の合計額がいずれの時点においても●億円以上²であること。

- (3) SPC の定款に、SPC が発行できる株式は、本完全無議決権株式及び本議決権株式のみであることの規定があること。
- (4) SPC の定款に、会社法第 326 条第 2 項に定める取締役会、監査役及び会計監査人を設置する規定があること。
- (5) SPC の定款の事業目的が本事業の遂行に限定されていること。
- (6) SPC は PFI 法第 29 条第 1 項第 1 号イ、ロ、ニ及びトのいずれにも該当しないこと。

- 2 優先交渉権者構成員は、SPC の設立登記完了後速やかに、SPC をして、設立時取締役、設立時監査役及び設立時会計監査人を市に通知させるものとする。

(SPC の株主)

第 5 条 すべての優先交渉権者構成員は、前条第 1 項に基づき SPC を設立するにあたり、募集要項に定める条件に従い、**別紙 1**に優先交渉権者構成員の出資額として記載されている金額の出資をし、かかる出資に対応する本議決権株式の割り当てを受けるものとする。

- 2 優先交渉権者構成員は、SPC 設立時において、以下の事項を誓約し、SPC 設立と同時に、**別紙 2**記載の様式の誓約書を提出するものとする。

- (1) 本議決権株主は、本議決権株式（当該株式に転換若しくは交換され得る有価証券又は当該株式を受領する権利を表象する有価証券を発行した場合には当該有価証券も含む。以下本条において同じ。）について、市との間で締結された契約等によりあらかじめ譲渡、質権設定その他の担保設定（以下総称して「処分」という。）先として認められた者（もしあれば。）又は他の本議決権株主以外の第三者に対して処分を行おうとするときは、書面による市の事前の承認を受けるものとする。本完全無議決権株主は、本完全無議決権株式（当該株式に転換若しくは交換され得る有価証券又は当該株式を受領する権利を表象する有価証券を発行した場合には当該有価証券も含む。以下本条において同じ。）について、会社法の規定に従う限り、自由に処分を行うことができる。
- (2) 本議決権株主は、前号の規定に従い市の承認を得たうえで、その所有に係る本議決権株式を処分しようとする場合、当該処分先をして、**別紙 2**記載の誓約書と同様の内容の誓約書をあらかじめ市に提出せしめるものとする。
- (3) SPC が、新たに本議決権株式を発行しようとする場合、本議決権株主は、市の事前の書面による承認を得たうえで、これらの発行を承認する株主総会において、その保有する議決権を行使するものとする。ただし、SPC が、①本議決権株主に対して本議決権株式を発行する場合又は②本完全無議決権株式を発行する場

² 優先交渉権者の提案に基づき記載します。

合、本議決権株主は、これらの発行を承認する株主総会において、その保有する議決権を自由に行使することができるものとする。

- (4) 本議決権株主は、以下のいずれかの要件を満たさない者に対してその所有に係る本議決権株式を処分してはならない。
- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - ② PFI 法第 9 条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当しない者であること。
 - ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされておらず、かつ民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 本議決権株主は、株主間契約（二者以上の本議決権株主又は本完全無議決権株主との間で締結される、SPC における本議決権株主の出資割合、議決権割合又は SPC の運営に関するすべての契約をいう。）を締結した場合、その写しを市に提出するものとする。当該契約が変更された場合も同様とし、当該契約が解除又は終了した場合にはその旨市に通知する。

- 3 本議決権株主が本議決権株式の処分について前項第 1 号の市の事前の承認を求めた場合において、①本議決権株式の処分先が前項第 4 号に定める要件を満たしており、かつ、②当該本議決権株式の処分者及び処分先が、(i)当該処分先が公募時の参加資格に準じた一定の資格要件を満たしていること及び(ii)当該処分が SPC の事業実施の継続を阻害しないことを証明した場合には、市は、原則として当該処分を承認する。

（運営権の設定）

- 第 6 条 市及び優先交渉権者構成員は、第 4 条に定める SPC 設立後速やかに、募集要項等に記載された条件及び提案書類に基づき、市及び SPC それぞれにおいて必要な承認手続きを完了させる。市は、議会の議決を経たうえで、SPC に本事業の運営権を設定する。
- 2 前項の運営権に基づく本事業は、実施契約で別途定める前提条件を SPC が充足することを停止条件として開始するものとする。
- 3 第 1 項に定める運営権の登録申請書の作成その他運営権の登録に必要な費用等は、優先交渉権者構成員又は SPC がこれを負担するものとする。

（実施契約の締結）

- 第 7 条 市及び優先交渉権者構成員は、前条に定める運営権の設定と同日に、募集要項等に記載された条件及び提案書類に基づき、市と運営権者との間において実施契約が締結できるよう、それぞれ最大限の努力をするものとする。なお、市は、募集要項等に定める手続において修正された実施契約書（案）の修正には、原則として応じない。
- 2 優先交渉権者構成員は、市から請求があった場合には速やかに、市に対し、提案書類の詳細を明確にするために必要又は相当として市が合理的に要求する資料その他一切の

書面及び情報（以下「資料等」という。）を提供する。

- 3 前項に基づき提案書類を明確にする過程において、市が資料等の中に募集要項等に記載された条件に合致しない内容が含まれていると判断した場合、優先交渉権者構成員は、自己の責任及び費用により、提案書類及び資料等が募集要項等に記載された条件に合致するよう訂正する。
- 4 優先交渉権者構成員は、SPC の設立の前後を問わず、また、実施契約締結前であっても、自己の費用と責任において、本事業に関して必要な準備行為をなすことができるものとし、市は、必要かつ可能な範囲でかかる準備行為に協力するものとする。なお、優先交渉権者構成員は、SPC 設立に際して、それ以前に優先交渉権者構成員が行った準備行為を SPC に引き継ぐものとする。
- 5 市は、実施契約の締結がなされる前に優先交渉権者構成員のいずれかに次の各号に定める事由が生じたとき（第 6 号に定める事由については、当該事由が判明したとき）は、実施契約を締結しないことができる。
 - (1) 本事業に関し、優先交渉権者構成員が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は優先交渉権者構成員が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が優先交渉権者構成員に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が優先交渉権者構成員又は優先交渉権者構成員が構成事業者である事業者団体（以下「優先交渉権者構成員等」という。）に対して行われたときは、優先交渉権者構成員等に対する命令で確定したものをいい、優先交渉権者構成員等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本事業に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 納付命令又は排除措置命令により、優先交渉権者構成員等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が優先交渉権者構成員に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に優先交渉権者選定手続が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) 本事業に関し、優先交渉権者構成員（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号。以下「刑法」という。）第 96 条の 6 若

しくは情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 74 号）による改正前の刑法第 96 条の 3（情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律附則第 8 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。）又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

(5) 優先交渉権者構成員が、PFI 法第 9 条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当したとき。

(6) 優先交渉権者構成員が、偽りその他不正の方法により募集要項等に基づく選定手続において優先交渉権者として選定されたとき。

6 市及び優先交渉権者構成員は、実施契約が締結された後も、本事業の遂行のために協力するものとする。

7 優先交渉権者構成員は、市が作成する平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 事業年度についての SPC による運営権設定対象施設の改築に係る計画につき、市と協議及び調整を行う。

（資金調達協力義務）

第 8 条 優先交渉権者構成員は、提案書類の定めに従い、SPC へ出資し、SPC への出資者を募り、また、SPC による借入れその他の SPC の資金調達を実現させるものとする。

（実施契約の不成立）

第 9 条 優先交渉権者構成員の責めに帰すべき事由により、平成 29 年 10 月 31 日までに実施契約の締結に至らなかった場合又は本協定締結後のいずれかの時点において実施契約の締結に至る可能性がないと市が判断した場合、以下のとおりとする。

(1) 既に市及び優先交渉権者構成員が本事業の公募に関して支出した費用は、すべての優先交渉権者構成員が連帯して負担する。

(2) 市は、優先交渉権者構成員に対して、優先交渉権者再選定に係る費用についての違約金として、金 5,000 万円を請求することができる。この場合、すべての優先交渉権者構成員は連帯して当該違約金を支払う。

(3) 前号の規定は、市に生じた実際の損害額が当該違約金の金額を超える場合において、市が優先交渉権者に対して当該超過分につき賠償請求することを妨げるものではない。

2 市の責めに帰すべき事由により、平成 29 年 10 月 31 日までに実施契約の締結に至らなかった場合又は本協定締結後のいずれかの時点において実施契約の締結に至る可能性がないと市が判断した場合、既に市及び優先交渉権者構成員が本事業の公募に関して支出した費用の負担は、市と優先交渉権者構成員の協議によって決定されるものとする。

3 市及び優先交渉権者構成員のいずれの責めにも帰すべからざる事由（運営権の設定又は実施契約の締結について市議会の議決が得られなかった場合を含む。）により、平成 29 年 10 月 31 日までに実施契約の締結に至らなかった場合又は本協定締結後のいずれ

かの時点において実施契約の締結に至る可能性がないと市が判断した場合は、既に市及び優先交渉権者構成員が本事業の公募に関して支出した費用その他の損害又は増加費用については各自これを負担するものとして相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(秘密保持)

第 10 条 市及び優先交渉権者構成員は、本協定に関する事項につき、相手方の同意を得ずして第三者に開示しないこと及び本協定の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、裁判所又は監督官庁により開示が命ぜられた場合、優先交渉権者構成員が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合、市が浜松市情報公開条例（平成 13 年浜松市条例第 32 号）等に基づき開示する場合、並びに①当該情報を知る必要のある市若しくは優先交渉権者構成員の職員、従業員、代理人、請負人若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家、又は②当該情報を知る必要のある優先交渉権者構成員の親会社、子会社、関連会社その他関係会社としてあらかじめ市と優先交渉権者構成員の間で合意された会社等若しくはそれらの従業員、代理人、請負人、若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に対して、市及び優先交渉権者構成員と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合は、この限りでない。

(本協定の有効期間)

第 11 条 本協定の有効期間は、別段の合意がある場合を除き、本協定締結の日から本事業開始日までとする。ただし、平成 29 年 10 月 31 日までに実施契約の締結に至らなかった場合は同日をもって、また、本協定締結後のいずれかの時点において実施契約の締結に至る可能性がないと市が判断した場合には市が代表企業に通知した日をもって、本協定の有効期間は終了する。なお、本協定の有効期間の終了にかかわらず、次項並びに前二条及び第 13 条の規定の効力は存続するものとする。

- 2 本協定の終了後においても、本議決権株主が本議決権株式の処分について市の事前の承認を求めた場合、第 5 条第 3 項に記載の条件がすべて充足された場合には、市は、原則として当該処分を承認する。

(協 議)

第 12 条 本協定に定めがない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて市と優先交渉権者構成員が協議して定めるものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第 13 条 本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の裁判の第一審の専属的合意管轄裁判所は、静岡地方裁判所とする。

以上を証するため、本協定書●通を作成し、市並びに代表企業及び各優先交渉権者構成員は、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成29年3月●日

	所在地	浜松市中区住吉五丁目13番1号		
市	名称	浜松市		
	代表者	浜松市水道事業及び下水道事業管理者	寺田 賢次	Ⓔ
	住所又は 所在地			
代表企業	商号又は 名称			
	代表者	Ⓔ		
	住所又は 所在地			
優先交渉権者構成員	商号又は 名称			
	代表者	Ⓔ		
	住所又は 所在地			
優先交渉権者構成員	商号又は 名称			
	代表者	Ⓔ		

別紙1 SPC 設立時の優先交渉権者構成員の出資一覧

優先交渉権者構成員の商号又は名称	出資額	本議決権株式の保有割合
	円	%
	円	%

別紙 2 株主誓約書の様式

株 主 誓 約 書

平成 年 月 日

浜松市水道事業及び下水道事業管理者 殿

住所又は
所在地

商号又は
名 称

代 表 者

⑨

【 】（以下「当社」という。）は、本日付けをもって、市に対して下記の事項を誓約し、かつ表明及び保証いたします。なお、特に明示のない限り、本誓約書において用いられる用語の定義は、【市及び【 】、【 】との間の浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業基本協定書／市及び【 】（以下「SPC」という。）の間の浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業公共施設等運営権実施契約書】³に定めるとおりとします。

記

1. SPC が、平成●年●月●日に会社法上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
2. 当社は、本議決権株式（当該株式に転換若しくは交換され得る有価証券又は当該株式を受領する権利を表象する有価証券を発行した場合には当該有価証券も含む。以下本誓約書において同じ。）について、市との間で締結された契約等によりあらかじめ譲渡、質権設定その他の担保設定（以下総称して「処分」という。）先として認められた者（もしあれば。）又は他の本議決権株主以外の第三者に対して処分を行おうとするときは、書面による市の事前の承認を受けること。かかる義務に当社が違反して本議決権株式を処分した場合には、当該本議決権株式の処分価格相当額の違約金を支払うこと。
3. 当社は、前号の規定に従い、市の承認を得たうえで、その所有に係る本議決権株式を処分

³ 本誓約書提出時点でいずれか有効な協定又は契約を引用するものとします。

しようとする場合、当該処分先をして、本誓約書と同様の内容の誓約書をあらかじめ市に提出せしめるものとする。

4. SPC が、新たに本議決権株式を発行しようとする場合、当社は、市の事前の書面による承認を得たうえで、これらの発行を承認する株主総会において、その保有する議決権を行使するものとする（ただし、SPC が、本議決権株主に対して本議決権株式を発行する場合はこの限りではない。）。
5. 当社は、以下のいずれかの要件を満たさない者に対してその所有に係る本議決権株式を処分しないこと。
 - ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - ② PFI 法第 9 条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当しない者であること。
 - ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされておらず、かつ民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
6. 当社は、株主間契約（二者以上の本議決権株主又は本完全無議決権株主との間で締結される、SPC における本議決権株主の出資割合、議決権割合又は SPC の運営に関するすべての契約をいう。）を締結又は締結後に変更した場合、その写しを市に提出する（また、当該契約が解除又は終了した場合にはその旨市に通知する）ものとする。
7. 当社は、本誓約書に関する事項につき、裁判所により開示が命ぜられた場合、当社が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合、又は①当該情報を知る必要のある当社の従業員、代理人、請負人若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家、若しくは②当該情報を知る必要のある当社の親会社、子会社、関連会社その他関係会社としてあらかじめ市と当社の間で合意された会社等若しくはそれらの従業員、代理人、請負人、若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に対して、当社と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合を除き、市の同意を得ずして第三者に開示しないこと及び本誓約書の目的以外には使用しないこと。
8. 本誓約書は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本誓約書に関する一切の裁判の第一審の専属的合意管轄裁判所を静岡地方裁判所とすること。

公共施設等運営権の設定について

浜松市（以下「市」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第19条第1項の規定に基づき、浜松ウォーターシンフォニー株式会社（以下「運営権者」という。）に浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業（以下「本事業」という。）に係る公共施設等運営権（PFI法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）を設定したので、同条第2項に基づき、次のとおり公表する。

平成29年10月16日

浜松市長 鈴木康友

1 公共施設等の名称

西遠浄化センター及び2ポンプ場（浜名中継ポンプ場、阿蔵中継ポンプ場）

2 公共施設等の立地並びに規模及び配置

運営権設定対象施設	立地	敷地面積
西遠浄化センター ※放流渠及び多目的広場駐車場を含む	浜松市南区松島町 2552 番 1 ほか	約 198,538 m ²
浜名中継ポンプ場	浜松市南区小沢渡町 1681 番ほか	3,748 m ²
阿蔵中継ポンプ場	浜松市天竜区二俣町阿蔵 330 番 5 ほか	589 m ²

3 公共施設等運営権に係る公共施設等の運営等の内容

(1) 義務事業

ア 経営に係る業務

イ 改築に係る企画、調整、実施に関する業務

ウ 維持管理に係る企画、調整、実施に関する業務

(2) 附帯事業

4 公共施設等運営権の存続期間

(1) 平成29年10月16日から平成50年3月31日までとする。

(2) (1) にかかわらず、以下の各号に定める場合、市及び運営権者は、存続期間の延長を申し出ることができる。このとき、市と運営権者が協議により(4)の規定の範囲内で両者が合意した日まで存続期間を延長することができる(かかる期間延長を「合意延長」という。)。なお、合意延長の実施回数は1回に限られない。

ア 不可抗力の発生により、本事業が中断又は遅延した場合

イ 市側の事由による義務事業若しくは附帯事業の内容の変更により、本事業が中断又は遅延した場合

ウ 運営権設定対象施設の存在自体に対する近隣住民の反対運動や訴訟等により、本事業が中断又は遅延した場合

(3) (2) に基づき合意延長が行われた場合、市及び運営権者は、改築に係る業務に関して市と運営権者が締結する公共施設等運営権実施契約（PFI法第22条第1項に定める公共施設等運営権実施契約をいう。）、改築計画、改築実施基本協定及び年度実施協定の変更について誠実に協議を行う。

(4) 存続期間（(2) により合意延長された場合は、合意延長後の存続期間）は、いかなる理由によっても運営権設定日から25年を経過する日が属する事業年度の末日を超えることはできない。

浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）
運営事業

公共施設等運営権実施契約書

浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業 公共施設等運営権実施契約書

1	事業名	浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業
2	事業の場所	静岡県浜松市南区松島町ほか
3	事業期間	第 67 条に定めるとおり
4	改築に係る業務の費用総額	25,061,064,353 円（消費税の額及び地方消費税の額を含まない金額。なお、改築にかかる市の支払いは第 42 条及び第 43 条に定めるところに従う。）

上記の事業について、市と運営権者は、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な公共施設等運営権実施契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、本契約の締結及びその履行に際し、市は、本事業の実施により、長期間にわたり維持管理と改築を一体的に実施するアセットマネジメントなど民間の活力や創意工夫を活かした効率的な事業運営が実現されることを、運営権者にとっては、公共用水域の水質保全、低炭素型の下水処理、ライフサイクルコストの縮減、経済効率性の向上、地域経済や環境との調和により、持続可能な事業運営を期待されていることを、それぞれ十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 29 年 10 月 30 日

	所在地	浜松市中区住吉五丁目 13 番 1 号		
市	名称	浜松市		
	代表者	浜松市水道事業及び下水道事業管理者	寺田 賢次	Ⓜ
	住所又は所在地	浜松市中区布橋二丁目 6 番 1 号		
運営権者	商号又は名称	浜松ウォーターシンフォニー株式会社		
	代表者	代表取締役	山崎 敬文	Ⓜ

目 次

第1章 総 則	6
第1条 (目的及び解釈)	6
第2条 (本事業の概要)	6
第3条 (契約の構成及び適用関係)	6
第4条 (資金調達)	6
第5条 (本事業の収入)	6
第6条 (許認可等及び届出等)	6
第7条 (責任の負担)	7
第8条 (運営権者による表明及び保証)	7
第2章 義務事業の承継等及びその他準備	8
第9条 (義務事業の承継等)	8
第10条 (本事業開始前に市が行う運営権設定対象施設の維持管理等)	8
第11条 (運営権設定対象施設の瑕疵担保責任等)	9
第12条 (協定書の締結等)	9
第13条 (業務実施体制)	9
第14条 (市職員の派遣)	9
第3章 公共施設等運営権	10
第15条 (公共施設等運営権の効力発生)	10
第16条 (運営権対価の支払い及び返還)	10
第17条 (運営権対価の支払遅延)	10
第4章 本事業	10
第18条 (義務事業の開始条件)	10
第19条 (義務事業の開始遅延)	11
第20条 (義務事業の内容)	12
第21条 (附帯事業)	12
第22条 (任意事業)	12
第23条 (その他)	13
第5章 その他の事業実施条件	13
第24条 (第三者への委託)	13
第25条 (従事職員)	13
第26条 (保険)	14
第27条 (要求水準の変更等)	14
第28条 (市による新たな施設の建設又は増築)	14
第6章 計画及び報告	14
第29条 (全体事業計画書)	14
第30条 (短期事業計画書)	15
第31条 (単年度事業計画書)	15
第32条 (その他の報告・提出義務)	16

第7章	改築に係る企画、調整、実施に関する業務等	16
第33条	(改築計画の作成)	16
第34条	(改築実施基本協定、年度実施協定)	16
第35条	(市による申請等)	17
第36条	(工事の中止)	17
第37条	(工期の変更)	17
第38条	(単年度対象改築業務にかかる増加費用)	18
第39条	(単年度対象改築業務にかかる費用の減少)	19
第40条	(市による検査及び引渡し)	19
第41条	(改築工事の目的物にかかる公共施設等運営権)	19
第42条	(市による改築に係る業務に要する費用の支払い)	20
第43条	(市の部分払)	20
第44条	(国補助金制度の変更)	21
第8章	利用料金の設定及び收受等	21
第45条	(利用料金の設定)	21
第46条	(使用料等及び利用料金設定割合の改定)	21
第47条	(利用料金の收受等)	23
第9章	リスク分担	23
第48条	(リスク分担の原則)	23
第49条	(流入水量又は流入水質の変動)	23
第50条	(反対運動及び訴訟等)	24
第51条	(法令等の変更)	24
第52条	(法令等の変更による増加費用・損害の扱い)	24
第53条	(不可抗力の発生)	24
第54条	(不可抗力による増加費用・損害の扱い)	25
第55条	(損害賠償責任)	26
第56条	(第三者に及ぼした損害)	26
第10章	適正な業務の確保	26
第57条	(運営権者によるセルフモニタリング)	26
第58条	(市及び第三者によるモニタリング)	26
第59条	(要求水準違反違約金)	27
第60条	(運営権の行使の停止)	27
第61条	(BCPの作成等)	27
第62条	(その他必要な措置)	28
第11章	誓約事項	28
第63条	(運営権者による誓約事項)	28
第64条	(運営権等の処分)	29
第65条	(本議決権株主の異動等)	30
第12章	契約の期間及び期間満了に伴う措置	30

第66条	(契約の有効期間)	30
第67条	(事業期間)	30
第68条	(事業引継)	31
第69条	(本契約終了による資産の取扱い)	31
第70条	(原状回復費用等)	32
第71条	(瑕疵担保責任)	33
第13章 契約の解除又は終了及び解除又は終了に伴う措置	33
第72条	(運営権者の事由による本契約の解除)	33
第73条	(本事業開始日前のその他事由による解除)	35
第74条	(市の任意による解除)	35
第75条	(市の事由による本契約の解除又は終了)	35
第76条	(不可抗力による本契約の終了又は解除)	35
第77条	(特定法令等変更又は特定条例等変更による本契約の解除)	35
第78条	(合意解除)	35
第79条	(本事業開始日前の解除又は終了の効果)	36
第80条	(本事業開始日後の解除又は終了の効果)	36
第81条	(契約解除違約金等－運営権者事由解除又は終了)	37
第82条	(運営権取消等－運営権者事由解除)	37
第83条	(運営権取消等及び損失の補償－市事由又は双方無責の事由による解除又は終了)	37
第84条	(運営権取消等及び損失の負担－特定法令等変更又は特定条例等変更による解除)	38
第85条	(運営権放棄・取消等及び損害の負担－不可抗力解除)	38
第14章 知的財産権	38
第86条	(著作権の帰属等)	38
第87条	(著作権の利用等)	38
第88条	(著作権等の譲渡禁止)	39
第89条	(第三者の有する著作権の侵害防止)	39
第90条	(第三者の知的財産権等の侵害)	40
第91条	(知的財産権)	40
第15章 その他	40
第92条	(協議会の設置)	40
第93条	(公租公課)	40
第94条	(個人情報保護)	41
第95条	(情報公開)	41
第96条	(秘密保持義務)	42
第97条	(金融機関等との協議)	42
第98条	(兼業禁止)	43
第99条	(遅延利息)	43
第100条	(管轄裁判所)	43
第101条	(その他)	43

第102条（疑義に関する協議）	43
別紙1 定義集.....	44
別紙2-1 義務事業の承継等の対象・方法	50
別紙2-2 物品譲渡契約書	51
別紙3 市が維持する協定等.....	56
別紙4 運営権対価の支払方法.....	57
別紙5 公有財産賃貸借契約.....	58
別紙6 保険.....	65
別紙7-1 改築実施基本協定	66
別紙7-2 年度実施協定	69
別紙8 利用料金収受代行業務委託契約.....	72
別紙9 本事業用地.....	79

第1章 総 則

(目的及び解釈)

- 第1条 本契約は、市及び運営権者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。
- 2 運営権者は、本事業が公共用水域の水質保全、低炭素型の下水処理、ライフサイクルコストの縮減、経済効率性の向上、地域経済や環境との調和により、持続可能な事業運営を期待されていることを十分に理解し、本事業を遂行する。
- 3 本契約において用いられる語句は、本文中において特に明示されているもの及び文脈上別意に解すべきものを除き、**別紙1**において定められた意味を有するものとする。
- 4 本契約における各条項の見出しは、参照の便宜のためであり、本契約の各条項の解釈に影響を与えるものではない。

(本事業の概要)

- 第2条 本事業は、義務事業、附帯事業及び任意事業から構成される。
- 2 運営権者は、本契約、募集要項等、要求水準書及び提案書類に従い、法令等を遵守し、本事業を自ら遂行しなければならない。

(契約の構成及び適用関係)

- 第3条 本契約は、基本協定書、募集要項等、要求水準書及び提案書類と一体の契約であり、これらはいずれも本契約の一部を構成する。
- 2 前項の基本協定書等の内容について齟齬又は矛盾がある場合には、本契約、基本協定書、募集要項等、要求水準書及び提案書類の順で優先的な効力を有する。ただし、提案書類の内容が要求水準書に定める水準を超える場合には、その限りにおいて提案書類が要求水準書に優先する。
- 3 第1項の基本協定書等の各書類間で疑義が生じた場合は、市及び運営権者の間において協議のうえ、かかる記載内容に関する事項を決定するものとする。

(資金調達)

- 第4条 本事業に要する資金調達は、本契約に別段の規定がある場合を除き、すべて運営権者の責任において行うものとする。

(本事業の収入)

- 第5条 本事業において運営権者が収受する利用料金は、運営権者の収入とする。

(許認可等及び届出等)

- 第6条 本事業の実施に必要となる一切の許認可等は、運営権者が自らの責任及び費用負担により取得するものとする。また、運営権者が本事業を実施するために必要となる一切の届出及び報告は、運営権者が自らの責任において作成し、提出するものとする。ただし、

市が許認可等の取得又は届出をする必要がある場合には、市が必要な措置を講ずるものとし、当該措置について市が運営権者の協力を求めた場合には、運営権者はこれに応じるものとする。

- 2 運営権者は、前項但書に定める場合を除き、本契約に基づく義務の履行に必要な許認可等の取得及び維持に関する責任及び損害を負担するものとする。
- 3 市は、運営権者が市に対して書面により要請した場合、運営権者による許認可等の取得及び維持について、法令等の範囲内において必要に応じて協力するものとする。
- 4 運営権者は、本事業の実施に必要な許認可等の取得及び維持に関する書類を作成し、提出したものについては、その写しを保存するものとし、本事業終了日に市に提出するものとする。
- 5 運営権者は、本契約に基づく義務の履行に必要な許認可等の原本を保管し、市の要請があった場合には原本を提示し、又は原本証明付写しを市に提出するものとする。

(責任の負担)

第7条 運営権者は、本契約に別段の規定がある場合を除き、本事業の実施に係る一切の責任を負うものとする。また、運営権者は、本契約に別段の規定がある場合を除き、本事業の実施に要する費用をすべて負担する。

- 2 運営権者は、本契約において別段の規定のある場合を除き、運営権者の本事業の実施に関する市による承諾、確認若しくは立会又は運営権者からの市に対する報告、通知若しくは説明を理由として、いかなる本契約上の運営権者の責任をも免れず、当該承諾、確認若しくは立会又は報告、通知若しくは説明を理由として、市は何ら責任を負担しない。

(運営権者による表明及び保証)

第8条 運営権者は、本契約締結日現在において、市に対して次の各号の事実を表明し、保証する。

- (1) 運営権者は、会社法に基づき適式、有効かつ適法に設立され、存続する株式会社であること。
- (2) 運営権者の定款に、運営権者が発行できる株式は、本完全無議決権株式及び本議決権株式のみであることの規定があること。
- (3) 運営権者の定款に、会社法第326条第2項に定める取締役会、監査役及び会計監査人を設置する規定があること。
- (4) 運営権者は、本契約を締結し、履行する完全な能力を有し、本契約上の運営権者の義務は、法的に有効かつ拘束力ある義務であり、運営権者に対して強制執行可能であること。
- (5) 運営権者が本契約を締結し、これを履行することにつき、日本国の法令等及び運営権者の定款、取締役会規則その他の社内規則上要求されている授権その他一切の手続を履践していること。
- (6) 運営権者の知る限りにおいて、本事業を実施するために必要な運営権者の能力又

は本契約上の義務を履行するために必要な運営権者の能力に重大な悪影響を及ぼしうる訴訟、請求、仲裁又は調査は、運営権者に対して係属しておらず、その見込みもないこと。

- (7) 運営権者の定款の目的が本事業の遂行に限定されていること。
- (8) 本契約の締結及び本契約に基づく義務の履行は、運営権者に対して適用されるすべての法令等に違反せず、運営権者が当事者であり若しくは運営権者が拘束される契約その他の合意に違反せず、又は運営権者に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しないこと。
- (9) 運営権者は PFI 法第 29 条第 1 項第 1 号イ、ロ、ニ及びトのいずれにも該当しないこと。

- 2 運営権者は、本事業開始日において、市に対して運営権者の資本金と資本準備金の合計額が 2 億 6700 万円以上であることを表明し、保証するものとする。

第 2 章 義務事業の承継等及びその他準備

(義務事業の承継等)

第 9 条 運営権者は、本事業開始予定日までに、**別紙 2-1** に記載のとおり、市から、①運営権設定対象施設の引渡及び②運営権者譲渡対象資産の譲渡を完了しなければならない。各引渡等の方法については、**別紙 2-1** に記載のとおりとし、運営権者譲渡対象資産の譲渡については**別紙 2-2** の様式に従って物品譲渡契約を締結する。

- 2 運営権者は、提案書類に基づき、前項の引渡等を円滑かつ確実に実施するため、本契約締結後 30 日以内に、義務事業の承継等に関する事業承継計画書を作成し、これを市に提出してその確認を受けなければならない。
- 3 運営権者は、第 1 項に規定する義務事業の承継等の他、本事業開始予定日から確実に本事業が実施できるよう、本事業開始予定日までに、自己の責任において必要な準備を行わなければならない。この場合、市は必要かつ可能な範囲で運営権者に対して協力（市から運営権者に対して第 1 項に定める義務事業の承継及び実施に必要な行政文書を閲覧させ、貸与し、若しくはその写しを提供することを含むがこれらに限られない。）するものとする。
- 4 本条による義務事業の承継等に要した人件費等その他の費用は各自の負担とし、互いに求償しないものとする。

(本事業開始前に市が行う運営権設定対象施設の維持管理等)

第 10 条 市は、本契約締結日から本事業開始日までの間、運営権設定対象施設に関し、自らの費用負担により募集要項等に記載された内容に従った投資及び維持管理のみを行う。また、市は、募集要項等に記載されたもの以外の投資又は維持管理を行おうとする場合には、予め運営権者に通知するものとし、この場合において本事業の実施につき運営権者に増加費用が生じるときには、市及び運営権者は増加費用の負担につき協議する。市は、本事業開始日までに行われる投資又は維持管理の結果、関連資料集の運営権設定対象施

設一覧（改築対象）が更新された場合には、これを速やかに運営権者に通知するものとする。

（運営権設定対象施設の瑕疵担保責任等）

第 11 条 第 9 条第 1 項の規定により引き渡された運営権設定対象施設について瑕疵（本事業開始日時時点で、当該施設において法令等上又は要求水準上求められる基準を満たさないこととなる物理的な瑕疵であって、募集要項等市が優先交渉権者に開示した資料及び本契約締結前に優先交渉権者又は運営権者が知り得た情報から合理的に予測することのできないものに限る。なお、経年劣化は瑕疵に該当しない。以下本項及び第 2 項において同じ。）が発見された場合、運営権者は、本事業開始日以後 6 ヶ月以内（ただし、市が当該瑕疵に関し工事請負業者その他の第三者に対し、本事業開始日以後 6 ヶ月超の期間にわたり瑕疵の修補請求権を有する場合には、運営権者が本項に基づき市に対して有する権利については、市が当該第三者に対し有する請求権の存続期間と同一の期間とし、以下本条において「瑕疵担保期間」という。）に市に通知する。かかる通知を行った場合、運営権者は、市に対し、相当の期間を定めて、当該瑕疵の修補を請求し、又は修補に代えて若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。なお、運営権設定日以後本事業開始日までの期間に瑕疵が発見された場合も同様とする。

- 2 市は、瑕疵担保期間経過後に運営権設定対象施設について瑕疵が発見された場合、これらの瑕疵については一切責任を負わない。
- 3 市は、義務事業の承継等に当たって運営権者に提供された情報等又は募集要項等市が優先交渉権者に開示した資料の情報等に瑕疵（情報の齟齬、矛盾、欠缺、権利の瑕疵を含むがこれらに限られない。）が発見された場合、瑕疵担保期間の前後を問わず、これらの瑕疵については一切責任を負わない。
- 4 前項の規定に加え、募集要項等のうち関連資料集の運営権設定対象施設一覧（改築対象）又はその付属資料が不完全なものであったとしても、これについて市は一切責任を負わない。

（協定書の締結等）

第 12 条 市は、本事業開始日において締結している別紙 3 記載の協定等について、本事業期間中、これを維持するものとし、当該協定等が義務事業に必要とされなくなった場合及び変更が必要となった場合には、運営権者と協議の上対応するものとする。

（業務実施体制）

第 13 条 運営権者は、本事業期間を通じて、要求水準書に定めるところに従い本事業の実施体制を確保する。

（市職員の派遣）

第 14 条 運営権者が市職員の派遣を要請した場合には、市及び運営権者は、市職員の派遣に関し協議する。

第3章 公共施設等運営権

(公共施設等運営権の効力発生)

第15条 市及び運営権者は、基本協定書に基づき運営権者に対して設定された運営権が、第18条第1項及び第2項に定める義務事業の開始条件（同条第3項但書により市が充足しないことを認めた条件を除く。）がすべて満たされたことをもって、その効力が発生することを確認する。かかる効力発生により、当該効力発生時点における運営権設定対象施設の運営等に関する権利及び責任は、本契約で別途定める場合を除き、市から運営権者に移転する。

2 運営権の存続期間については第67条第5項の定めに従う。

(運営権対価の支払い及び返還)

第16条 運営権者は、市に対して、運営権対価前払金を別紙4で定める方法により別紙4で定める期限までに一括して、また、運営権対価分割金を別紙4で定める方法により別紙4で定める期限までに分割で支払う。この場合において、運営権者は、運営権対価に利息を付すことを要しない。

2 市は、本契約で別途定める場合を除き、前項に基づき支払いを完了した運営権対価を返還する義務を負わない。ただし、本項の規定は、本契約又は法令等に基づき、市から運営権者に対する損失補償等を行うことを妨げるものではない。

3 第67条第2項に定める合意延長が実施された場合であっても、第1項に定める以外に運営権対価の支払義務は発生しない。

(運営権対価の支払遅延)

第17条 第16条に基づく運営権対価の支払いが前条に定める期日より遅延した場合、運営権者は、当該遅延期間に応じ第99条に規定される遅延利息を市に支払わなければならない。

第4章 本事業

(義務事業の開始条件)

第18条 運営権者は、本事業開始予定日までに、以下の義務事業の開始条件を充足しなければならない。

(1) 運営権者の①定款の原本証明付写し、②商業登記簿謄本、③代表印の印鑑証明書及び④株主名簿の写しの市への提出（いずれも、本契約締結日から10日以内に提出する。）

(2) 運営権者と金融機関等との間の①融資に関する契約書の写し、②運営権に対する担保設定にかかる契約書の写し、③本契約その他運営権者と市との間で締結された契約に基づく運営権者の権利及び契約上の地位に対する担保権設定に係る契約書

の写しの市への提出

- (3) 運営権者の株式に対する担保設定に係る契約書の写しの市への提出
 - (4) 第9条に規定する義務事業の承継等の完了
 - (5) 第13条に規定する実施体制が確保されていることの市による確認
 - (6) 第16条第1項に規定する運営権対価前払金及び支払期限の到来した運営権対価分割金の支払いの完了
 - (7) 第24条第1項に規定する契約書の写しの提出
 - (8) 第25条第1項に規定する従事職員の一覧表の提出（ただし、市が求めた場合に限る。）
 - (9) 第26条第2項に規定する保険の付保証明の提出
 - (10) 第29条乃至第31条に規定する全体事業計画書、当初5事業年度の短期事業計画書及び当初年度の単年度事業計画書の提出並びに市による確認
 - (11) 義務事業の実施に必要な許認可等の充足
 - (12) 第61条に規定するBCPの作成及び市による確認
- 2 市は、本事業開始予定日までに、以下の義務事業の開始条件を充足しなければならない。
- (1) 第33条に基づく、市による本事業期間のうち当初5事業年度の改築計画の作成の完了
 - (2) 本契約の締結及び履行のために必要な下水道条例の改正の終了
- 3 運営権者は、前二項に定める開始条件のいずれか1つでも充足されない場合又は運営権者に本契約上の義務不履行がある場合には、義務事業を開始することができないものとする。ただし、当該開始条件のいずれかが充足されない場合であっても、市が認めた場合（前項に定める開始条件が充足されない場合においては、運営権者が要請し、市が認めた場合に限る。）には、運営権者は、義務事業を開始することができる。
- 4 運営権者は、運営権者に本契約上の義務不履行がない場合であって、第1項及び第2項に定める開始条件（第3項但書により市が充足しないことを認めた条件を除く。）がすべて充足された時点を本事業開始日として、同日より義務事業を実施する。ただし、各条件が本事業開始予定日以前に充足された場合には、本事業開始予定日をもって本事業開始日とする。

（義務事業の開始遅延）

- 第19条 運営権者は、前条第3項に定める義務事業を開始することができない場合を除き、市がPFI法第21条第1項に基づき指定する本事業開始予定日までに、前条第1項に規定する開始条件（同条第3項但書により市が充足しないことを認めた条件を除く。）をすべて充足させ、義務事業を開始しなければならない。
- 2 運営権者は、本事業開始日が本事業開始予定日より遅延することが見込まれる場合には、速やかに当該遅延の原因及びその対応方針を市に通知し、本事業開始予定日の延長を申請しなければならない。この場合、市は、正当な理由があると認めるときは、PFI法第21条第2項に基づき本事業開始予定日を延長することができる。

- 3 運営権者は、前項に規定する対応方針において、義務事業の可及的速やかな開始に向けての対策及び想定される本事業開始日までの予定を明らかにしなければならない。
- 4 運営権者の責めに帰すべき事由により本事業開始日が当初の本事業開始予定日よりも遅延し、市に増加費用又は損害が発生した場合、市はその増加費用及び損害額の支払いを運営権者に請求することができる。
- 5 市の責めに帰すべき事由によって本事業開始日が当初の本事業開始予定日よりも遅延し、運営権者に増加費用又は損害が発生した場合、市は、当該増加費用又は損害について補償するものとする。
- 6 法令等の変更又は不可抗力により、本事業開始日が当初の本事業開始予定日よりも遅延した場合の措置については、第 51 条乃至第 54 条の規定に従う。

(義務事業の内容)

第 20 条 運営権者は、本事業期間中、本契約、募集要項等、要求水準書及び提案書類に従い、以下の義務事業を実施するものとする。

(1) 経営に係る業務

- (ア) 事業計画書の作成、実施体制の確保、財務管理、内部統制、情報公開
- (イ) 委託等
- (ウ) 利用料金の収受
- (エ) モニタリング
- (オ) 危機管理及び技術管理
- (カ) 環境対策及び地域貢献

(2) 改築に係る企画、調整、実施に関する業務

- (ア) 更新
- (イ) 長寿命化
- (ウ) 附設

(3) 維持管理に係る企画、調整、実施に関する業務

- (ア) 修繕
- (イ) 維持

(附帯事業)

第 21 条 運営権者は、本事業期間中、本契約、募集要項等、要求水準書及び提案書類に従い、附帯事業を実施するものとする。

- 2 附設設備の附設は、改築に係る企画、調整、実施に関する業務として実施し、附設が完了した附設設備について、運営権者はその所有権を市に移転しなければならない。

(任意事業)

第 22 条 運営権者は、本事業期間中、本契約、募集要項等、要求水準書及び提案書類に従い、任意事業を実施することができる。

- 2 運営権者が任意事業を実施する場合、運営権者は市との間で、任意事業のために利用

する本事業用地及び運営権設定対象施設について、本事業開始日以降、任意事業を開始する時点までに、**別紙5**の様式による公有財産賃貸借契約を締結しなければならない。

- 任意事業のために利用する本事業用地及び運営権設定対象施設に関し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に基づく財産の処分が必要となった場合には、市が必要な手続を行う。この場合において、対応する補助金の返還が必要となった場合には、運営権者は、当該返還額相当額を市に支払わなければならない。

（その他）

- 第23条 本事業開始後に市が運営権設定対象施設について公益上の判断により実施する工事については、市が費用を負担する。当該工事のうち、運営権者の業務に調整が必要となる工事について、市は、運営権者と協議の上、実施するものとする。
- 運営権者は、募集要項等に従い、市による公有財産の貸付け又は使用許可等の手続を経て併置（自主改善）を行うことができる。

第5章 その他の事業実施条件

（第三者への委託）

- 第24条 運営権者は、本事業期間中、要求水準書に定めるところに従い、本事業にかかる業務（委託禁止業務を除く。以下本条において同じ。）について、対象業務を市に事前に通知した上で、第三者に委託し又は請け負わせることができる。この場合、運営権者は、当該第三者と締結した契約書の写しを、契約締結後遅滞なく市に提出しなければならない。
- 運営権者から本事業にかかる業務を受託した者（以下「受託者」という。）、又は請け負った者（以下「請負者」という。）が再委託し、又は下請負を使用する場合、運営権者は、当該再委託又は下請負が、運営権者が当該受託者に委託し又は当該請負者に請け負わせた業務の全部又は大部分について行われる場合には、要求水準に従って市に事前に通知しなければならない。これら以外の再委託又は下請負については、要求水準に従って事後速やかに市に報告しなければならない。
 - 前二項の規定に基づく委託、再委託、請負及び下請負の使用は、すべて運営権者の責任において行うものとし、受託者、請負者その他本事業にかかる業務に関して運営権者又は受託者、請負者若しくはこれらの者が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて運営権者の責めに帰すべき事由とみなして、運営権者がその責任を負うものとする。運営権者は、受託者、再受託者、請負者及び下請負者を変更する場合、前二項の規定に従うものとする。

（従事職員）

- 第25条 運営権者は、本事業開始予定日までに、義務事業及び附帯事業の各業務に配置する従事職員について、一覧表を作成し、かつ、備え置くとともに、市が求めた場合には、速

やかに当該一覧表を市に提出しなければならない。また、従事職員の変更がある場合は、都度、一覧表を修正しなければならない。

- 2 運営権者は、自らの責任と費用負担において、従事職員の労働安全衛生管理を行う。
- 3 市は、従事職員が適当でないとした場合は、運営権者に対して交代を請求することができる。この場合、運営権者はかかる請求に対して誠実に対応しなければならない。

(保険)

第 26 条 運営権者は、本事業期間中を通じて、自己の責任及び費用において、**別紙 6**に定める種類及び金額の保険を付保するものとする。ただし、運営権者は、市が事前に承諾した場合には、保険の付保に代わる措置を取ることができる。

- 2 運営権者は、前項の規定により保険契約を締結（又は従来の契約を継続）したときは、本事業開始予定日までに、その保険証券の写しその他付保を証明する書面を市に提出しなければならない。以後、当該保険契約の継続、更新、更改、新たな締結があった場合も同様とする。

(要求水準の変更等)

第 27 条 市は、法令等の変更により要求水準の内容が変更された場合には、これを運営権者に対して通知し、運営権者はこれを遵守するものとする。ただし、特定法令等変更又は特定条例等変更による場合は、第 37 条、第 38 条、第 51 条及び第 52 条の規定に従うものとする。

(市による新たな施設の建設又は増築)

第 28 条 市は、公共下水道にかかる新たな施設の建設又は増築（排水区域の拡張に伴う水処理系列の増築を含むが、これに限られない。）を運営権者と協議の上で実施することができる。この場合において、180 日以内に当該協議が合意に至らなかった場合には、市は、市の決定に従って、当該施設の建設又は増築に伴う要求水準の変更内容を指定するとともに、当該施設の建設又は増築を行うものとする。

第 6 章 計画及び報告

(全体事業計画書)

第 29 条 運営権者は、本事業開始予定日の 30 日前までに、要求水準書、募集要項等及び提案書類に基づき、要求水準書に定める項目を含む、本事業開始予定日から運営権設定日から 20 年を経過する日が属する事業年度の末日までの期間についての本事業についての全体事業計画書を作成し、市に提出してその確認を得るものとする。運営権者は、全体事業計画書を作成するに当たっては、基本的に要求水準書に定める事項の範囲で運営権者が提案書類において本事業の実施に関して提案した内容に準拠するものとする。

- 2 運営権者が、本事業期間中、全体事業計画書の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ市の確認を得るものとする。

- 3 運営権者は、本事業期間中、全体事業計画書に記載された内容に従い本事業を実施するよう最大限努力するものとする。
- 4 運営権者は、全体事業計画書又はその変更について市の確認を得た後、速やかに当該全体事業計画書又はその変更についての公表事項を運営権者のホームページ上で公表し、本事業期間中、公表を維持しなければならない。
- 5 本事業期間が、第1項に基づき市の確認を得た全体事業計画書の対象期間を超える場合、運営権者は、当該対象期間の最終日を含む事業年度の開始日の30日前までに、要求水準書に定める項目を含む、当該事業年度の開始日から本事業終了日までの期間についての本事業全体についての全体事業計画書を作成し、市に提出してその確認を得るものとする。この場合、当該全体事業計画書の変更、事業実施及び公表については、前三項の規定に準ずるものとする。

(短期事業計画書)

- 第30条 運営権者は、本事業期間中、本事業開始予定日を含む事業年度から5事業年度目まで（当該事業年度を含む。）の期間についての本事業にかかる短期事業計画書を本事業開始予定日の30日前までに、それ以降の翌5事業年度についての本事業にかかる短期事業計画書を、当該5事業年度開始日の30日前までに作成の上、市に提出してその確認を得るものとする。
- 2 運営権者は、本事業期間中、短期事業計画書に従い、適正に本事業を実施しなければならない。
 - 3 運営権者は、短期事業計画書の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ市の確認を得るものとする。
 - 4 運営権者は、短期事業計画書（変更した場合には変更後の計画書）について市の確認を得た後、速やかに当該短期事業計画書（変更した場合には変更後の計画書）についての公表事項を運営権者のホームページ上で公表し、次条に基づき当該短期事業計画書の対象期間に係る単年度事業計画書が公表されている期間、公表を維持しなければならない。

(単年度事業計画書)

- 第31条 運営権者は、本事業期間中、本事業開始予定日を含む事業年度についての本事業にかかる単年度事業計画書を本事業開始予定日の30日前までに、それ以降の各事業年度についての本事業にかかる単年度事業計画書を、当該事業年度開始日の30日前までに作成の上、市に提出してその確認を得るものとする。
- 2 運営権者は、本事業期間中、単年度事業計画書に従い、適正に本事業を実施しなければならない。
 - 3 運営権者は、単年度事業計画書の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ市の確認を得るものとする。
 - 4 運営権者は、単年度事業計画書（変更した場合には変更後の計画書）について市の確認を得た後、速やかに当該単年度事業計画書（変更した場合には変更後の計画書）につ

いての公表事項を運営権者のホームページ上で公表し、公表日を含む事業年度から5事業年度目（当該事業年度を含む。）までの期間、公表を維持しなければならない。

（その他の報告・提出義務）

第32条 運営権者は、本事業期間中、募集要項等及び要求水準書に定める事項並びに本事業に関し市が必要と認めて（固定資産台帳の整理等のため必要があるときを含む。）報告を求めた事項及び提出を求めた書類について、募集要項等及び要求水準書に定める期限までに（報告又は提出の期限が定められていない場合に遅滞なく）市に報告又は提出しなければならない。

第7章 改築に係る企画、調整、実施に関する業務等

（改築計画の作成）

第33条 市及び運営権者は、本事業開始予定日を含む事業年度から5事業年度目まで（当該事業年度を含む。）の期間についての改築計画を市が作成したこと、市が、当該改築計画につき、基本協定書の締結後に優先交渉権者構成員との間で協議及び調整を行ったこと、並びに当該改築計画が第3項の条件を満たした内容になっていることを確認する。

2 運営権者は、前項に定める期間以降の翌5事業年度についての改築計画を、市及び運営権者との間で協議及び調整のうえ、当該5事業年度開始予定日の前々事業年度の2月末日までに策定するものとし、以降も同様とする。なお、当該改築計画に国補助金の対象外となる運営権設定対象施設の改築を含める場合には、運営権者は予め市に申し入れを行うものとし、市は、運営権者と協議のうえ、当該改築の可否及び実施条件を決定する（以下、かかる改築業務を「補助金対象外改築業務」という。）。

3 市及び運営権者は、前項に基づき改築計画を作成する場合には、市及び運営権者が別途合意した場合を除き、当該改築計画に基づき行われる改築に係る業務に要する費用の総額を、当該改築計画の対象となる5事業年度にかかる改築に係る業務に要する費用の総額として提案書類に記載された金額以内の額としなければならない。

（改築実施基本協定、年度実施協定）

第34条 運営権者は、改築計画が策定された場合、当該改築計画の対象期間に運営権者が実施する予定の運営権設定対象施設の改築について、当該期間に属する最初の事業年度の4月20日まで（ただし、当該事業年度の4月15日までに改築にかかる国補助金にかかる国の予算の配分がなされない場合には、市が別途定める日まで）に、市との間で、**別紙7-1**の様式による改築実施基本協定を締結する。改築実施基本協定には、当該対象期間中に実施される予定の改築に係る業務に要する費用の総額及び当該対象期間中の各事業年度に実施される予定の単年度対象改築業務に要する費用を規定するものとし、改築実施基本協定に規定される当該対象期間中に実施される予定の改築に係る業務に要する費用の総額は、当該費用の総額として改築計画に記載された額以内の額としなければならない。

- 2 運営権者は、各事業年度の単年度対象改築業務について、その内容を市と協議及び調整の上、当該事業年度の4月20日まで（ただし、当該事業年度の4月15日までに改築にかかる国補助金にかかる国の予算の配分がなされない場合には、市が別途定める日までに、市との間で別紙 7-2 の様式による年度実施協定を締結する。かかる年度実施協定において定める単年度対象改築業務に要する費用（ただし、前事業年度以前の事業年度において国補助金の交付決定を受けた単年度対象改築業務に要する費用を除く。）は、当該事業年度を期間として含む改築実施基本協定に定める当該事業年度の改築に係る業務に要する費用の金額を上限としなければならない。ただし、本契約に従って年度実施協定を変更する場合はこの限りではない。
- 3 前項の規定にかかわらず、年度実施協定の対象となる事業年度における、改築にかかる国補助金の要望額に対して国の予算の配分額が相違する場合においては、年度実施協定に定める単年度対象改築業務に要する費用は、当該国の予算の配分額をもとに算出された額とする。この場合において、市は、改築計画及び改築実施基本協定の内容にかかわらず、運営権者と協議のうえ、当該年度実施協定に規定する単年度対象改築業務の内容を、国補助金にかかる国の予算の配分額に合わせた内容とするものとし、運営権者は、これに異議を述べない。
- 4 改築実施基本協定及び年度実施協定は、本契約の一部を構成し、運営権者は、本契約第35条乃至第44条並びに改築実施基本協定及び年度実施協定の規定に従って、単年度対象改築業務を実施しなければならない。
- 5 市と運営権者は、補助金対象外改築業務の実施に起因して市に損害が発生する場合には、当該損害の補償について協議を行う。

（市による申請等）

第35条 運営権設定対象施設の改築工事に当たって市が関係機関への申請、報告又は届出等が必要とする場合、運営権者は、書類作成及び手続き等について、運営権設定対象施設の改築にかかるスケジュールに支障のない時期に実施できるように協力する。

（工事の中止）

第36条 市は、必要があると認める場合、運営権者に対し、単年度対象改築業務として実施する運営権設定対象施設の改築にかかる工事の中止の内容及び理由を通知した上で、当該工事の全部又は一部を一時中止させることができる。

（工期の変更）

第37条 運営権者は、単年度対象改築業務として実施する運営権設定対象施設の改築について、年度実施協定に定められた完成期限（本条において以下「工期」という。）の変更の必要性又はそのおそれが明らかになった場合、直ちに市に報告する。

- 2 運営権者が特定法令等変更、特定条例等変更又は不可抗力により工期を遵守できないことを理由として工期の変更を請求した場合、市及び運営権者は、協議により新しい工期を定めるものとする。

- 3 前項の協議が整わない場合、市は、新しい工期を合理的に定めるものとし、運営権者はこれに従わなければならない。
- 4 工期の変更により単年度対象改築業務に生じた増加費用及び損害の負担については、第 38 条に定めるところに従う。

(単年度対象改築業務にかかる増加費用)

第 38 条 年度実施協定の締結後に当該年度実施協定に基づく単年度対象改築業務について運営権者に増加費用若しくは損害が生じた場合又はそのおそれが明らかになった場合、運営権者は、直ちに市に報告する。

- 2 年度実施協定の締結後に、基本設計段階では予見できなかった事由による現場条件の変更に起因する理由により当該年度実施協定に基づく単年度対象改築業務について運営権者に増加費用及び損害が生じた場合、市は、運営権者と協議のうえ、改築実施基本協定及び当該年度実施協定に規定された単年度対象改築業務の内容の変更につき決定し、当該決定に従って改築実施基本協定及び当該年度実施協定を変更するものとし、運営権者はこれに異議を述べない。
- 3 年度実施協定の締結後に、市の責めに帰すべき事由により当該年度実施協定に基づく単年度対象改築業務について運営権者に増加費用及び損害が生じた場合、市は、運営権者と協議のうえ、当該年度実施協定に定める単年度対象改築業務に要する費用を増額変更するとともに、当該増加費用及び損害相当額を、年度実施協定に基づく当該単年度対象改築業務に係る費用の支払期限までに運営権者に支払う。
- 4 年度実施協定の締結後に、不可抗力により当該年度実施協定に基づく単年度対象改築業務について運営権者に増加費用及び損害が生じた場合、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第 6 条第 1 項に定める場合（ただし、同項第 8 号は除く。）を除き、当該増加費用及び損害の負担について前項の規定を適用する。
- 5 年度実施協定の締結後に、物価の著しい上昇により単年度対象改築業務にかかる費用が著しく増加した場合には、浜松市建設工事執行規則（平成 13 年浜松市規則第 46 号）第 35 条を準用し、市は、当該規定に基づき市が負担する金額について、年度実施協定に基づく当該単年度対象改築業務に係る費用の支払期限までに運営権者に支払う。
- 6 年度実施協定の締結後に、運営権者の責めに帰すべき事由により当該年度実施協定に基づく単年度対象改築業務について運営権者に増加費用及び損害が生じた場合、当該増加費用及び損害は運営権者が負担する。
- 7 第 2 項乃至第 6 項に定める場合及び第 50 条に定める場合以外の場合であって、単年度対象改築業務に関連して運営権者に増加費用若しくは損害が生じた場合（別途の改築にかかる工事が必要となった場合を含む。）、市は、運営権者と協議のうえ、単年度対象改築業務の見直し並びに運営権者の増加費用及び損害の負担につき決定し、当該決定に従って改築実施基本協定及び当該年度実施協定を変更するものとし、運営権者はこれに異議を述べない。

(単年度対象改築業務にかかる費用の減少)

第 39 条 理由のいかんを問わず、単年度対象改築業務に要する費用が年度実施協定に定める費用を下回る場合には、市は、運営権者と協議のうえ、当該差額相当額をもって行う改築に係る業務を決定し、必要に応じて当該決定に従って改築実施基本協定及び当該年度実施協定を変更するものとし、運営権者はこれに異議を述べない。

(市による検査及び引渡し)

第 40 条 運営権者は、改築にかかる工事を完成したときは、工事完成届によりその旨を市に通知しなければならない。

2 市は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 14 日以内に運営権者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、当該改築にかかる工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を運営権者に通知しなければならない。この場合において、市は、必要があると認められるときは、その理由を運営権者に通知して、当該改築にかかる工事の目的物を最小限度破壊して検査することができる。

3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、運営権者の負担とする。

4 市は、第 2 項の検査によって改築にかかる工事の完成を確認した後、完成工作物引渡書により運営権者が当該改築にかかる工事の目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該改築にかかる工事の目的物の引渡しを受けなければならない。

5 運営権者は、改築にかかる工事が第 2 項の検査に合格しないときは、工事手直し指示書の定めるところにより、直ちに修補して市の検査を受けなければならない。

6 第 1 項から第 4 項までの規定は、前項の規定による修補が完了した場合に準用する。この場合において、「改築にかかる工事を完成」とあるのは、「修補を完了」と、「工事完成届」とあるのは「工事手直し完了届」と、「改築にかかる工事の完成」とあるのは「修補の完了」と読み替える。

7 第 1 項から第 5 項までの規定は、改築計画の策定業務が完了した場合に準用する。この場合において、「改築にかかる工事を完成」とあるのは、「業務を完了」と、「改築にかかる工事の完成」とあるのは、「業務の完了」と、第 1 項において「工事完成届」とあるのは、「業務完了届」と、第 3 項において「検査又は復旧」とあるのは、「検査」と、第 4 項において「改築にかかる工事の目的物」とあるのは、「成果物」と、第 5 項において「改築にかかる工事」とあるのは「業務」と読み替え、第 2 項第 2 文の規定及び第 4 項における「完成工作物引渡書により」並びに第 5 項における「工事手直し指示書の定めるところにより」との規定は適用しない。

8 第 1 項から第 4 項までの規定は、前項の規定により準用する第 5 項の修補が完了した場合に準用する。この場合においては、修補の完了は業務の完了とみなし、読み替えは前項を準用する。

(改築工事の目的物にかかる公共施設等運営権)

第 41 条 単年度対象改築業務として実施する運営権設定対象施設の改築にかかる工事の目的物は、第 40 条に基づく市への引渡しをもって市の所有に属し、当然に運営権の対象となる。

運営権者は、市が指示した場合には、自らの費用負担により、PFI 法第 27 条に基づく公共施設等運営権の登録に関連する手続を行うものとし、市はこれに協力する。

(市による改築に係る業務に要する費用の支払い)

第 42 条 運営権者は、年度実施協定に定める改築に係る業務に要する費用の 10 分の 9 相当額を、市に代わって支払うものとする。

- 2 運営権者は、いずれかの改築に係る業務について第 40 条第 2 項（同条第 6 項、第 7 項及び第 8 項の規定により適用される場合を含む。第 4 項において同じ。）の検査に合格したときは、年度実施協定に定める当該改築に係る業務に要する費用の 10 分の 9 相当額の支払いを市に対して請求することができる。
- 3 市は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 40 日以内に年度実施協定に定める当該改築に係る業務に要する費用の 10 分の 9 相当額を支払わなければならない。
- 4 市がその責めに帰すべき事由により第 40 条第 2 項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。
- 5 年度実施協定において完成期限が当該事業年度中とされていた改築に係る業務につき、当該事業年度中に完成することが見込まれない場合、運営権者は、当該改築に係る業務に関し繰越調書を作成の上、当該事業年度の 12 月 15 日までに市に提出する。
- 6 前各項の規定にかかわらず、補助金対象外改築業務が運営権者の責めに帰すべき事由により行われる場合には、運営権者は当該補助金対象外改築業務に要する費用の全額を自ら負担し、第 2 項に基づく支払いを市に請求することはできない。

(市の部分払)

第 43 条 運営権者は、いずれかの事業年度における、複数事業年度にわたる改築に係る業務の進捗が当該事業年度に係る年度実施協定に規定された出来高以上である場合、当該出来高に対応する費用として当該年度実施協定に規定される額について、次項から第 5 項までに定めるところにより、その 10 分の 9 相当額（以下「部分払対象額」という。）の支払（以下「部分払」という。）を請求することができる。

- 2 運営権者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、出来形確認請求書を提出して、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場にある工場製品の確認を市に請求しなければならない。
- 3 市は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 14 日以内に、運営権者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を運営権者に通知しなければならない。この場合において、市は、必要があると認められるときは、その理由を運営権者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、運営権者の負担とする。
- 5 運営権者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、市は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払対象額を支払わなければならない。
- 6 改築に係る業務の進捗が年度実施協定に規定された当該事業年度における当該改築に係る業務の出来高に達することが見込まれない場合、運営権者は、当該改築に係る業務に関し繰越調書を作成の上、当該事業年度の12月15日までに市に提出する。
- 7 前各項の規定にかかわらず、補助金対象外改築業務が運営権者の責めに帰すべき事由により行われる場合には、運営権者は、当該補助金対象外改築業務に要する費用について、部分払を請求することはできない。

(国補助金制度の変更)

第44条 国補助金制度が変更される場合においては、市と運営権者は、協議の上本契約の継続等に向けた措置を講ずる。

第8章 利用料金の設定及び收受等

(利用料金の設定)

第45条 運営権者は、本事業期間にわたり、本契約、募集要項、要求水準書及び提案書類並びに下水道条例その他関連する法令等に従い、使用者から利用料金を收受する。利用料金は、使用料等に、利用料金設定割合を乗じて算出される。

(使用料等及び利用料金設定割合の改定)

第46条 本契約締結日以降本事業開始日までの間に市が使用料等を改定する場合、市は、運営権者が收受することができる利用料金の見込総額が市が募集要項等において示した額と変わらない額となるよう、利用料金設定割合を改定するものとする。

- 2 市は、前項に定める場合のほか、下水道条例に従って使用料等の改定の必要性を計画的に検討し、必要に応じて使用料等を改定することができる。
- 3 市は、前項に基づく検討を行う場合、予め運営権者にその旨を通知し、運営権者の意見を聴取する。
- 4 運営権者は、平成35年度、平成40年度及び平成45年度の各年度において、使用料等及び利用料金設定割合の改定を市に対し提案することができる。この場合、市及び運営権者は、当該時点での国内及び市域の経済動向、市の下水道事業会計の財政状況等を勘案しつつ、提案の合理性及び妥当性を評価し、適切に協議を行う。
- 5 市は、第2項又は第4項に基づく使用料等の改定に際して、運営権者と協議の上、利用料金設定割合の改定を行う。
- 6 市及び運営権者は、前項に基づく利用料金設定割合の改定を行うにあたっては、本利用料金構成内容（義務事業及び附帯事業の実施に必要な経費を含むものとする。）をもとに協議を行う。

7 前各項の規定にかかわらず、以下に定める期間に、義務事業及び附帯事業にかかる事業環境が著しく変化する場合として以下に列挙する事象が発生し、運営権者の経営に著しい影響を及ぼした場合、臨時的に市及び運営権者は、利用料金設定割合の改定についての協議を行うことができる。かかる協議を行う場合、市及び運営権者は利用料金設定割合の改定について誠実に協議を行う。

- (1) 直近事業年度（当該時点において終了していない事業年度を含まない。以下本号において同じ。）、「直近2事業年度又は直近3事業年度」の間に、急激な社会情勢等の変化に伴う需要変動により、当該期間に運営権者が収受する利用料金の合計額が、市が募集要項等において示した当該期間の利用料金見込額の合計額から5.5%以上増減し、更に継続的に運営権者の収入が増減することが予想される場合（ただし、過去において本号に基づき利用料金設定割合が改定された実績がある場合には、上記の直近事業年度、直近2事業年度及び直近3事業年度には、本号に基づく直近の利用料金設定割合の改定が行われた事業年度及び当該事業年度以前の各事業年度は含まれない。）
- (2) 当該時点が属する月の前月における日本銀行が公表する消費税を除く国内企業物価指数（総平均）が、直近3年以内の任意の月における日本銀行が公表する消費税を除く国内企業物価指数（総平均）から3%以上増減し、更に継続的に運営権者の負担が増減することが予想される場合（ただし、過去において本号に基づき利用料金設定割合が改定された実績がある場合には、上記の直近3年以内の任意の月は、本号に基づく直近の利用料金設定割合の改定が行われた月の翌月以降の任意の月とする。）
- (3) 当該時点が属する月の前月における日本銀行が公表する消費税を除く国内企業物価指数（電力・都市ガス・水道）が、直近3年以内の任意の月における日本銀行が公表する消費税を除く国内企業物価指数（電力・都市ガス・水道）から12%以上増減し、更に継続的に運営権者の負担が増減することが予想される場合（ただし、過去において本号に基づき利用料金設定割合が改定された実績がある場合には、上記の直近3年以内の任意の月は、本号に基づく直近の利用料金設定割合の改定が行われた月の翌月以降の任意の月とする。）

8 前各項の規定にかかわらず、法令等の変更又は市側の事由による義務事業若しくは附帯事業の内容の変更により運営権者が負担する費用が著しく増減する場合として以下に列挙する場合、市と運営権者は利用料金設定割合の改定について協議を行うことができる。

- (1) 法令等の変更が要求水準に影響し、運営権者が負担する費用が著しく増減する場合
- (2) 義務事業又は附帯事業に直接関係する税制等の変更により、運営権者が負担する費用が著しく増減する場合
- (3) 市側の事由による義務事業又は附帯事業の内容の変更により、運営権者が負担する費用が著しく増減する場合

9 前各項の規定にかかわらず、社会経済情勢等の事業環境の変化に応じて下水道事業全

体の公益上、改定の必要性が発生した場合、市は、利用料金設定割合の改定について運営権者に協議を申し入れることができる。この場合において、2ヶ月以内に当該協議が合意に至らなかった場合には、市の決定に従って利用料金設定割合が改定されるものとする。

(利用料金の收受等)

第47条 運営権者は、市との間で締結する別紙8の様式による利用料金收受代行業務委託契約に基づき、利用料金收受代行業務を市に委託し、市は、当該委託に基づき、市が使用者から收受する使用料及び水道料金と併せて利用料金の收受を行う。

- 2 市は、收受した利用料金を、第59条に定める要求水準違反違約金、第81条第2項に定める契約解除違約金及び支払期限の到来した運営権対価の未払金に充当することができる。

第9章 リスク分担

(リスク分担の原則)

第48条 市は、本契約で別途定める場合を除き、運営権者による本事業の実施に対して、何らの対価を支払う義務も負わない。

- 2 次項その他本契約で別途定める場合を除き、運営権者はその責任で本事業を実施するものとし、本事業において運営権者に生じた収入の減少、費用の増加、その他損害・損失の発生については、すべて運営権者が負担し、市はこれについて何らの責任も負担しない。
- 3 第38条その他本契約で別途定める場合を除き、本事業を除く市による下水道事業の実施に関して市の故意又は重大な過失（なお、法令等の変更自体はこれに該当しない。）により運営権者に増加費用又は損害が発生した場合、市は、両者合意の上で第67条第2項に定める合意延長とする方法又は市による補償金の支払いのいずれか又は双方により、当該増加費用又は損害について補償するものとする。

(流入水量又は流入水質の変動)

第49条 本処理区における運営権設定対象施設への流入水量が、要求水準書で設定した範囲を超えて著しく変動した場合であって、かかる変動に起因して維持管理に係る企画、調整、実施に関する業務に要する費用が著しく増減した場合、かかる費用の増減部分の負担について、市と運営権者の間で協議を行う。

- 2 本処理区における運営権設定対象施設への流入水質が要求水準書で設定した基準を概ね1ヶ月にわたり継続的に満たさない場合であって、これに起因して維持管理に係る企画、調整、実施に関する業務に要する費用が著しく増減した場合、かかる費用の増減部分の負担について、市と運営権者の間で協議を行う。

(反対運動及び訴訟等)

第 50 条 運営権設定対象施設の存在自体に対する近隣住民の反対運動や訴訟等により、事業期間の変更、本事業の中断・延期及び運営権設定対象施設の物理的破損等が発生した場合であって、かかる事象に起因して運営権者に増加費用又は損害が発生した場合、市は、当該増加費用又は損害について補償するものとする。

(法令等の変更)

第 51 条 運営権者は、本契約締結日以降の法令等の変更（特定法令等変更を含むが、これに限られない。）により本事業の実施が困難となった場合、その内容の詳細を直ちに市に対して通知しなければならない。

2 前項の場合において、市は運営権者に対し、法令等の変更による本事業への影響を調査するため、必要な資料の提出を求めることができる。また、市は法令等の変更により履行困難となった運営権者の本契約上の義務の履行を、必要な範囲及び期間において免責することができる。ただし、運営権者及び市は、当該法令等の変更の影響を早期に除去すべく適切な対応手順に則り、早急に対応措置をとり、法令等の変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

3 市が運営権者から第 1 項の通知を受領した場合、市及び運営権者は、当該法令等の変更に対応するために、速やかに本契約及び要求水準の変更について協議する。かかる協議にもかかわらず変更された法令等の公布日から 60 日以内に本契約又は要求水準の変更について合意が成立しない場合は、市が法令等の変更に対する対応方法を運営権者に対して通知し、運営権者はこれに従い本事業を継続する。

(法令等の変更による増加費用・損害の扱い)

第 52 条 第 38 条その他本契約で別途定める場合を除き、本契約締結日以降の法令等の変更により義務事業又は附帯事業について運営権者に増加費用又は損害が生じたときは、運営権者が当該増加費用又は損害を負担するものとする。ただし、法令等の変更のうち特定条例等変更により（運営権者の責めに帰すべき事由により当該特定条例等変更が行われた場合を除く。）、運営権者に増加費用又は損害が発生した場合、市と運営権者は、当該増加費用又は損害にかかる負担について協議するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、法令等の変更によって任意事業について運営権者に増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害は全て運営権者の負担とする。

(不可抗力の発生)

第 53 条 本契約で別途定める場合を除き、本契約締結日以降、不可抗力により本事業の全部又は一部の遂行が困難となった場合、運営権者は、その内容の詳細を記載した書面をもって、直ちに市に対し通知するとともに、BCP に従い初期対応をしなければならない。

2 前項の場合において、市が本事業の継続のために必要と判断した場合、運営権者は市の指示に従う。

3 第 1 項の場合において、市は運営権者に対し、不可抗力による本事業への影響を調査

するため、必要な資料の提出を求めることができる。また、市は不可抗力により履行困難となった運営権者の本契約上の義務の履行を、必要な範囲及び期間において免責することができる。ただし、運営権者及び市は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく適切な対応手順に則り、早急に対応措置をとり、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

- 4 第1項の通知があった場合又は市が自ら不可抗力が発生していると認識した場合、市及び運営権者は、協議の上、運営権設定対象施設の復旧スケジュールや公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に基づく国庫負担の申請等、本事業の復旧に向けて必要となる事業継続措置とその後の役割分担を定め、それぞれ当該事業継続措置に従うものとする。

(不可抗力による増加費用・損害の扱い)

第54条 不可抗力により義務事業又は附帯事業について運営権者又は市に増加費用又は損害が生じるときは、本契約に別段の定めがある場合を除き、市及び運営権者は、当該不可抗力に対応するために速やかに本契約及び要求水準並びにこれらに基づく履行義務の内容の変更及び増加費用等の負担について協議しなければならない。なお、この場合の増加費用等の負担は、下記の負担割合によるものとする。

- (1) 暴動、戦争等の人的災害に係る不可抗力による増加費用等の負担

ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第6条第1項(ただし、同項第4号及び第5号を除く。)に定める災害復旧事業の適用除外規定を準用の上、当該不可抗力に起因する損害の回復を図る工事等が当該適用除外規定の対象外となるものである場合は、市の負担とする。

イ 上記ア以外の暴動、戦争等の人的災害に係る不可抗力の場合は、運営権者の負担とする。

- (2) 地震、暴風、豪雨等の自然災害に係る不可抗力による増加費用等の負担

ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第2条第2項に定める災害復旧事業となり、かつ、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第6条第1項に定める適用除外の対象外となるものである場合は、市の負担とする。なお、本アにおいて地震による災害とは、社会通念上認められる範囲のものをいう。また、降雨、暴風、高潮、波浪又は津波による災害とは、公共土木施設災害復旧事業査定方針第3(一)から(六)までの規定によるものとする。ただし、「時間雨量等が特に大である場合」とは、損害等が発生した場所から最も近接した位置に設置された市が管理する気象観測局における時間雨量が20mm程度以上とする。

イ 上記ア以外の地震、暴風、豪雨等の自然災害に係る不可抗力の場合は、運営権者の負担とする。

- 2 前項の協議にかかわらず、不可抗力が生じた日から60日以内に本契約等の変更及び増加費用等の負担についての合意が成立しない場合、市が不可抗力に対する対応方法を運営権者に通知し、運営権者はこれに従い本事業を継続する。なお、この場合の増加費用等の負担は、前項各号の負担割合によるものとする。

- 3 前各項の規定にかかわらず、不可抗力によって任意事業について運営権者に増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害は全て運営権者の負担とする。

(損害賠償責任)

第 55 条 本契約に別段の定めがある場合を除き、市又は運営権者が本契約に定める義務に違反した（以下本条において、この場合における当該市又は運営権者を「違反当事者」という。）ことにより相手方当事者に損害が発生したときは、相手方当事者は違反当事者に対し損害賠償を請求することができる。

(第三者に及ぼした損害)

第 56 条 運営権者は、運営権者が本事業実施に際し、第三者に損害を及ぼした場合は、直ちにその状況を市に報告しなければならない。

- 2 前項の損害が運営権者の責に帰すべき事由により生じたものである場合は、運営権者は、当該第三者に対し賠償すべき損害を賠償しなければならない。
- 3 第 1 項の損害が①市の責めに帰すべき事由により生じたものである場合又は②要求水準に従って本事業を行っても避けることが出来ないものである場合は、市がその損害を賠償しなければならない。
- 4 本事業実施に関し第三者との間に紛争を生じた場合においては、市及び運営権者が協力してその処理解決にあたるものとする。

第 10 章 適正な業務の確保

(運営権者によるセルフモニタリング)

第 57 条 運営権者は、本事業期間中、法令等及び要求水準によって実施が義務付けられている事項について下水道法その他の法令等及び要求水準（モニタリング基本計画に規定された事項を含むが、これらに限られない。）並びに提案書類において提案したセルフモニタリング方法に基づき点検等を行い、その結果を適切に保存するとともに、市からの提出要請があった場合には速やかに提出する。

- 2 運営権者は、本事業期間中、提案書類において提案したサービスに関する事項及びその他提案書類において提案した事項についてセルフモニタリングを実施し、その方法及び結果について、市に対して、自らが提案書類において提案した方法又は市の求めに応じて随時、報告書を作成してこれを提出する。
- 3 運営権者は、前二項のセルフモニタリングの方法及び結果のうち、自らが提案書類において提案した公表事項については、運営権者のホームページ上で公表し、本事業期間中、公表を維持しなければならない。
- 4 本条に関するその他の詳細については、モニタリング基本計画に従うものとする。

(市及び第三者によるモニタリング)

第 58 条 市は、本事業期間中、運営権者が PFI 法、下水道法その他の法令等及び要求水準（モ

ニタリング基本計画に規定された事項を含むが、これらに限られない。)を満たす方法により本事業を実施しているか否かについて、モニタリング基本計画及び提案書類に従ってモニタリングを実施する。

- 2 前項に定める市によるモニタリングに加えて、本事業期間中、運営権者の要求水準の達成状況や経営状況等について、専門的知見を持つ第三者機関を活用したモニタリングも実施されるものとする。
- 3 本条に関するその他の詳細については、モニタリング基本計画に従うものとする。

(要求水準違反違約金)

第 59 条 第 57 条及び第 58 条に基づくモニタリングの結果、本事業について要求水準を充足していない事項が存在することが判明した場合、市は、モニタリング基本計画の定めるところに従って、運営権者に対して要求水準違反違約金の支払いを求めることができる。この場合において、市は、第 47 条第 2 項に基づき収受し、保管している利用料金相当額を、運営権者からの要求水準違反違約金の支払に充当することができる。

(運営権の行使の停止)

第 60 条 市は、PFI 法第 29 条第 1 項に定める事由が生じたと判断したとき（要求水準が達成されていないことが判明した場合において、運営権者のみでは改善が見込まれず、要求水準の達成が困難であると市が判断したときを含むが、これに限られない。）は、同法第 29 条第 2 項に基づく聴聞を行った上で、同条第 1 項に基づき、市の判断で、必要な期間、必要な範囲において運営権の行使の停止を命ずることができる。この場合、市は、当該停止した義務事業及び附帯事業を自ら行うことができ、また、運営権者に対して市による当該事業の実施について協力（運営権者が所有する資産についての市による一時的使用、締結している契約についての市による一時的承継その他の協力を含むがこれらに限られない。）を要請することができ、運営権者はこれに協力しなければならない。

- 2 第 1 項に基づき運営権の行使が停止された場合、運営権者は、運営権の行使が停止された期間に係る運営権対価分割金の支払義務を負わず、市は、当該期間に係る受領済の運営権対価分割金を市及び運営権者が別途合意する期限までに運営権者に支払う。
- 3 第 1 項に基づき運営権の行使が停止された場合、市は、PFI 法第 27 条第 1 項に基づきこれを登録するとともに、当該停止が同法第 29 条第 1 項第 2 号に規定する事由によるときは、運営権の行使が停止された期間に係る受領済みの運営権対価前払金相当額を市及び運営権者が別途合意する期限までに運営権者に支払う。また、市は、運営権者に対して、同法第 30 条第 1 項に基づいて通常生ずべき損失（運営権者の責めに帰すべき事由によって発生した損失等を除く。）を補償する責任を負う。

(BCP の作成等)

第 61 条 運営権者は、本事業開始予定日の 30 日前までに、要求水準書、募集要項等及び提案書類に基づき、運営権設定対象施設にかかる BCP を作成し、市の確認を得なければならない。BCP について変更が必要となった場合も同様とする。

- 2 前項に規定する BCP の様式、記載事項等については、市が別途指定する。
- 3 運営権者は、災害、事故などにより運営権設定対象施設に故障等が発生した場合においても部分的な機能停止に留まるよう、緊急時における対応方法及び体制並びに早期に復旧可能な体制を構築しなければならない。
- 4 運営権者は、災害、事故等の緊急時には BCP に従い対応するものとし、対応中及び対応後に報告書等を作成し、市に報告しなければならない。

(その他必要な措置)

- 第 62 条 市は、PFI 法第 28 条に基づき、運営権者による本事業の適正を期するため、運営権者に対して、本事業の業務若しくは経理の状況に関し報告を求め、実施について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 2 前項の市の調査又は指示に従うことにより運営権者に費用が発生する場合、かかる費用は運営権者の負担とする。

第 11 章 誓約事項

(運営権者による誓約事項)

- 第 63 条 運営権者は、運営権者についての次の各号の書面の記載内容が変更された場合、変更後の書面（ただし、定款については原本証明付写しとする。）を、当該変更から 10 日以内に市に対して提出する。
- (1) 定款
 - (2) 商業登記簿謄本
 - (3) 代表印の印鑑証明書
 - (4) 株主名簿
- 2 運営権者は、本事業期間中、法令等及び本契約の各規定を遵守する他、次の各号の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 運営権者は、会社法に基づき適式、有効かつ適法に設立され、存続する株式会社であり、本店所在地が浜松市内であること。
 - (2) 運営権者は、新たに本議決権株式、当該株式に転換若しくは交換され得る有価証券又は当該株式を受領する権利を表象する有価証券（以下、本号において「本議決権株式等」という。）を株主総会又は取締役会の決議により発行しようとする場合には、会社法の規定に従うほか、その内容について市の事前の承認を受ける必要があること。ただし、本議決権株式等を本議決権株主のみに対して割り当てて新規発行する場合は、市の事前の承認を要しない。
 - (3) 運営権者は、第 65 条第 1 項の規定に従い、本議決権株主の異動等について市に報告すること。
 - (4) 運営権者の定款に、運営権者が発行できる株式は、本完全無議決権株式及び本議決権株式のみであることの規定があること。
 - (5) 運営権者の定款に、会社法第 326 条第 2 項に定める取締役会、監査役及び会計監

査人を設置する規定があること。

- (6) 運営権者の定款の事業目的が本事業の遂行に限定されていること。
 - (7) 前各号の他、提案書類において運営権者の義務事項として提案した事項を充足していること。
- 3 運営権者は、本事業期間中、市の事前の承諾を得ることなく、合併、株式交換、株式移転、会社分割、事業譲渡、組織変更その他会社の基礎の変更を行ってはならない。
 - 4 運営権者は、本事業期間中、株主総会及び取締役会が開催された場合、それぞれの議事録及び議事録要旨を、当該開催後 30 日以内に市に提出する。

(運営権等の処分)

- 第 64 条 運営権者は、市の書面による事前の承諾を得ることなく、運営権、その他本契約上の地位及び本事業について市との間で締結した契約に基づく契約上の地位並びにこれらの契約に基づく運営権者の権利及び義務について、譲渡、担保提供その他の方法による処分（以下、本条及び次条において「処分」という。）を行ってはならない。
- 2 前項の定めにかかわらず、運営権者は、PFI 法第 26 条第 2 項に基づく市の許可をあらかじめ得た場合には、運営権を移転することができる。この場合、市は、議会の議決を経て当該許可を行うものとし、また、以下の内容を含む許可の条件を付すことができる。
 - (1) 譲受人が、本事業における運営権者の本契約上の地位を承継し、本契約に拘束されることについて、市に対して承諾書を提出すること。
 - (2) 譲受人が、運営権者が所有し、本事業の実施に必要な一切の資産及び契約上の地位の譲渡を受けること。
 - (3) 譲受人のすべての株主が、市に対して株主誓約書と同様の内容の誓約書を提出すること。
 - 3 第 1 項の定めにかかわらず、運営権者が本事業の実施に要する資金を調達するために金融機関等から借入を行う場合であって、当該借入のために運営権に対して担保権を設定する場合、市は合理的な理由なくこれに対する承諾を拒否しない。ただし、当該借入及び担保権設定に関する契約書の写しが市に提出されること、及び第 97 条に基づく協定書が市と金融機関等の中で市の合理的に満足する内容で締結されていることを、承諾の条件とする。
 - 4 第 1 項の定めにかかわらず、運営権者が本事業の実施に要する資金を調達するために金融機関等から借入を行う場合であって、当該借入のために本契約その他市と運営権者の間の契約に基づく運営権者の債権又は契約上の地位に対して担保権（契約上の地位の譲渡にかかる予約完結権を含む。以下本項において同じ。）を設定する場合、市は合理的な理由なくこれに対する承認を拒否しない。ただし、当該借入及び担保権設定に関する契約書の写しが市に提出されること、及び第 97 条に基づく協定書が市と金融機関等の中で市の合理的に満足する内容で締結されていること（相殺を含む市の抗弁権が当該担保権の設定及び実行の前後とを問わず、担保権者に対抗できることを含む。）を承認の条件とする。

(本議決権株主の異動等)

第 65 条 運営権者は、本議決権株主に異動等があり、株主名簿の記載内容が変更された場合、直ちに市に対して最新の株主名簿の原本証明付写しを提出し、市の求めに応じてその他株主に関する情報を提供する。

2 運営権者は、本議決権株主が以下の各号に定める事由に該当することが判明したときは、その旨を市に対して速やかに通知しなければならない。この場合において、運営権者は、当該本議決権株主にかかる当該事由を解消させ又は当該事由に該当しない他の本議決権株主に対しその保有株式を処分させる等して、速やかにかかる状態を解消しなければならない。

- (1) PFI 法第 9 条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当すること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがされていること又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがされていること。
- (3) 株主誓約書に違反して、市の承認を得ることなく本議決権株式について処分を行ったこと。

第 12 章 契約の期間及び期間満了に伴う措置

第 1 節 本契約の期間

(契約の有効期間)

第 66 条 本契約は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約締結日を始期とし、次条に定める本事業終了日まで効力を有する。

(事業期間)

第 67 条 運営権者は、本事業開始日を始期とし、運営権設定日から 20 年を経過する日が属する事業年度の末日（又は本契約に基づき期間が変更された場合は当該変更後の日）を本事業終了日とする期間中、本事業を実施する。

2 前項の規定にかかわらず、以下の各号に定める場合、市及び運営権者は、本事業期間の延長を申し出ることができる。このとき、市と運営権者が協議により第 4 項の規定の範囲内で両者が合意した日まで本事業期間を延長することができる（かかる期間延長を「合意延長」という。）。なお、合意延長の実施回数は 1 回に限られない。

- (1) 不可抗力の発生により、本事業が中断又は遅延した場合
- (2) 市側の事由による義務事業若しくは附帯事業の内容の変更により、本事業が中断又は遅延した場合
- (3) 運営権設定対象施設の存在自体に対する近隣住民の反対運動や訴訟等により、本事業が中断又は遅延した場合

3 前項に基づき合意延長が行われた場合、市及び運営権者は、改築に係る業務に関して

本契約、改築計画、改築実施基本協定及び年度実施協定の変更について誠実に協議を行う。

- 4 本事業期間（第2項により合意延長された場合は、合意延長後の本事業期間）は、いかなる理由によっても運営権設定日から25年を経過する日が属する事業年度の末日を超えることはできない。
- 5 本事業終了日をもって附帯事業及び任意事業も終了するものとし、当該時点をもって運営権の存続期間の終期となり、運営権は消滅する。

第2節 期間満了による本事業終了手続

（事業引継）

第68条 本事業終了日までに、運営権者は、市又は市の指定する者に本事業が円滑に引き継がれるよう、以下の内容を含む事業引継をしなければならない。

- (1) 運営権者は、本事業終了日前180日から90日までの間に、運営権設定対象施設について機能確認を行うとともに、要求水準書の定めるところに従い、施設機能確認報告書の提出及び技術指導を行わなければならない。
- (2) 運営権者は、本事業終了日180日前までに、引継事項を記載した文書の暫定版を、本事業終了日までに最終版を市に提出しなければならない。
- (3) 運営権者は、運営権者の従業員について、市の指定する者が転籍での受け入れを希望する場合には、市の指定する日までに、従業員の意向確認等について必要かつ可能な協力をし、転籍を希望する全従業員の記録を市の指定する者に送付しなければならない。
- (4) 運営権者は、運営権者が締結している契約及び維持している許認可等について市又は市の指定する者が承継を希望する場合には、市の指定する日までに、契約相手方の意向確認又は許認可等の継続等について必要かつ可能な協力をし、承継を希望する契約又は許認可等に関する資料を市又は市の指定する者に送付しなければならない。
- (5) 運営権者は、市又は市の指定する者が本事業を引き継ぐまでに、市又は市の指定する者によって行われる、運営権設定対象施設が要求水準書を満たしていることの確認等の評価に協力しなければならない。
- (6) 運営権者は、市の指定する日までに、運営権設定対象施設に関して運営権者が有する財務及び運営、技術（知的財産を含む第三者の使用許可が不要なライセンスや運営権設定対象施設の運営に必要なマニュアル等を含む。）に関するすべての最新文書を市又は市の指定する者に電子媒体（市又は市の指定する者が必要とする場合にはハードコピーも含む。）で送付しなければならない。

（本契約終了による資産の取扱い）

第69条 運営権者は、本事業終了日又はそれ以降の市が指定する日に、運営権設定対象施設を市又は市の指定する者に引渡し、本事業用地を市に明け渡さなければならない。

- 2 本事業期間が終了した場合、市は、前項に基づき引渡しを受けた運営権設定対象施設に関して、運営権者が支払を行った改築に係る業務（ただし、第 42 条第 6 項又は第 43 条第 7 項の適用を受ける補助金対象外改築業務を除く。）について、当該業務に要する費用の 10 分の 1 相当額のうち、運営権者が市に代わって支払っていた、本事業終了日の翌日以降に係る減価償却費及び残存価額に相当する金銭を、完了確認の上で運営権者に対して支払うものとする（以下、当該支払額を「事業期間終了以降に係る減価償却費等相当額」という。）。
- 3 本事業期間が終了した場合、市は、第 42 条第 6 項又は第 43 条第 7 項の適用を受ける補助金対象外改築業務について、当該業務に要する費用の 10 分の 1 相当額のうち、本事業終了日の翌日以降に係る減価償却費及び残存価額に相当する金銭を、完了確認の上で運営権者に対して支払うものとする。
- 4 運営権者は、本事業終了日において本事業の実施のために運営権者が本事業用地及び運営権設定対象施設内において保有する資産は、すべて運営権者の責任において相当の期間内に本事業用地から撤去しなければならない。ただし、市又は市の指定する者が必要と認めた場合には、運営権者は、市又は市の指定する者と協議のうえ、当該資産を市又は市の指定する者に売却しなければならない。この場合における売却価格は、市又は市の指定する第三者の指名する評価専門家（本事業期間の終了後に本事業を実施する者を新たに公募する場合は、市の指定する評価専門家とする。）及び運営権者の指名する評価専門家並びにこの両名が同意する第三の評価専門家の協議により合意した時価算定方法をもとに決定する等、公正な手続により算定されるものとするが、売却される資産の額が少額である場合には、簡便な方法により算定されるものとする。
- 5 前項の場合において、運営権者が正当な理由なく、本事業終了日から相当の期間内に本事業用地を明け渡すための措置を行わないときは、市は、運営権者に代わり当該措置を行うことができ、これに要した費用を運営権者に求償することができる。この場合、運営権者は、市の処分について異議を申し出ることができない。
- 6 第 2 項に基づく事業期間終了以降に係る減価償却費等相当額の支払い、第 3 項に基づく支払及び第 4 項に基づき資産の買取りが行われる場合の買取対価の支払いは、本事業終了日から 6 ヶ月を経過した日以降速やかに（運営権者が自らの負担する瑕疵担保責任の履行を担保するために合理的な保全措置が採られていることを示して市又は市の指定する者に対して当該支払いを求めた場合において、当該支払いを行う者がこれを適切と認めた場合には、本事業終了日から速やかに）行うものとする。ただし、当該支払日の到来より前に、市又は市の指定する者が第 71 条に定める瑕疵担保責任に基づき損害賠償請求を行った場合、市又は市の指定する者は、当該支払いにかかる債務と当該損害賠償請求にかかる債権を法令等の範囲内において対当額で相殺することができる。この場合、市又は市の指定する者は、当該相殺が実行され、又は当該損害賠償請求にかかる債権が弁済されるまでの間、当該支払いを拒むことができる。

（原状回復費用等）

第 70 条 運営権者は、第 68 条第 1 号に基づく機能確認の結果、運営権設定対象施設について要

求水準書に定める項目を満たさない事項が存在する場合には、市に対し、要求水準を充足させるために必要となる費用等を、前条第 2 項に基づき市が運営権者に対して支払う事業期間終了以降に係る減価償却費等相当額及び前条第 3 項に基づく支払額から控除する方法により支払う。

(瑕疵担保責任)

第 71 条 市又は市の指定する者は、第 69 条第 1 項の規定により引き渡された運営権設定対象施設又は同条第 3 項に基づき譲渡された資産に隠れたる瑕疵（なお、経年劣化は瑕疵に該当しない。以下本条において同じ。）があるときは、本事業終了日から 6 ヶ月以内に限り、相当の期間を定めて、当該瑕疵の修補を請求し、又は修補に代えて若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

第 13 章 契約の解除又は終了及び解除又は終了に伴う措置

第 1 節 解除又は終了事由

(運営権者の事由による本契約の解除)

第 72 条 市は、次の各号の事由が発生したときは、催告することなく本契約を解除することができる。

- (1) 運営権者の責めに帰すべき事由により本契約の履行が不能となったとき。
- (2) 運営権者が、破産、会社更生、民事再生、若しくは特別清算の手続又はこれらに類似する手続について運営権者の株主総会又は取締役会でその申立てを決議したとき又は第三者（運営権者の取締役を含む。）によってその申立てがなされたとき。
- (3) 運営権者について手形取引停止処分又は株式会社全銀電子債権ネットワークによる取引停止処分若しくは他の電子債権記録機関によるこれと同等の措置がなされたとき。
- (4) 運営権者の責めに帰すべき事由により、本事業開始日が本事業開始予定日より 3 ヶ月以上遅延することが明らかとなったとき。
- (5) 正当な理由なく、運営権者が本事業を放棄したと認められるとき。
- (6) 運営権者について、本事業の実施に必要な許認可等が終了又は取り消され、かつ、相当期間内にこれを復させることが困難であって、その結果、本事業の継続が困難となったとき。
- (7) 運営権者が、PFI 法第 29 条第 1 項第 1 号イ乃至トのいずれかに該当する場合であって、行政手続法第 13 条第 2 項に該当し又は同条第 1 項第 1 号に基づく聴聞手続を執った上で、運営権が取り消されたとき。
- (8) 運営権者が適用ある法令等に関して重大な違反をしたと認められるとき。
- (9) モニタリング基本計画に定める場合。
- (10) 第 65 条第 2 項に定める状態が解消されなかったとき。
- (11) 基本協定書の当事者が、基本協定書第 7 条第 5 項各号のいずれかに該当したとき。

(12) 運営権者の役員のうち次のいずれかに該当する者がいることが判明したとき。運営権者の親会社等（PFI 法第 9 条第 4 号に規定する親会社等をいう。以下本項において同じ。）の役員についても同様とする。

- ① 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令等上これらと同様に取り扱われている者
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令等上これと同様に取り扱われている者
- ③ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令等による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者
- ④ 暴力団員等及びその他の関係者に該当する者
- ⑤ PFI 法に基づく公共施設等運営権を取り消された者の役員であった者で、その取消しの日前 30 日以内に当該取り消された者の役員であった者で、その取消しの日から 5 年を経過しない者
- ⑥ 事業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記のいずれかに該当する者

(13) 運営権者が以下のいずれかに該当することが判明したとき。運営権者の親会社等についても同様とする。

- ① 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下本号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。
- ② 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 市は、次の各号の事由が発生したときは、運営権者に対して当該不履行を是正するのに必要な合理的期間を設けて催告し、当該期間内に当該不履行が是正されない場合、解除事由を記載した書面を送付することにより、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 運営権者が本契約上の誓約事項又は表明保証事項に違反したとき。
- (2) 運営権者がその責めに帰すべき事由により本契約上の義務を履行しないとき。
- (3) 運営権者が法令等に違反したとき。
- (4) 運営権者が運営権対価を支払うべき期日を過ぎても支払わないとき。

(本事業開始日前のその他事由による解除)

第73条 市又は運営権者は、市又は運営権者のいずれの責めにも帰すべきでない事由（不可抗力の場合を除く。）により、本事業開始日が本事業開始予定日より6ヶ月以上遅延することが明らかとなった場合、催告することなく本契約を解除することができる。

(市の任意による解除)

第74条 市は、公益上やむを得ない必要が生じたときは、6ヶ月以上前に運営権者に対して通知することにより、本契約を解除することができる。

(市の事由による本契約の解除又は終了)

第75条 市の責めに帰すべき事由により、市が本契約上の市の重大な義務に違反し、運営権者から60日以上当該不履行を是正するのに必要な合理的期間を設けて催告を受けたにもかかわらず、当該期間内に当該不履行が是正されない場合、又は市の責めに帰すべき事由により本契約に基づく運営権者の重要な義務の履行が不能になった場合は、運営権者は、市に対し、解除事由を記載した書面を送付することにより、本契約を解除することができる。

- 2 市がすべての運営権設定対象施設の所有権を有しなくなった場合（不可抗力により滅失した場合を除く。）は、PFI法第29条第4項に基づき、運営権は消滅し、本契約は当然に終了する。

(不可抗力による本契約の終了又は解除)

第76条 運営権設定対象施設が不可抗力により滅失した場合、運営権は消滅し、本契約は当然に終了する。

- 2 第53条第4項に基づき不可抗力を原因とする事業継続措置が行われる場合であって、本事業の復旧スケジュールを決定することができない場合、又は、復旧スケジュールに基づく本事業の再開が不可能若しくは著しく困難であることが判明した場合、市は本契約を解除する。

(特定法令等変更又は特定条例等変更による本契約の解除)

第77条 本事業期間中に発生した特定法令等変更又は特定条例等変更（運営権者の責めに帰すべき事由により当該特定法令等変更又は特定条例等変更が行われた場合を除く。）により、本事業の継続が不可能となったときは、市又は運営権者は、本契約を解除することができる。

(合意解除)

第78条 市及び運営権者は、合意により本契約を終了させることができる。この場合、本契約に別途定めるほか、解除の効果については市及び運営権者の合意により決定する。

第2節 解除又は終了の効果（全事由共通）

（本事業開始日前の解除又は終了の効果）

第79条 本事業開始日前に、第72条乃至第78条に基づき本契約が解除又は終了した場合、第68条乃至第71条の規定は適用しない。ただし、当該解除又は終了時点までに第9条第1項に基づき義務事業の承継等を実施していた場合には、承継等に際して交付された資産又は資料の返還等の必要な措置を行うものとする。この場合、当該承継等及び措置に要した費用は各自これを負担する。

（本事業開始日後の解除又は終了の効果）

第80条 本事業開始日後に、第72条乃至第78条に基づき本契約が解除又は終了した場合、第68条乃至第71条の規定につき、「本事業終了日」を「本契約の解除又は終了日」に適宜読み替えて適用する。ただし、以下の各号に記載されている規定については、各号の規定に従う。

(1) 第68条柱書については、以下のように読み替える。

「本契約の解除又は終了日以降速やかに、運営権者は、市又は市の指定する者に本事業が円滑に引き継がれるよう、以下の内容を含む事業引継をしなければならない。」

(2) 第68条第1号については、以下のように読み替える。

「(1) 運営権者は、本契約の解除又は終了日以降速やかに、運営権設定対象施設について機能確認を行うとともに、要求水準書の定めるところに従い、施設機能確認報告書の提出及び技術指導を行わなければならない。」

(3) 第68条第2号については、以下のように読み替える。

「(2) 運営権者は、本契約の解除又は終了日以降速やかに、引継事項を記載した文書を市に提出しなければならない。」

2 前項の規定に加え、本事業開始日後に、第72条乃至第78条に基づき本契約が解除又は終了した場合であって、当該解除又は終了日において、市への引渡しが完了していない改築に係る業務の工事目的物につき出来形部分がある場合、市は、当該出来形部分を検査の上買い取るものとする。この場合の出来形部分の買取額は、当該出来形部分の価格相当額から当該出来形部分に係る改築に係る業務に関し市が支払済の費用（もしあれば）を減じた額とし、この場合の出来形部分の買取額の支払いについては、前項によって読み替える第69条第6項の規定を適用する。

3 第1項の場合において、運営権者は、市又は市の指定する者による本事業の実施に協力するため、本契約が解除又は終了した後合理的に必要な期間、市又は市の指定する者の行う本事業にかかる業務について合理的な範囲で協力を行うものとする。

4 第1項の場合において、運営権者は、本契約の解除又は終了日以降の期間にかかる利用料金を収受することはできない。運営権者は、利用料金収受代行業務委託契約の終了に伴い、市が収受した利用料金について、市と協議のうえ清算を行う。

第3節 解除又は終了の効果（運営権者の事由による解除又は終了）

（契約解除違約金等－運営権者事由解除又は終了）

- 第81条 第72条各項又は第75条第2項（運営権者の責めに帰すべき事由による場合に限る。）の規定により本契約が解除され、又は終了した場合、運営権者は、市に対して市の指定する期限までに次項に定める契約解除違約金その他の金員を一括で支払わなければならない。この場合において、市は、第47条第2項に基づき收受し、保管している利用料金相当額を、運営権者からの契約解除違約金の支払に充当することができる。
- 2 前項に定める契約解除違約金の額は金2億5千万円とし、運営権者は、当該本契約の解除又は終了に起因して市が被った損害額が契約解除違約金の額を上回るときは、その差額を、市の請求に基づき支払わなければならない。ただし、市の責めに帰すべき事由により運営権者に生じた損害がある場合には、当該運営権者の損害相当額を、当該市が被った損害額（ただし、当該市が被った損害額が契約解除違約金の額以下である場合には契約解除違約金の額）から控除する。
- 3 第1項の場合、運営権者は、本契約の解除又は終了後の期間に係る運営権対価分割金の支払義務を負わず、市は、当該期間に係る受領済の運営権対価分割金を市及び運営権者が別途合意する期限までに運営権者に支払うものとするが、市は、当該期間に係る受領済の運営権対価前払金の返還義務を負わない。

（運営権取消等－運営権者事由解除）

- 第82条 第72条各項の規定により本契約が解除された場合、PFI法第29条第1項第1号ホに定める重大な違反があったものとして、行政手続法第13条第1項第1号に基づく聴聞手続を執った上で（同条第2項に該当するときは直ちに）、市はPFI法第29条第1項第1号に基づいて運営権を取り消し、市及び運営権者は、遅滞なく運営権の抹消登録を行う。また、第75条第2項（運営権者の責めに帰すべき事由による場合に限る。）により本契約が終了した場合には、市及び運営権者は、遅滞なく運営権の抹消登録を行う。

第4節 解除又は終了の効果（市の事由又は双方無責の事由による解除又は終了）

（運営権取消等及び損失の補償－市事由又は双方無責の事由による解除又は終了）

- 第83条 第73条、第74条又は第75条第1項により本契約が解除された場合、市は、行政手続法第13条第1項第1号に基づく聴聞手続を執った上で（同条第2項に該当するときは直ちに）、PFI法第29条第1項第2号に基づいて運営権を取り消し、市及び運営権者は、遅滞なく運営権の抹消登録を行う。また、第75条第2項（運営権者の責めに帰すべき事由による場合を除く。）により本契約が終了した場合には、市及び運営権者は、遅滞なく運営権の抹消登録を行う。
- 2 前項の場合（第73条により本契約が解除された場合を除く。また、第75条第2項による本契約の終了については、運営権者の責めに帰すべき事由による場合を除く。）、市は、運営権者に対して、運営権者に発生した損失を補償する。ただし、運営権者の責

めに帰すべき事由により市に生じた損害がある場合には、当該損害相当額を市の支払額から控除する。

- 3 第1項の場合、運営権者は、本契約の解除後の期間に係る運営権対価分割金の支払義務を負わず、市は、当該期間に係る受領済の運営権対価前払金及び運営権対価分割金相当額を市及び運営権者が別途合意する期限までに運営権者に対し支払う。

第5節 解除又は終了の効果（特定法令等変更又は特定条例等変更による解除）

（運営権取消等及び損失の負担－特定法令等変更又は特定条例等変更による解除）

第84条 第77条により本契約が解除された場合には、市及び運営権者は、遅滞なく運営権の抹消登録を行う。

- 2 前項の場合のうち、特定法令等変更により本事業の継続が不可能となった場合には、市及び運営権者のいずれも、自らに生じた損失については、自ら負担するものとする。また、前項の場合のうち、特定条例等変更により本事業の継続が不可能となった場合には、運営権者に生じた損失に係る負担については、市と運営権者で協議する。
- 3 第1項の場合、運営権者は、本契約の解除後の期間に係る運営権対価分割金の支払義務を負わず、市は、当該期間に係る受領済の運営権対価前払金及び運営権対価分割金相当額を市及び運営権者が別途合意する期限までに運営権者に対し支払う。

第6節 解除又は終了の効果（不可抗力による解除又は終了）

（運営権放棄・取消等及び損害の負担－不可抗力解除）

第85条 第76条第1項により本契約が終了した場合には、市及び運営権者は、遅滞なく運営権の抹消登録を行う。また、第76条第2項により本契約が解除された場合、市は自らの判断により、運営権者に対して、運営権を放棄させる又は市の指定する者に無償で譲渡させることができ、運営権者は市の指示に従うものとする。

- 2 市及び運営権者のいずれも、自らに生じた損害については、自ら負担するものとする。
- 3 第1項の場合、運営権者は、本契約の解除後の期間に係る運営権対価分割金の支払義務を負わず、市は、当該期間に係る受領済の運営権対価前払金及び運営権対価分割金相当額を速やかに運営権者に対して支払う。

第14章 知的財産権

（著作権の帰属等）

第86条 市が、本事業の募集段階又は本契約に基づき、運営権者に対して提供した情報、書類及び図面等（市が著作権を有しないものを除く。）の著作権等は、市に帰属する。

（著作権の利用等）

第87条 市は、成果物について、市の裁量により無償で利用する権利及び権限を有するものと

し、その利用の権利及び権限は、本契約の終了後も存続するものとする。

- 2 市の指定する者に対して運営権設定対象施設について新たに運営権が設定される場合及び市の指定する者が運営権者の所有する資産を買い取る場合、前項の利用の権利及び権限は、本契約終了後、市の指定する者も有するものとする。
- 3 成果物及び運営権設定対象施設のうち著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物に該当するものに係る同法第2章及び第3章に規定する著作者の権利（次条において「著作者の権利」という。）の帰属は、同法の定めるところによる。
- 4 運営権者は、市（第2項における市の指定する者を含む。）が成果物及び運営権設定対象施設を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならない。自ら又は著作者（運営権者を除く。）をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し、又はさせてはならない。
 - (1) 著作者名を表示することなく成果物の全部若しくは一部又は運営権設定対象施設の内容を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は市が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に利用させること。
 - (2) 成果物を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。
 - (3) 必要な範囲で、市又は市が委託する第三者をして、成果物について、複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
 - (4) 運営権設定対象施設を写真、模型、絵画その他の方法により表現すること。
 - (5) 本契約終了後、運営権設定対象施設を増築、改築、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。
- 5 運営権者は、自ら又は著作者若しくは著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、本契約で別途定める場合及びあらかじめ市の承諾を得た場合は、この限りではない。
 - (1) 成果物及び運営権設定対象施設の内容を公表すること。
 - (2) 運営権設定対象施設に著作者の実名又は変名を表示すること。
 - (3) 成果物を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。

（著作権等の譲渡禁止）

第88条 運営権者は、自ら又は著作権者をして、成果物及び運営権設定対象施設に係る著作者の権利を第三者に譲渡し、若しくは継承し、又は譲渡させ、若しくは継承させてはならない。ただし、事前に市の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（第三者の有する著作権の侵害防止）

第89条 運営権者は、成果物及び運営権設定対象施設（運営権者が改築を行った部分に限る。以下本条において同じ。）が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを市に対して保証する。

- 2 運営権者は、成果物又は運営権設定対象施設が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならない

ないときは、運営権者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。なお、本項は本契約の終了後も存続するものとする。

(第三者の知的財産権等の侵害)

第 90 条 運営権者は、本契約の履行にあたり、前条のほか、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権及びその他の知的財産権（以下、本条において「知的財産権等」という。）を侵害しないこと並びに運営権者が市に対して提供する成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害していないことを市に対して保証する。

- 2 運営権者が本契約の履行にあたり第三者の有する知的財産権等を侵害し、又は運営権者が市に対して提供するいずれかの成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害する場合には、運営権者は、運営権者の責めに帰すべき事由の有無の如何にかかわらず、当該侵害に起因して市又は市の指定する者に直接又は間接に生じたすべての損失、損害及び費用につき、市又は市の指定する者に対して補償及び賠償し、又はこれらの者が指示する必要な措置を行う。ただし、運営権者の当該侵害が、市の特に指定する方法等を使用したことに起因する場合には、この限りではない。なお、本項は、本契約の終了後も存続するものとする。

(知的財産権)

第 91 条 運営権者は、特許権等の知的財産権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、市が当該技術等の使用を指定した場合であって運営権者が当該知的財産権の存在を知らなかったときは、市は、運営権者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

第 15 章 その他

(協議会の設置)

第 92 条 市及び運営権者は、本事業の実施に関し市及び運営権者の間で発生する紛争及び意見の調整を目的として、浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業協議会を設置する。

- 2 前項に基づき設置される協議会は、市と運営権者が合意する学識経験者 3 名、市の代表者 1 名及び運営権者の代表者 1 名の計 5 名で構成されるものとし、当該協議会の運用に係る手続は、市及び運営権者が協議により定めるものとする。

(公租公課)

第 93 条 本契約に関連して生じる公租公課は、すべて運営権者の負担とする。市は、改築に係る業務に関して運営権者に対して支払う対価（第 69 条第 2 項又は第 3 項に基づき支払われるものを含む。）については、当該改築に係る業務について第 40 条第 2 項（同条第 6 項、第 7 項及び第 8 項の規定により適用される場合を含む。）の検査に合格した時点で適用のある消費税相当額（消費税（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に定める税をい

う。)及び地方消費税(地方税法(昭和25年法律第226号)第2章第3節に定める税をいう。)相当額をいう。)を付して支払うほか、本契約に関連するすべての公租公課について本契約に別段の定めのある場合を除き負担しない。

(個人情報の保護)

第94条 運営権者は、本事業の実施に当たり、個人情報を取り扱う場合は、知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならず、本事業期間が終了した後においても同様とする。

2 運営権者は、本事業の実施に当たり、個人情報を取り扱う場合は、法令等の規定に従うほか、市の指示を受けて適正に取り扱うものとする。

3 運営権者は、本事業の実施に当たり、個人情報を収集するときは、本契約の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

4 運営権者は、本事業の実施に当たり、収集、作成した個人情報を、市の指示又は承諾を得ることなしに本契約の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

5 運営権者は、市が承諾した場合を除き、個人情報の処理は自ら行い、第三者にその処理を委託してはならない。

6 運営権者は、市が承諾した場合を除き、本事業の実施に当たり、市から提供された個人情報が記録された資料等を複製し、又は複製してはならない。

7 運営権者は、個人情報の取扱いの状況について市が随時の調査を実施する場合には協力しなければならない。

8 前項の調査の結果、市は、個人情報の取扱いが不適正と認められるときは、必要な勧告を行うことができる。

9 運営権者は、本事業の実施に当たり、市から提供を受け、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、本事業期間が終了した後直ちに市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、市が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

10 運営権者は、本事業の遂行により知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損の防止、並びに本人からの開示の申出、苦情及び異議の申出への適切かつ迅速な対応その他個人情報の適正な管理の確保を図るために、浜松市個人情報保護条例(平成16年浜松市条例第28号)の趣旨に沿った取扱規程等を作成し、公表するものとする。

11 前項の個人情報の取扱規程等を定めるにあたっては、運営権者は、市と協議するものとする。当該個人情報の取扱規程等を変更する場合も同様とする。

12 個人情報の開示に当たって、個人情報の記載された資料等の写しの交付をする場合で、当該写しの交付に要する費用の負担を開示の申出者に求めるときは、その旨を第10項の取扱規程等に定めなければならない。

(情報公開)

第95条 運営権者は、本事業の実施に当たり作成し、又は取得した文書等であって、運営権者が管理しているものの公開については、浜松市情報公開条例(平成13年浜松市条例第

32号)の趣旨に沿った取扱規程等を作成し、公表するものとする。

- 2 情報の公開に当たって、文書等の写しの交付を行う場合で、当該写しの交付に要する費用の負担を公開の申出者に求めるときは、その旨を前項の取扱規程等に定めなければならない。

(秘密保持義務)

第96条 市及び運営権者は、相手方当事者の事前の承諾がない限り、本契約に関する情報（本事業を実施するうえで知り得た秘密を含むが、これに限られない。）を他の者に開示してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市及び運営権者は、以下の場合に限り、本契約に関する情報を開示することができる。ただし、開示の方法について市が指示した場合には、当該指示に従い開示する。

- (1) 特定の第三者に対して開示することが予定されている情報を当該第三者に対して開示する場合
- (2) ①当該情報を知る必要のある市若しくは運営権者の従業員等若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家、又は②当該情報を知る必要のある者としてあらかじめ市と運営権者の間で合意された会社等若しくはそれらの従業員等若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に対して、市及び運営権者と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合
- (3) 本条の規定に違反することなく第三者に既に知られている情報を、当該第三者に対して開示する場合
- (4) 既に公知の事実となっている情報を、第三者に対して開示する場合
- (5) 法令等又は裁判所の命令により開示を求められた情報を開示する場合

- 3 前二項の規定は、市及び運営権者による本契約の完全な履行又は本契約の終了にかかわらず、有効に存続する。

(金融機関等との協議)

第97条 市は、必要と認めた場合には、本事業に関して、運営権者に融資等を行う金融機関等との間で協定書を締結する。市がかかる協定書を締結する場合には、次の各号に掲げる事項を定める。

- (1) 市が本契約に関して運営権者に損害賠償を請求し、又は本契約を終了させる際の金融機関等への事前通知及び金融機関等との協議に関する事項。
- (2) 本議決権株式の全部又は一部を、株主から第三者に対して譲渡させるに際しての金融機関等との間で行う事前協議に関する事項。
- (3) 金融機関等が運営権者への融資について期限の利益を喪失させ、又は担保権を実行するに際しての市との間で行う事前協議及び市に対する通知に関する事項。
- (4) 市による本契約の解除に伴う措置に関する事項。
- (5) 運営権者が保有する権利及び資産に金融機関等が担保を設定し、又は行使する際の市との間で行う事前協議に関する事項（第2号で定める事項を除く。）。

(兼業禁止)

第 98 条 運営権者は、本事業に係る業務以外の業務を行ってはならない。ただし、あらかじめ市の承諾を得た場合は、この限りでない。

(遅延利息)

第 99 条 市又は運営権者が、本契約に基づく支払いを遅延した場合には、未払額につき履行すべき日（以下、本条において「履行期日」という。）の翌日（同日を含む。）から当該金銭債務の支払いが完了した日（同日を含む。）までの期間の日数に応じ、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和 24 年大蔵省告示第 991 号）に定める履行期日時点における率を乗じて計算した額の遅延利息を相手方に支払わなければならない。これらの場合の遅延利息の計算方法は、年 365 日の日割計算とする。

- 2 市は、本契約に基づいて生じた運営権者に対する債権及び債務を、法令等の範囲内において対当額で相殺することができる。

(管轄裁判所)

第 100 条 本契約に関連して発生したすべての紛争は、静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第 101 条 本契約に定める請求、通知、報告、勧告、承諾及び契約終了告知並びに解除は、相手方に対する書面をもって行われなければならない。なお、市及び運営権者は、当該請求等のあて先をそれぞれ相手方に対して別途通知するものとする。

- 2 本契約の履行に関して市と運営権者の間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 本契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 4 本契約の履行に関して市と運営権者の間で用いる計算単位は、本契約、募集要項等、要求水準書又は提案書類に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるところによるものとする。
- 5 本契約の履行に関する期間の規定については、本契約、募集要項等、要求水準書又は提案書類に特別の規定がある場合を除き、民法及び会社法の定めるところによるものとする。
- 6 本契約は、日本国の法令等に準拠し、日本国の法令等に従って解釈するものとする。

(疑義に関する協議)

第 102 条 本契約に規定のない事項について定める必要が生じた場合、又は本契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、市及び運営権者が誠実に協議して、これを定めるものとする。

別紙 1 定義集

- (1) 「維持」とは、運営権設定対象施設について施設の機能を保持するための事実行為で工事を伴わないものをいう。
- (2) 「維持管理」とは、修繕及び維持の総称をいう。
- (3) 「維持管理に係る企画、調整、実施に関する業務」とは、要求水準書第 5 章、第 7 章及び第 8 章（ただし、第 5 章については第 7 章及び第 8 章に関する事項に限る。）に定める業務をいう。
- (4) 「委託禁止業務」とは、法令等上委託が禁止されている業務及び以下に列挙された業務をいう。
 - (i) 経営に係る企画・管理業務
 - (a) 経営方針、事業計画策定
 - (b) 収支状況の管理
 - (c) 調達管理
 - (d) 関係行政機関との調整・協議
 - (e) 危機管理、環境対策
 - (f) 地域住民、見学者の対応（広報の企画、実施）
 - (ii) 改築における監督業務
 - (a) 改築方針や設計方針の策定
 - (b) 市との調整
 - (c) 工事間の工程管理、調整
 - (d) 監督業務に関する書類の整理
 - (e) 改築計画策定、設計図書作成における成果内容確認
 - (f) 工事における段階確認の実施、市検査等の対応
- (5) 「運営権」とは、運営権設定対象施設について、運営権設定日付で運営権者に設定された PFI 法第 2 条第 7 項に定義される公共施設等運営権をいう。
- (6) 「運営権者」とは、浜松ウォーターシンフォニー株式会社をいう。
- (7) 「運営権者譲渡対象資産」とは、**別紙 2-1** 第 2 項記載の手続きにおいて運営権者への譲渡対象となる動産をいう。
- (8) 「運営権設定対象施設」とは、①西遠浄化センター、②浜名中継ポンプ場及び③阿蔵中継ポンプ場（西遠浄化センターに附帯する放流渠、西遠浄化センター内の多目的広場及び西遠浄化センターに附帯する多目的広場駐車場並びに附設設備及びこれらについて本契約に基づき市又は運営権者によって修繕又は改築が行われたものを含む。）をいう。
- (9) 「運営権設定日」とは、平成 29 年 10 月 16 日をいう。
- (10) 「運営権対価」とは、第 16 条第 1 項の規定により運営権者から市に対して支払われる総額 25 億円（消費税の額及び地方消費税の額を含まない金額）の金員をいう。
- (11) 「運営権対価分割金」とは、運営権対価のうち、本契約に基づき運営権者により本事業開始日の翌日以降に支払われるべきものをいう。

- (12) 「運営権対価前払金」とは、運営権対価のうち、本契約に基づき運営権者により本事業開始日までに支払われるべきものをいう。
- (13) 「会社法」とは、会社法（平成 17 年法律第 86 号）をいう。
- (14) 「改築」とは、更新、長寿命化及び附設の総称をいう。
- (15) 「改築実施基本協定」とは、第 34 条第 1 項の規定に基づき、市と運営権者の間で本事業期間中の 5 事業年度中に実施される改築に係る業務に関して締結される**別紙 7-1**の様式による協定をいう。
- (16) 「改築計画」とは、要求水準書に従って策定される、改築に係る計画をいう。
- (17) 「改築に係る企画、調整、実施に関する業務」とは、要求水準書第 5 章及び第 6 章（ただし、第 5 章については第 6 章に関する事項に限る。）に定める業務をいう。
- (18) 「株主誓約書」とは、基本協定書に定める様式に従い、本議決権株主が市に対して差し入れた株主誓約書をいう。
- (19) 「関連資料集」とは、募集要項等のうち、関連資料集として特定された文書をいう。
- (20) 「基本協定書」とは、市と優先交渉権者構成員との間で平成 29 年 3 月 31 日に締結された浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業基本協定書をいう。
- (21) 「行政手続法」とは、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）をいう。
- (22) 「許認可等」とは、許可、認可、指定及びその他の形式の行政行為をいう。
- (23) 「義務事業」とは、第 20 条各号に定める各事業の総称をいう。
- (24) 「国補助金」とは、下水道法第 34 条に基づき国から市に対し支給される補助金をいう。
- (25) 「経営」とは、事業計画の作成、実施体制の確保、財務管理、再委託、利用料金の收受、モニタリング等事業全体を管理・遂行することをいう。
- (26) 「経営に係る業務」とは、要求水準書（第 1 章及び第 6 章乃至第 11 章を除く。）に定める業務をいう。
- (27) 「下水道条例」とは、浜松市下水道条例（昭和 37 年浜松市条例第 21 号）をいう。
- (28) 「下水道法」とは、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）をいう。
- (29) 「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）をいう。
- (30) 「更新」とは、所定の耐用年数と機能を新たに確保するため、いずれかの運営権設定対象施設に係る既存の設備の全部を取り換えることをいう。
- (31) 「公有財産賃貸借契約」とは、市と運営権者の間で本事業用地又は運営権設定対象施設のうち、任意事業のために使用する部分の貸付に関して締結される**別紙 5**の様式による契約をいう。
- (32) 「事業計画書」とは、全体事業計画書、短期事業計画書及び単年度事業計画書をいう。
- (33) 「事業継続措置」とは、運営権者による事業継続のために、市が公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定に基づく国庫負担の申請等により、運営権設定対象施設を復旧するために実施する措置をいう。
- (34) 「事業年度」とは、運営権者の事業年度として定められる、各暦年の 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終了する 1 年間（本契約締結年度にあつては、契約締結日か

ら次に到来する 3 月 31 日までの期間) をいう。

- (35) 「修繕」とは、所定の耐用年数内において機能を維持させるため、いずれかの運営権設定対象施設に係る老朽化した設備又は故障若しくは損傷した設備の一部を取り換えることをいう。
- (36) 「使用者」とは、排除する汚水が西遠浄化センターで処理される者をいう。
- (37) 「使用料」とは、使用料等のうち、使用者が市に対して支払う使用料をいう。
- (38) 「使用料等」とは、使用者が下水道の使用につき支払う料金であって、下水道条例に従い使用者の汚水排出量に基づき算出されるものをいう（汚水排出量が同一であれば、西遠処理区と他の処理区とで同額となる。）。
- (39) 「成果物」とは、各種計画書、報告書、図面及びその他運営権者が本契約又は市の請求により市に提出した一切の書類、図面、写真、映像等の総称をいう。
- (40) 「全体事業計画書」とは、20 年間の経営、改築、維持管理に対する計画をいう。
- (41) 「短期事業計画書」とは、5 年間の経営、改築、維持管理に対する計画をいう。
- (42) 「単年度対象改築業務」とは、年度実施協定の対象となる事業年度における運営権設定対象施設の改築の総称をいう。
- (43) 「単年度事業計画書」とは、単年度の経営、改築、維持管理に対する計画をいう。
- (44) 「長寿命化」とは、所定の耐用年数を新たに確保するため、いずれかの運営権設定対象施設に係る既存の設備の一部を取り換えることをいう。
- (45) 「提案書類」とは、優先交渉権者が平成 28 年 12 月 5 日付で提出した審査に係る書類及び本事業の実施に係るその他の書類一式（審査書類についての確認事項回答文書、その他書類一式に関して市が優先交渉権者に対して確認した事項に対する優先交渉権者の回答（書面による回答（市に提出された書類を含む。）及び口頭による回答を含む。）を含む。）をいう。
- (46) 「特定条例等変更」とは、本事業にのみ適用され、運営権者に不利な影響を及ぼす市の条例及び政策等の変更をいう。
- (47) 「特定法令等変更」とは、下水道事業における公共施設等運営事業にのみ適用され、運営権者に不利な影響を及ぼす国の法令等及び政策等の変更（ただし、特定条例等変更を除く。）をいう。
- (48) 「任意事業」とは、本事業用地及び運営権設定対象施設において本契約及び法令等を遵守し、運営権設定対象施設の機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲において運営権者が実施する事業の総称をいう。
- (49) 「年度実施協定」とは、第 34 条第 2 項の規定に基づき、市と運営権者の中で本事業期間中の 1 事業年度中に実施される改築に係る業務に関して締結される**別紙 7-2**の様式による協定をいう。
- (50) 「不可抗力」とは、本契約の義務の履行に直接かつ不利に影響を与えるものであって、豪雨、暴風、高潮、洪水、落盤、地滑り、噴火、地震、津波その他の自然災害又は戦争、暴動、騒乱、騒擾、疫病、テロその他の人為的な現象（あらかじめ市と運営権者の中で合意した基準の定めがあるものについては、当該基準を超えたものに限る。）のうち、市及び運営権者のいずれの責めにも帰すことのできないもので、市又は運営

権者によっても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害又は障害発生の防止手段を合理的に期待できないものをいう。

- (51) 「附設」とは、附帯事業の実施に必要な設備を導入することをいう。
- (52) 「附設設備」とは、附設によって設置された設備をいう。
- (53) 「附帯事業」とは、既存の処理工程に捉われない新たな処理工程を導入し、義務事業と一体的に行うことにより費用縮減、収益発生、環境負荷低減等の効用が発揮される事業として優先交渉権者が提案書類において提案した事業をいう。
- (54) 「物品譲渡契約」とは、第9条第1項の規定に基づき、市と運営権者間で運営権者譲渡対象資産の譲渡に関して締結される別紙2-2の様式による契約をいう。
- (55) 「併置（自主改善）」とは、運営権者自らが行う運営等の利便性向上のため、必要な設備・機器を自己負担により導入することをいう。
- (56) 「暴力団」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (57) 「暴力団員等及びその他の関係者」とは、以下のいずれかの1つ以上に該当する者をいう。
 - (i) 暴力団員等
 - (a) 暴力団
 - (b) 暴力団員（暴力団の構成員をいう。以下同じ。）
 - (c) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - (d) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者をいう。以下同じ。）
 - (e) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
 - (f) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
 - (g) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
 - (h) 特殊知能暴力集団等（上記(a)乃至(g)に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
 - (i) その他上記(a)乃至(h)に準ずる者
 - (ii) その他の関係者
 - (a) (i)に該当する者（以下、「暴力団員等」という。）が経営を支配していると認

められる関係を有する者

- (b) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
 - (c) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
 - (d) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有する者
 - (e) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (58) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）をいう。
- (59) 「法令等」とは、条約、法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断、並びにその他の公的機関の定めるすべての規定、判断、措置等をいう。
- (60) 「募集要項」とは、市が平成28年5月31日付で公表した、浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業募集要項をいう。
- (61) 「募集要項等」とは、募集要項及びその添付書類（参考資料集を除く。）（いずれも修正があった場合は、修正後の記述による。）並びに補足資料、市のホームページへの掲載などにより公表したこれらに関する質問回答書（浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業実施方針に関する意見又は質問への回答を含まない。）、その他これらに関して市が発出した書類（基本協定書（案）、実施契約書（案）及び要求水準書（案）を除く。）をいう。
- (62) 「本完全無議決権株式」とは、運営権者の発行する株式で、運営権者の株主総会におけるいかなる決議についても議決権を有しない種類の株式をいう。
- (63) 「本議決権株式」とは、運営権者の発行する株式で、運営権者の株主総会におけるすべての決議について議決権を有する普通株式をいう。
- (64) 「本議決権株主」とは、本議決権株式の株主をいう。
- (65) 「本事業」とは、義務事業、附帯事業及び任意事業の総称をいう。
- (66) 「本事業開始日」とは、第18条に定める開始条件が充足され、運営権者による義務事業が開始された日をいう。
- (67) 「本事業開始予定日」とは、市がPFI法第21条第1項に基づき指定する義務事業の開始予定日である平成30年4月1日又は本契約の規定に従って延期された日をいう。
- (68) 「本事業期間」とは、本事業開始日から本事業終了日までの期間をいう。
- (69) 「本事業終了日」とは、第67条第1項に定める（第67条第2項の規定により延長された場合は当該延長後の）本事業期間の終了日をいう。
- (70) 「本事業用地」とは、**別紙9**に記載された土地をいう。
- (71) 「本処理区」とは、浜松市公共下水道事業における西遠処理区をいう。
- (72) 「本利用料金構成内容」とは、募集要項等に従って市及び運営権者が合意により定める利用料金の構成をいう。ただし、義務事業及び附帯事業の実施に必要な経費を含む

ものとする。

- (73) 「民法」とは、民法（明治 29 年法律第 89 号）をいう。
- (74) 「モニタリング基本計画」とは、浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業モニタリング基本計画をいう。
- (75) 「優先交渉権者」とは、市が運営権者を設立する者を選ぶために実施する運営権者選定手続で選定されたヴェオリア・JFE エンジ・オリックス・東急建設・須山建設グループをいう。
- (76) 「優先交渉権者構成員」とは、優先交渉権者を構成する法人であるヴェオリア・ジャパン株式会社、ヴェオリア・ジェネッツ株式会社、JFE エンジニアリング株式会社、オリックス株式会社、東急建設株式会社及び須山建設株式会社をいう。
- (77) 「要求水準」とは、本契約、募集要項等、要求水準書及び提案書類に基づき定められている、本事業実施において運営権者が充足すべき水準をいう。
- (78) 「要求水準書」とは、浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業要求水準書（要求水準書が追加又は変更された場合は、当該追加又は変更を含む。）をいう。
- (79) 「利用料金」とは、使用料等のうち、使用者が運営権者に対して支払う利用料金をいい、使用料等に対して、利用料金設定割合を乗じて算定されるものをいう。
- (80) 「利用料金収受代行業務」とは、使用者からの利用料金の収受に係る代行業務をいう。
- (81) 「利用料金収受代行業務委託契約」とは、第 47 条の規定に基づき、市と運営権者の間で利用料金収受代行業務に関して締結される**別紙 8**の様式による契約をいう。
- (82) 「利用料金設定割合」とは、義務事業及び附帯事業につき本事業の実施に必要な利用料金の構成に基づき、下水道条例に従って設定される一定の割合をいう。
- (83) 「BCP」とは、運営権者が要求水準に基づき作成する西遠浄化センター他 2 ポンプ場に対する事業継続計画である浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業業務継続計画書（略称：西遠 BCP）をいう。
- (84) 「PFI 法」とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）をいう。

別紙 2-1 義務事業の承継等の対象・方法

1. 運営権設定対象施設

運営権設定対象施設に対して、運営権が設定され、運営権者に引き渡されるものとする。

2. 運営権者譲渡対象資産

運営権者譲渡対象資産の譲渡手続は、本契約締結日以降に市が作成した予定価格に対し、運営権者が見積書を提出する方法で行う。運営権者が予定価格以上で有効な見積書を提出した場合、市と運営権者は運営権者譲渡対象資産に関する物品譲渡契約を締結し、運営権者は、当該契約の定めに従って市が指定する期日まで一括払いで対価を支払い、運営権者譲渡対象資産を取得するものとする。

運営権者譲渡対象資産のリストについては、市が譲渡手続の開始前までに、運営権者に対して提示するものとする。

別紙 2-2 物品譲渡契約書

件 名：浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業に係る【 】（以下「譲渡物品」という。）の譲渡

品名・規格・数量：別紙のとおり

引 渡 場 所：西遠浄化センター、浜名中継ポンプ場又は阿蔵中継ポンプ場用地内

譲 渡 代 金 額：¥●-¹
（うち消費税及び地方消費税相当額 ¥●-）

契 約 保 証 金：免除

浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業の実施にあたって、上記の物品を譲渡するため、平成 29 年 10 月 30 日付浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業公共施設等運営権実施契約書（以下「実施契約」という。）第 9 条第 1 項に基づき、浜松市（以下「譲渡人」という。）と運営権者である浜松ウォーターシンフォニー株式会社（以下「譲受人」という。）とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項により公正な物品譲渡契約（頭書を含み、以下「本契約」という。）を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。なお、実施契約において定義されている用語は、本契約において別段の規定がない限り、文脈上別意に解すべきものを除き、本契約においても同じ意味を有するものとする。

（総則）

第 1 条 譲渡人及び譲受人は、本契約に基づき、日本国の法令を遵守し、本契約を履行しなければならない。

2 実施契約と本契約の間に齟齬がある場合、本契約が実施契約に優先して適用される。

（契約の成立）

第 2 条 本契約は、譲渡人及び譲受人双方の権限ある代表者による本契約への記名押印又は署名が完了したときをもって成立する。

（権利義務の譲渡等）

第 3 条 譲受人は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させ若しくは

¹ 譲渡代金額は、公共施設等運営権設定後に運営権者から市に提出される見積りに従って決定される予定です。

担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、譲渡人の承諾を得た場合は、この限りでない。

(代金の支払い)

第4条 譲渡人は、譲渡代金の支払期限の20日前までに、譲受人に譲渡代金に係る請求書を送付するものとし、譲受人は、実施契約に定める本事業開始日の前日までに、譲渡代金を市が別途指定する銀行口座に振り込む方法により、譲渡人に一括して支払わなければならない。

2 譲受人は、前項に規定する期限までに譲渡代金を支払わないときは、その翌日から起算して支払日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年大蔵省告示第991号）に定める履行期日時点における率を乗じて計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

3 天災、地変その他不可抗力事象であって、譲渡人又は譲受人のいずれの責めにも帰す事が出来ない事由により支払いが遅延した場合には、その事由の継続する期間は延滞金を支払う日数に算入しないものとする。

(所有権の移転)

第5条 譲渡物品の所有権は、譲受人が前条第1項に定める譲渡代金（前条第2項に定める延滞金を支払う義務がある場合は、これに加えて延滞金）を支払ったことを譲渡人が確認したことを条件として、実施契約に定める本事業開始日をもって、譲渡人から譲受人に移転する。

(譲渡物品の引渡及び引取等)

第6条 譲渡人は、前条の譲渡人による支払確認がなされたことを条件として、本事業開始日に当該譲渡物品を譲渡人から譲受人に引き渡すものとし、譲受人はこれを速やかに引き取る義務を負うものとする。

2 譲渡人は、譲渡物品の引渡にあたり、適正な履行を確認するため譲渡人の職員を立ち合わせるものとする。

3 譲受人は前項の引渡を受けたときは、受領書を譲渡人に提出するものとする。

(危険負担)

第7条 譲受人は、本契約締結時から譲渡物品の引渡時までにおいて、当該物品が譲渡人の責めに帰すべき事由により滅失、毀損した場合を除き、譲渡人に対し譲渡代金の減免を請求することができない。

(瑕疵担保)

第8条 譲渡物品の引渡は現状有姿で行うものとし、譲受人は、本契約締結後、譲渡物品に数量の不足、その他隠れた瑕疵等のあることを発見しても、譲渡代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(契約の解除)

第9条 譲渡人及び譲受人は、相手方が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

2 譲渡人は、実施契約が解除その他の理由で本事業開始日前に終了した場合、本契約を解除することができる。本事業開始日以降は、いかなる理由によっても本契約を解除することはできないものとし、その場合の譲渡物品の取扱いは実施契約の定めに従うものとする。

3 譲渡人は、譲受人の役員若しくはその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者（以下「役員等」という。）が暴力団員等及びその他の関係者であると認められるとき、又は譲受人若しくは譲受人の親会社等が以下のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下本項において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(返還金等)

第10条 譲渡人は、譲渡人又は譲受人が前条に定める契約解除権を行使したときには、譲受人が支払った譲渡代金を返還しなければならない。ただし、当該返還金には延滞金は付さない。

2 譲渡人は、解除権を行使したときは、譲受人の負担した本契約の費用を返還しない。

3 譲渡人は、解除権を行使したときは、譲受人が譲渡物品に支出した必要費、有益費その他一切の費用を償還しない。

(損害賠償)

第11条 譲渡人及び譲受人は、第9条に定める契約解除権を行使したとき及び相手方が本契約に定める義務を履行しないことにより損害を受けたときは、損害賠償を請求することができる。

(返還金の相殺)

第 12 条 譲渡人は、第 10 条第 1 項の規定により譲渡代金を返還する場合において、譲受人が前条に定める損害賠償金を譲渡人に支払うべき義務があるときは、返還する代金の全部又は一部と相殺することができる。

(契約の費用)

第 13 条 本契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、すべて譲受人の負担とする。

(準拠法及び裁判管轄)

第 14 条 本契約の成立及び効力についての準拠法は日本法とし、本契約に関連して発生した全ての紛争については、静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(補則)

第 15 条 本契約に定めのない事項については、実施契約の定めに従うほか、必要に応じて譲渡人と譲受人とが協議して定める。

本契約の証として本書 2 通を作成し、譲渡人及び譲受人が記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

平成●年●月●日

	所在地	浜松市中区住吉五丁目 13 番 1 号		
譲渡人	名称	浜松市		
	代表者	浜松市水道事業及び下水道事業管理者	寺田 賢次	Ⓜ
	住所又は 所在地	浜松市中区布橋二丁目 6 番 1 号		
譲受人	商号又は 名称	浜松ウォーターシンフォニー株式会社		
	代表者	代表取締役	山崎 敬文	Ⓜ

別紙

譲渡物品の品名、規格、数量

別紙3 市が維持する協定等

相手方	文書名	締結日
浜松市五島地区自治会連合会	西遠浄化センターに関する環境保全協定書	平成29年1月18日
地方共同法人 日本下水道事業団	浜松市・日本下水道事業団災害支援協定	平成29年4月1日

別紙4 運営権対価の支払方法

1. 運営権対価前払金

① 支払額

運営権者から提案書類によって提案された運営権対価を4で除した金額（1円未満の端数が生じた場合には切り捨て）を運営権対価前払金とする。

② 支払方法及び支払手続

市は、運営権者に対して、運営権対価前払金の支払期限の20日前までに運営権対価前払金の支払いにかかる通知を行うものとする。運営権者は、通知内容を確認後、市に対して、運営権対価前払金並びにこれにかかる消費税及び地方消費税相当額を平成30年3月30日までに市が指定する銀行口座に振り込む方法により一括して支払う。

2. 運営権対価分割金

① 支払額

運営権者から提案書類によって提案された運営権対価から運営権対価前払金を減じた額を運営権対価分割金とし、これを20で除した額を各回において支払われるべき運営権対価分割金とする。

なお、当該20で除した額に1円未満の端数が生じた場合には、第2回目乃至第20回目の運営権対価分割金の支払額を当該端数を切り捨てた額とし、第1回目の運営権対価分割金の支払額を運営権対価分割金の総額から第2回目乃至第20回目の運営権対価分割金の支払額を減じた額とするものとする。

また、本契約第60条の規定によって運営権の行使が停止された場合、運営権の行使が停止された日が属する事業年度及びその後運営権の行使が再開された日が属する事業年度にかかる運営権対価分割金は、1年を365日とする日割計算により算出されるものとし、算出された金額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

② 支払方法及び支払手続

市は、運営権対価分割金の支払期限の20日前までに、運営権者に対して請求書を送付する。運営権者は、市に対して、事業期間にわたり、各事業年度の初日の直前の営業日までに、当該事業年度にかかる運営権対価分割金並びにこれにかかる消費税及び地方消費税相当額を、市が指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。

本事業開始日以降、本事業終了日より前に本契約が解除又は終了した場合、当該解除又は終了した日の属する事業年度にかかる運営権対価分割金は、1年を365日とする日割計算により算出されるものとし、算出された金額に1円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとする。

3. 運営権対価に関する消費税及び地方消費税の計算について

運営権対価にかかる消費税及び地方消費税は、運営権対価前払金の支払時点において適用される税率により計算されるものとする。

別紙 5 公有財産賃貸借契約

貸付人浜松市と借受人浜松ウォーターシンフォニー株式会社とは、平成 29 年 10 月 30 日付浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業公共施設等運営権実施契約書（以下「実施契約」という。）第 22 条第 2 項に基づき、次の条項により公有財産賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。²

なお、実施契約において定義されている用語は、本契約において別段の規定がない限り、文脈上別意に解すべきものを除き、本契約においても同じ意味を有するものとする。

（総則）

第 1 条 貸付人及び借受人は、本契約に基づき、日本国の法令を遵守し、本契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第 2 条 貸付人は、別記に記載する土地（以下「貸付物件」という。）を借受人に有償で貸付け、借受人はこれを借受ける。

2 実施契約と本契約の間に齟齬がある場合、本契約が実施契約に優先して適用される。

（契約の成立）

第 3 条 本契約は、貸付人及び借受人双方の権限ある代表者による本契約への記名押印又は署名が完了したときをもって成立する。

（権利義務の譲渡等）

第 4 条 借受人は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させ若しくは担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、貸付人の承諾を得た場合は、この限りでない。

（使用目的）

第 5 条 借受人は、貸付物件を【 】用地としてのみ使用し、貸付物件上に借地借家法第 2 条第 1 号に規定する借地権の対象となる建物は設置しないものとする。

（貸付期間）

第 6 条 貸付期間は、平成●年●月●日から平成●年●月●日までの●年間とする。³

（貸付料）

第 7 条 各事業年度の貸付料は、金●円とする。

² 本契約書案は、賃貸借の目的財産が土地であること、及び、当該土地に建物が建設されないことを前提として作成されています。建物の所有を伴う土地の賃貸借の提案又は建物の賃貸借に関する提案がなされた場合には、必要な修正を加える予定です。

³ 貸付期間に関する提案内容に応じ、延長の規定を設ける可能性があります。

- 2 貸付期間の満了日前に本契約が終了したときにおける、本契約の終了日が属する事業年度にかかる貸付料は、当該事業年度中に貸付していた月数により月割り計算し、貸付期間の初日から契約解除日までの期間が1ヶ月に満たないときは、日割り計算する。なお、月割り又は日割り計算した貸付料に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。貸付人は、貸付期間の満了日前に本契約が終了した場合、第8条に基づき受領済の当該事業年度の貸付料から、本項に従って計算された当該事業年度の貸付料を減じた額を、借受人に対して支払う。
- 3 貸付人は、貸付物件の価格が上昇したとき、貸付人が貸付物件につき特別の費用を負担することになったとき、その他正当な理由があると認めるときは、貸付料の増額を請求することができる。

(貸付料の支払い)

第8条 借受人は、前条の規定による各事業年度分の貸付料を、当該事業年度の開始日の前日までに、それぞれ貸付人の指定する口座に振り込む方法により貸付人に支払わなければならない。この場合における振込手数料は、借受人の負担とする。ただし、これらの期限が浜松市の休日定める条例（平成元年浜松市条例第76号）第1条の市の休日であるときは、当該市の休日の前日をもってその期限とする。

(遅延損害金)

第9条 借受人は、貸付料等本契約に基づく金銭を各支払期日までに支払わないときは、浜松市税外収入金の延滞金に関する条例（昭和33年浜松市条例第5号）の規定による延滞金の額の計算の例によって計算した額の遅延損害金を貸付人に支払わなければならない。

(瑕疵担保)

第10条 借受人は、本契約締結後、貸付物件に数量の不足、その他隠れた瑕疵のあることを発見しても、貸付料の減免又は損害賠償の請求をすることができないものとする。

(転貸等の禁止)

第11条 借受人は、貸付人の承認を得ないで、貸付物件を第三者に転貸し又は賃借権その他の使用又は収益を目的とする権利を設定してはならない。

(使用目的等の変更)

第12条 借受人は、次のいずれかに該当する場合には、事前に詳細な理由を付した書面をもって貸付人の承認を得なければならない。

- (1) 貸付物件の使用目的を変更するとき
- (2) 貸付物件の形状又は形質を変更するとき
- (3) 貸付物件上に、建物又は工作物を建築するとき

(物件保全義務等)

第13条 借受人は、常に善良な管理者としての注意をもって貸付物件の維持保存につとめなければならない。

- 2 借受人は、貸付物件が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合には、その損害の責を負うものとし、貸付人が借受人に代わって賠償の責を果たした場合には、借受人に求償することができる。
- 3 借受人は、貸付物件の全部又は一部が滅失又はき損した場合は、ただちに貸付人にその状況を通知しなければならない。
- 4 貸付人は、貸付物件の修繕義務を負担しないものとし、当該物件について維持、保存、改良その他の行為をするため支出する経費は、すべて借受人の負担とする。

(実地調査等)

第14条 貸付人は、債権の保全その他必要があると認めるときは、借受人に対し、その業務又は資産の状況に関し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき資料若しくは報告の提出を求めることができる。この場合において、借受人は、その調査を拒み、妨げ又は報告を怠ってはならない。

(違約金)

- 第15条 借受人は、第11条から前条までに定める義務に違反したときは、違約金として違反した事業年度の貸付料に相当する金額を貸付人に支払わなければならない。ただし、その違反するに至った事由が借受人の責に帰することができないものであると貸付人が認めるときは、この限りでない。
- 2 前項に規定する違約金は、第19条第1項に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(契約の解除)

- 第16条 貸付人は、借受人が本契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。
- 2 貸付人は、貸付人が公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするときは、本契約を解除することができる。
 - 3 貸付人は、借受人の役員若しくはその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者（以下「役員等」という。）が暴力団員等及びその他の関係者であると認められるとき、又は借受人若しくは借受人の親会社等が以下のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。
 - (1) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下本項において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定す

る暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 転貸契約その他の契約に当たり、その相手方が第(1)号乃至前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 借受人が、第(1)号乃至第(5)号までのいずれかに該当する者を転貸契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、貸付人が借受人に対して当該契約の解除を求め、借受人がこれに従わなかったとき。

- 4 借受人は、貸付人が本契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。
- 5 借受人は、第6条に規定する貸付期間にかかわらず使用目的を終了するときは、使用目的を終了する日の6ヶ月前までに書面により貸付人に予告した上で、本契約を解除することができる。
- 6 本契約の他の規定にかかわらず、実施契約が終了した場合には、本契約は当然に終了する。

(暴力団の排除のための協力)

第17条 借受人は、本契約の履行に当たって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、貸付人に報告するとともに、管轄警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。

- 2 借受人は、本契約に関する転貸契約その他の契約に際しては、当該契約の相手方に対し、当該契約の履行に当たって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、借受人を通じて貸付人に報告するとともに、管轄警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行うよう求めなければならない。

(原状回復)

第18条 借受人は、第6条に定める貸付期間が満了し、又は第16条の規定により本契約が解除され若しくは終了して貸付物件を貸付人へ返還する場合には、貸付期間の満了日又は契約解除日若しくは契約終了日までに、借受人の負担と責任にて貸付物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、貸付人と借受人の協議により、原状回復の程度を定めることができる。

- 2 借受人は、前項ただし書により原状回復の程度を定めて貸付物件を返還した場合において借受人が貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕料等の必要費及びその他の費用があっても、これを貸付人に請求しないものとする。

(損害賠償)

第 19 条 借受人は、本契約に定める義務の不履行により貸付人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 貸付人は、本契約に定める義務の不履行により借受人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 3 貸付人は、第 16 条第 2 項に規定する解除権の行使により借受人に損失が生じたときは、その損失を補償しなければならない。

(契約の費用)

第 20 条 本契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、すべて借受人の負担とする。

(準拠法及び管轄裁判所)

第 21 条 本契約の成立及び効力についての準拠法は日本法とし、本契約に関連して発生した全ての紛争については、静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(補則)

第 22 条 本契約に定めのない事項については、実施契約の定めに従うほか、必要に応じて貸付人と借受人が協議して定める。

本契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、貸付人及び借受人の両者記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

平成●年●月●日

	所在地	浜松市中区住吉五丁目 13 番 1 号		
貸付人	名称	浜松市		
	代表者	浜松市水道事業及び下水道事業管理者	寺田 賢次	Ⓔ
	住所又は 所在地	浜松市中区布橋二丁目 6 番 1 号		
借受人	商号又は 名称	浜松ウォーターシンフォニー株式会社		
	代表者	代表取締役	山崎 敬文	Ⓔ

別記（第2条関係（貸付物件））

所在	地番	公簿地目	地積（㎡）		備考
			公簿	貸付け	

別紙 6 保険

本契約第 26 条第 1 項に基づき、運営権者の責任と費用負担により付する保険の種類及び金額は以下のとおりとする。ただし、以下に列挙する保険は、最小限度加入すべき保険であり、運営権者の判断に基づきその他の保険契約を締結することを妨げるものではない。

1. 運営権設定対象施設について付保することを義務づける保険

- ① 第三者賠償責任保険（填補限度額：対人 1 億円/1 名・3 億円/1 事故以上、対物 3 千万円/1 事故以上）

別紙 7-1 改築実施基本協定

浜松市（以下「市」という。）と浜松ウォーターシンフォニー株式会社（以下「運営権者」という。）とは、運営権設定対象施設（市と運営権者の間の平成 29 年 10 月 30 日付浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業公共施設等運営権実施契約書（以下「実施契約」という。）において定義された意味を有する。）の改築に係る業務に関し、次のとおり協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。本基本協定において用いられる用語は、本基本協定において別途定義される場合を除き、実施契約において定義された意味を有する。

（改築に係る業務の内容及びその範囲）

第 1 条 平成●年度から平成●年度までの期間について、別記の対象及び範囲の改築に係る業務を、実施契約に基づく改築に係る業務の対象とする。

（改築に係る業務に要する費用）

第 2 条 第 1 条に定める期間の改築に係る業務に要する費用の予定額は、金●円とし、各事業年度における改築に係る業務に要する費用の予定額（ただし、前事業年度以前の事業年度において国補助金の交付決定を受けた単年度対象改築業務に要する費用を除く。）は、以下のとおりとする。

平成●年度：金●円

平成●年度：金●円

平成●年度：金●円

平成●年度：金●円

平成●年度：金●円

（改築に係る業務の実施）

第 3 条 運営権者は、実施契約、本基本協定及び年度実施協定で定めるところにより、改築に係る業務を行う。

（費用の支出）

第 4 条 各事業年度の改築に係る業務に要する費用の負担については、実施契約及び年度実施協定の定めるところによる。

2 市は、前項の費用のうち市が負担すべき額を、実施契約及び年度実施協定の定めるところにより、運営権者に支払う。

（報告等）

第 5 条 運営権者は、各事業年度の改築に係る業務に関し建設業者その他の第三者と工事請負契約その他の契約を締結したときは、すみやかに市にその概要を通知するものとする。

2 市は、改築に係る業務の実施に関し必要があると認めるときは、実施契約の規定に基づき運営権者に報告を求めることができる。

(年度実施協定)

第6条 市と運営権者とは、実施契約に従って、各事業年度に行う改築に係る業務の内容及びその範囲、完成期限及び費用その他必要な事項について年度実施協定を毎事業年度締結するものとする。

(本基本協定の効力)

第7条 本基本協定は、本基本協定に基づくすべての年度実施協定がその効力を失う日まで効力を有する。

(その他)

第8条 本基本協定に定めのない事項については、実施契約に従う。

本基本協定を証するため、本書2通を作成し、市及び運営権者は記名押印し、それぞれ1通を保有する。

平成●年●月●日

	所在地	浜松市中区住吉五丁目13番1号		
市	名称	浜松市		
	代表者	浜松市水道事業及び下水道事業管理者	寺田 賢次	Ⓔ
	住所又は 所在地	浜松市中区布橋二丁目6番1号		
運営権者	商号又は 名称	浜松ウォーターシンフォニー株式会社		
	代表者	代表取締役	山崎 敬文	Ⓔ

改築に係る業務の対象及びその範囲

別紙 7-2 年度実施協定

浜松市（以下「市」という。）と浜松ウォーターシンフォニー株式会社（以下「運営権者」という。）とは、市と運営権者の間の平成●年●月●日付改築実施基本協定（以下「本基本協定」という。）に基づき、平成●年度における運営権設定対象施設（市と運営権者の間の平成 29 年 10 月 30 日付浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業公共施設等運営権実施契約書（以下「実施契約」という。）において定義された意味を有する。）の改築に係る業務に関し、次のとおり協定（以下「本年度実施協定」という。）を締結する。

（工事名、工事区分、完成期限、年度支出区分及び出来高、並びに工事金額）

第 1 条 実施契約及び本基本協定に基づき平成●年度において運営権者が実施する改築に係る業務（以下「本改築業務」という。）の工事名、工事区分、完成期限、年度支出区分及び出来高、並びに工事金額は、以下のとおりとする。

工事名	工事区分 ⁴	完成期限	年度支出区分及び出来高 ⁵					工事金額 ⁶
			平成●年度	平成●年度	平成●年度	平成●年度	平成●年度	
【 】 工事			●円 ●%	●円 ●%	●円 ●%	●円 ●%	●円 ●%	●円
【 】 工事			●円 ●%	●円 ●%	●円 ●%	●円 ●%	●円 ●%	●円
当該年度支出合計 ⁷			—	●年	—	—	—	—

（費用の支払）

第 2 条 市は、実施契約に定めるところにより、本改築業務の実施に要する費用のうち市が支払うべき額を運営権者に支払うものとする。

（本年度実施協定の効力）

第 3 条 本年度実施協定は、前条に基づく市による費用の支払が完了する日まで効力を有する。

（その他）

第 4 条 本年度実施協定に定めのない事項については、実施契約に従う。

⁴ 当該事業年度から新たに開始される工事の場合は「新規」と、前事業年度以前に開始された工事の場合は「継続」と記載する。

⁵ 各事業年度につき、表に記載された工事が当該事業年度に実施されない場合は、「—」と記載する。

⁶ 各工事に係る工事金額の総額を記載する。

⁷ 年度実施協定の対象となる事業年度に係る各工事の工事金額の合計額を記載する。

本年度実施協定を証するため、本書 2 通を作成し、市及び運営権者は記名押印し、それぞれ 1 通を保有する。

平成●年●月●日

	所在地	浜松市中区住吉五丁目 13 番 1 号		
市	名称	浜松市		
	代表者	浜松市水道事業及び下水道事業管理者	寺田 賢次	㊞
	住所又は 所在地	浜松市中区布橋二丁目 6 番 1 号		
運営権者	商号又は 名称	浜松ウォーターシンフォニー株式会社		
	代表者	代表取締役	山崎 敬文	㊞

別紙 8 利用料金収受代行業務委託契約

業 務 委 託 契 約 書

- 1 業務の名称 浜松市公共下水道事業における西遠処理区に係る下水道利用料金収受代行業務
- 2 業務の場所 浜松市及び関連の区域
- 3 契約金額 別紙委託料算定表に基づき算出された金額
- 4 履行期間 平成●年●月●日から平成●年●月●日まで
- 5 その他 契約金額の支払については、本契約別紙による請求を受けたとき、委託者は請求書に記載された期限までに請求された金額を受託者に支払う

上記業務委託について、浜松ウォーターシンフォニー株式会社を委託者とし、浜松市を受託者として、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。なお、委託者と受託者の間の平成29年10月30日付浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業公共施設等運営権実施契約書（以下「実施契約」という。）において定義されている用語は、この契約において別段の規定がない限り、文脈上別意に解すべきものを除き、この契約においても同じ意味を有するものとする。

平成●年●月●日

住所又は
所在地 浜松市中区布橋二丁目 6 番 1 号

委託者 商号又は
名 称 浜松ウォーターシンフォニー株式会社

代 表 者 代表取締役 山崎 敬文 ㊞

所 在 地 浜松市中区住吉五丁目 13 番 1 号

受託者 名 称 浜松市

代 表 者 浜松市水道事業及び下水道事業管理者 寺田 賢次 ㊞

条 項

(業務委託)

第1条 委託者は、受託者に対し以下の業務を委託し、受託者は当該業務を受託する。

- (1) 窓口業務
 - ア 排水装置受付業務
 - イ 使用中止開始業務
 - ウ 口座等登録業務
 - エ 漏水軽減処理業務
- (2) 調定業務
 - ア 検針業務
 - イ 検算業務
 - ウ 納入通知業務
 - エ 調定更正業務
 - オ 減免に関する業務
- (3) 収納業務
 - ア 口座振替業務
 - イ 納付業務
 - ウ クレジットカード納付業務
 - エ 還付業務
- (4) 滞納整理業務
 - ア 催促等案内業務
 - イ 未納者徴収業務（ただし、未納徴収業務の対象からは、①委託者自らが滞納整理を行った方が合理的であると判断したもの、②破産、競売等の事件に至った使用者に関するもの及び③市が徴収困難と判断し、水道料金及び下水道使用料の徴収を停止した者又は市が水道料金又は下水道使用料にかかる債権を放棄した者に関するものを除く。）
 - ウ 給水停止業務
- (5) システム関連業務
- (6) (1)から(5)までの業務に附帯する業務

(委託料)

第2条 委託者は、受託者に対し、業務の対価として、別紙委託料算定表に基づき算出される金額（以下「委託料」という。）を支払う。

- 2 委託者は、前項の委託料を年間2回に分けて支払うものとする。支払い方法は、別紙委託料算定表に定めるとおりとする。

(再委託)

第3条 受託者は、業務の処理を第三者（以下「再委託先等」という。）に委託し、又は請け負わせることができる。この場合、受託者は、当該再委託先等への委託又は請負に関す

る契約の締結後速やかに、当該契約を締結した旨及び契約の相手方を委託者に通知する。

(管理義務)

第4条 受託者は、業務着手から完了にいたるまで、その業務全体の管理及び使用人等の行為について、全ての責任を負わなければならない。

2 受託者は、業務を再委託した場合、再委託先等を指導・管理する。

(関係法令の遵守)

第5条 業務の実施に当たっては、浜松市個人情報保護条例（平成16年浜松市条例第28号）、浜松市下水道条例（昭和37年浜松市条例第21号）その他関連する法令を遵守し、使用者及びその関係者の情報及びデータの保護に最善の努力を払わなければならない。

(事業所及び営業時間)

第6条 受託者が、この業務を実施する場所及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 場所

浜松市及び関連の区域

(2) 営業時間

平日の午前8時30分から午後5時15分までを含む、受託者が業務内容により設定した営業日の営業時間とする。ただし、この営業日の営業時間外であっても、柔軟に対応できる体制を整えておくものとする。

(届出書等の処理)

第7条 受託者は、業務において、使用者等から受理した届出書及び申請書等（以下「届出書等」という。）を保管するものとする。受託者は、委託者が求めた場合には、速やかに届出書等を委託者に開示しなければならない。

(業務に関する書類の提出及び報告等)

第8条 受託者は、業務を実施するにあたっては、委託者に次に掲げる届出等を行わなければならない。

(1) 業務予定表の提出

各事業年度において業務を実施しようとするときは、あらかじめ当該各事業年度にかかる業務予定表を委託者に提出し、委託者の承認を受けるものとする。ただし、年間を通じての日常的な業務については、業務予定表の提出を省略することができる。

(2) 業務完了報告書の提出

各事業年度において業務を完了したときは、直ちに業務完了報告書を委託者に提出しなければならない。

(3) 業務責任者の届出

業務の実施にあたり、委託者に業務責任者を届け出なければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、受託者は、業務を実施するに当たっては、委託者と受託者が別途合意により定める内容及び形式の報告書を、別途合意により定める期限までに提出しなければならない。
- 3 前各項に定めるもののほか、受託者は、業務に関し報告が必要と判断したときは、適宜の方法で遅滞なく報告しなければならない。

(業務に関する調査等)

第9条 委託者は、必要に応じ、受託者に対して業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(収受した利用料金の支払)

第10条 受託者は、委託者に対し、各月において使用者等から収受した使用料等のうち利用料金相当額を、使用者等が受託者に対し支払った使用料等が受託者の指定する銀行口座に着金した日の属する月の翌々月の末日までに、委託者の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。ただし、利用料金が実施契約に基づき要求水準違反違約金、契約解除違約金又は支払期限の到来した運営権対価の未払金に充当された場合には、当該充当された額を減じた額が支払われるものとする。

(検査)

第11条 委託者は、第8条第1項第2号の業務完了報告書を受理したときは、直ちに検査をし、検査の結果を受託者に通知しなければならない。

- 2 受託者は、前項の規定による検査の結果、不合格とされたときは、直ちに補正を行い、再検査を受けなければならない。

(業務内容の変更)

第12条 受託者と委託者は、必要があると認めるときは、委託者と受託者の間で協議のうえ、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止させる若しくは中止することができる。この場合において、委託料又は履行期間を変更する必要があると認めるときは、かかる協議においてこれを定めるものとする。

(履行期間の延長)

第13条 履行期間は、実施契約に定める本事業期間が延長された場合には、当該本事業期間の末日まで当然に延長されるものとする。

(損害の負担)

第14条 受託者は、業務の実施上発生した事故に関する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、自己の責任において処理しなければならない。なお、その損害に対して賠償しなければならない。ただし、その損害が、委託者の責に帰する理由による場合においては、この限りでない。

- 2 受託者は、事故による損害が発生したときは、直ちに書面により事故による損害の発生を委託者に通知しなければならない。
- 3 受託者は、この業務の実施に当たって使用する物品等について、故意又は過失によって生じたと認められる故障、損傷又は紛失により委託者に損害を与えたときは、当該損害を賠償しなければならない。この場合、前項の規定を準用する。

(費用の負担)

第 15 条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、受託者の負担とする。

(業務調整会議)

第 16 条 委託者と受託者は、必要と認めるときは、相手方に対し、業務調整会議の開催を求めることができる。

(機密保持)

第 17 条 受託者は、業務の実施において知り得た使用者等についての情報（以下「個人情報」という。）を他に漏らしてはならない。この契約が満了し、又は解除された後も同様とする。

- 2 受託者は、業務を実施する上で取得又は保有した個人情報の漏洩を防止するため、次の各号の定めるところにより保護措置をとらなければならない。
 - (1) 個人情報を取扱う者を必要最低限のものに限定し、及びアクセス制限等により他の者がその情報に触れることができないよう措置し、並びに取扱う業務責任者等に対し、情報の適正な取扱いをするよう指導しなければならない。
 - (2) 業務に係る個人情報のデータ管理等について、その保管場所、方法等について万全の注意を払わなければならない。
 - (3) 業務の実施において不要となった一切の個人情報は、受託者が自己の責任において処分しなければならない。

(個人情報の保護)

第 18 条 受託者は、業務の実施に伴い個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう努めるとともに、細心の注意をもって個人情報の保護及び管理にあたらなければならない。

(天災その他)

第 19 条 受託者は、実施契約に定める不可抗力により、業務を続行することができなくなったときは、その状況のやむまでの間、業務の提供を停止し、業務提供に関するこの契約上の義務を一切免れるものとする。

- 2 前項の規定により、業務の一部が停止されたときも、委託者は出来高に応じて所定の委託料を支払うものとする。業務の全部が停止した場合の業務停止期間中の委託料については、委託者と受託者とが協議の上、定めるものとする。

(契約の終了)

第 20 条 実施契約が終了した場合、この契約は当然に終了する。

2 前項に基づきこの契約が終了した場合、受託者は、委託者に対し、この契約の終了時点において受託者の指定する銀行口座に着金済であり、かつ委託者に対し未払の利用料金相当額を、第 10 条に従って支払う。

3 この契約の終了時点までに受託者の指定する銀行口座に着金していない利用料金の取扱いについては、委託者及び受託者の協議により定める。

(権利義務の譲渡等)

第 21 条 受託者と委託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させ若しくは担保に供してはならない。

(管轄裁判所)

第 22 条 この契約に関連して発生した全ての紛争は、静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第 23 条 この契約の定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、委託者と受託者とが協議の上、定めるものとする。

(規則等の遵守)

第 24 条 この契約書に定めるもののほか契約の履行にあたっては、実施契約及び浜松市上下水道部契約規程（昭和 41 年浜松市公営企業局管理規程第 17 号）を遵守しなければならない。

浜松市下水道利用料金収受代行業務委託料算定表

1 委託料の算定方法

(1) 算定期間

毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間を1事業年度として算定する。

(2) 算定方法

$$\begin{aligned} 1 \text{ 事業年度の委託料} &= \text{浜松市下水道事業徴収業務負担金額}^8 \\ &\times (\text{西遠処理区調定件数} \div \text{下水道事業総調定件数}) \\ &\times \text{利用料金設定割合}^9 \end{aligned}$$

(3) 支払手続

委託者は、前項の委託料を年間2回に分けて、市が指定する銀行口座に一括して支払うものとする。

①9月請求分

当該事業年度の受託者予算額、調定予定件数は当該年度の見込件数を用いて前号の算定方法で仮算出された金額の2分の1を、請求書に記載された期限までに、受託者が指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。

②3月請求分

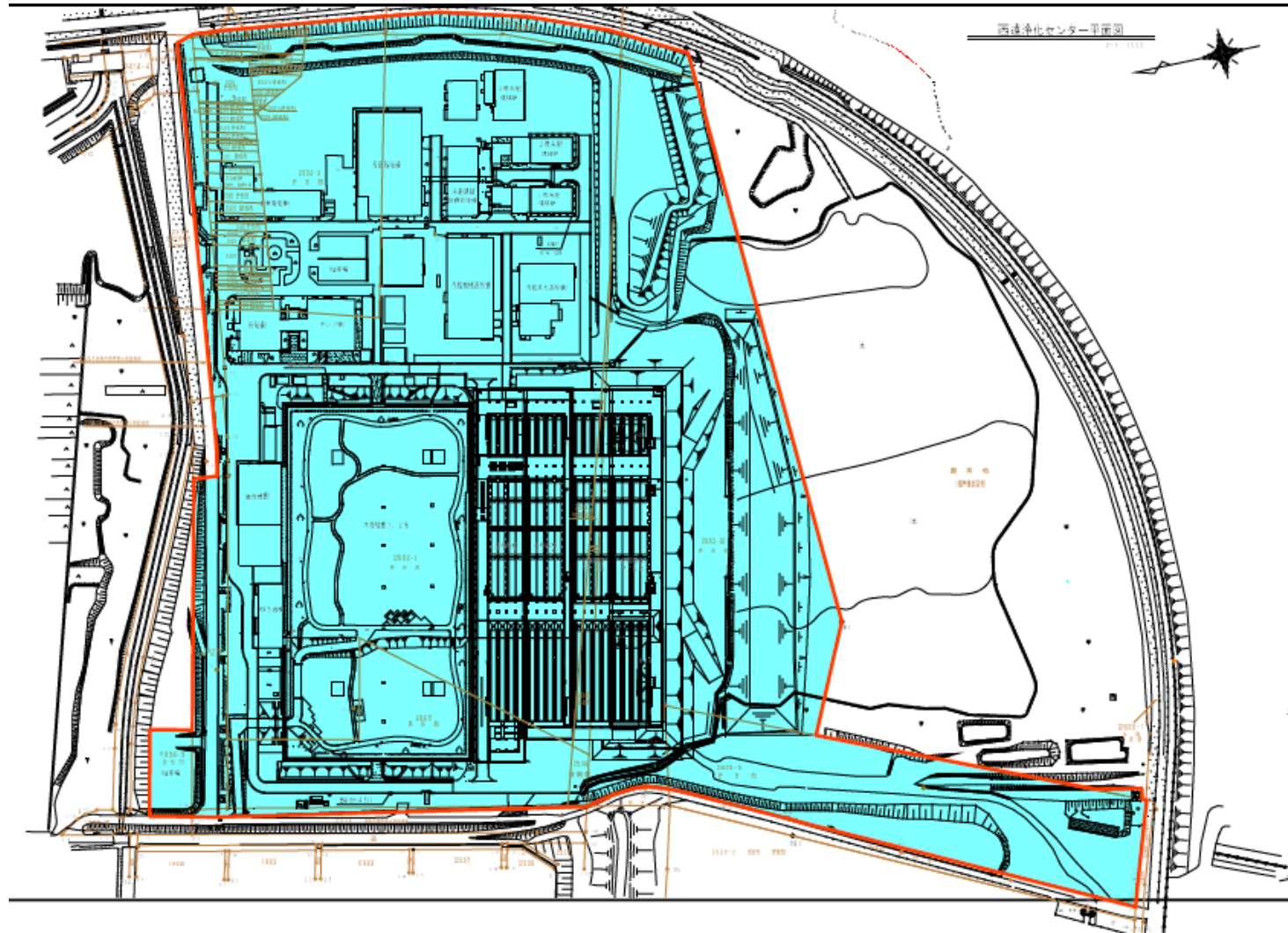
当該事業年度に確定した、実費及び実調定件数を基に精算を行う。受託者は、各事業年度において第11条に基づく委託者による検査に合格した場合、当該事業年度に係る委託料の請求書を委託者に送付するものとし、委託者は、当該委託料を請求書に記載された期限までに、受託者が指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。

⁸ 浜松市上下水道部における会計間の負担に関する事務取扱基準第4条(1)下水道使用料の調定及び収納等に関する経費で、下水道事業全体の負担金額とします。

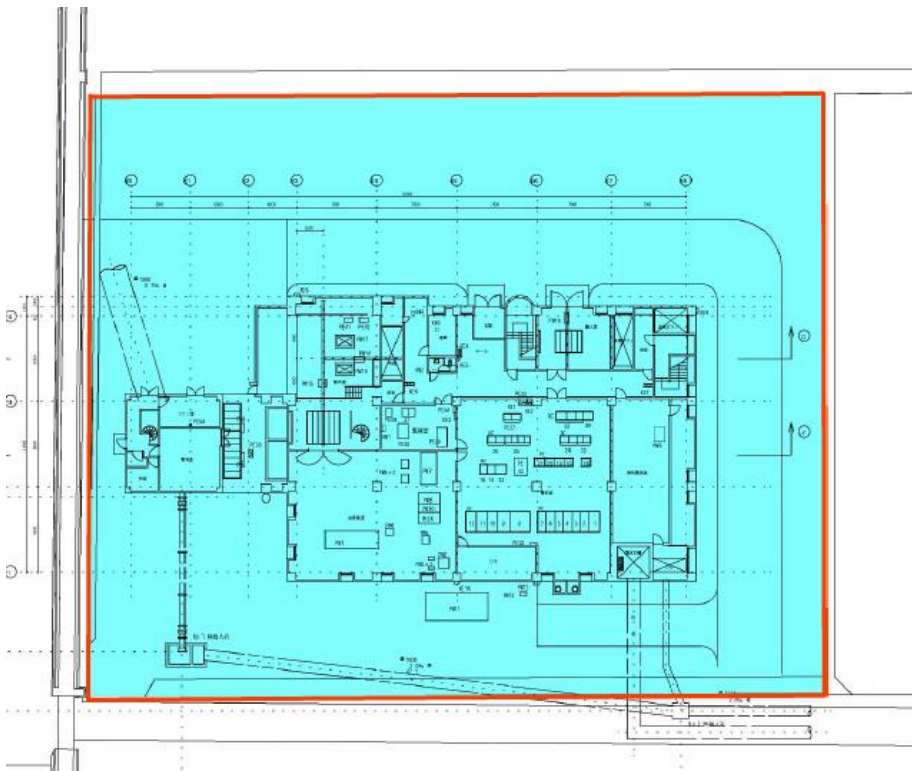
⁹ 平成29年10月30日付浜松市公共下水道終末処理場(西遠処理区)運営事業公共施設等運営権実施契約書に定める利用料金設定割合(同契約に従って変更された場合には、変更後の利用料金設定割合とし、この場合、日割計算により委託料を計算します。)とします。

別紙 9 本事業用地

1. 西遠浄化センター



2. 浜名中継ポンプ場



3. 阿蔵中継ポンプ場

